

大学院研究科便覧

工学研究科〈修士課程・博士後期課程〉
情報学研究科〈修士課程〉

2 0 2 6

大同大学

建学の精神

産業と社会の要請に応える
人材の養成

大学の理念

実学主義

大同大学は
実学の教育と研究を通じて
産業と社会に貢献します



大学院の概要

1. 大学院の沿革と組織
2. 大学院研究科と課程の目的
3. 工学研究科の教育目標・教育方針
4. 情報学研究科の教育目標・教育方針
5. 学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針
6. 学位論文評価基準

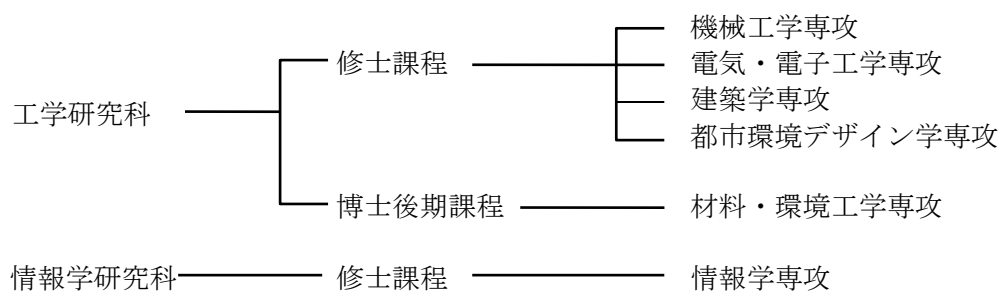
1. 大学院の沿革と組織

沿革

平成 2 年 4 月	大学院工学研究科を設置 機械工学専攻、電気・電子工学専攻、建設工学専攻の 3 専攻からなる修士課程を開設
平成 7 年 4 月	工学研究科に博士後期課程材料・環境工学専攻を開設
平成 17 年 4 月	情報学研究科を設置 修士課程情報学専攻を開設
平成 18 年 4 月	工学研究科修士課程建設工学専攻の学生募集を停止 工学研究科修士課程に建築学専攻と都市環境デザイン学専攻を開設
平成 20 年 3 月	工学研究科修士課程建設工学専攻を廃止

組織

現在の大学院研究科の構成は、次のとおりである。



*博士後期課程へは、工学研究科からだけでなく情報学研究科からも進学可能

2. 大学院研究科と課程の目的

工学研究科

工学研究科の目的は、次のとおりである。

(目的)

本大学院の工学研究科は、科学の応用である工学を教授研究し、産業を基盤とする人間社会に科学技術面から貢献する優れた人材を育成することを目的とする。(大同大学大学院学則第4条の2の第1項)

情報学研究科

情報学研究科の目的は、次のとおりである。

(目的)

本大学院の情報学研究科は、情報の科学とその広い応用にかかわる情報学を教授研究し、情報社会に貢献する優れた人物を育成することを目的とする。(大同大学大学院学則第4条の2の第2項)

また、両研究科の修士課程および工学研究科の博士後期課程の目的は、次のとおりである。

修士課程

(目的)

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(大同大学大学院学則第5条の2の第1項)

博士後期課程

(目的)

博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。(大同大学大学院学則第5条の2の第2項)

3. 工学研究科の教育目標・教育方針

(1) 修士課程

機械工学専攻

大学院工学研究科の教育理念・目標をもとに、機械工学専攻の教育目標・教育方針を次のように定めている。

【機械工学コース】

- ①基礎学力を十分身に付けた、優れた応用開発能力を有する創造性豊かな機械技術者の養成を目的とする。
- ②機械工学の基礎学力を充実高度化させるとともに、自主的な課題解決能力と創造性を育成する。
- ③グローバルな視点に立った幅広い知識を修得させ、コミュニケーション力とリーダーシップを備えた人間性豊かな技術者を養成する。

【機械システム工学コース】

- ① 基礎学力を十分身に付けた、優れた応用開発能力を有する創造性豊かな機械システム技術者の養成を目的とする。
- ② 将来の重要課題である環境、福祉、安全の向上、国際競争力堅持に役立つ機械システム開発者を育成する。
- ③ コミュニケーション能力とリーダーシップを備え、社会に貢献する人間性豊かな技術者を育成する。

電気・電子工学専攻

電気・電子工学は、わが国の産業を幅広い分野で支える基幹工学である。本専攻では電気機器・電子情報産業はもとより、自動車産業など他の業界をも含む社会での多様な要請に、柔軟に対応できる基礎知識および技術の習得を目標とした教育を行う。このためカリキュラムは学部教育から連続性を持たせた構成となっており、専門性の高い教育・研究を行うと共に、全専攻共通の講義により、幅広い知識と高い教養を持った技術者を養成する。

建築学専攻

建築学はわが国の社会基盤を計画・整備する基幹的な学問分野であると同時に、我々の生活に直接関わる居住空間を形成するための最も身近な学問分野といえる。本専攻では、建設業界を始めとする社会の多様な要請に対し、柔軟に対応できる基礎知識および技術の習得を目的とした教育を行う。

このため教育・研究内容には、学部教育からの連続性と幅広い視点から、建設・計画・環境の広い分野に係わる学科目が配置されている。このカリキュラムにより、専門性の高い教育とともに幅広い知識と教養の修得を目指した教育を実施する。

都市環境デザイン学専攻

学習教育目標

a. 教育目標

- 1) 土木・環境コースでは、学際的な視点に立って、持続的発展可能な社会基盤の整備に必要な工学的手法を修得する。かおりデザインコースでは、学際的な視点に立って、快適な住環境の創造に必要な工学的手法を取得する。
- 2) 実験や調査を計画・遂行してデータを正確に分析し、論理的に考察し、まとめて発表できる能力を身につける。

b. 人材の養成目標

- 1) 都市環境デザインの分野において高度で専門的な知識・能力を有する。
- 2) 倫理観に根ざした責任感を持ち、社会に貢献できる。
- 3) 課題を探究して自主的、継続的に学習でき、与えられた制約の下で解決のための過程を構築できる実践的能力がある。また、それらのリーダーシップがとれる。

(2) 博士後期課程

材料・環境工学専攻

博士後期課程は、修士課程のいずれからでも進学できる材料・環境工学専攻の1専攻のみで構成されており、大学院工学研究科の教育理念・目標をもとに、材料・環境工学専攻の教育理念・教育方針を次のように定めている。

- ①材料・環境工学の高度な専門知識を有し、未知の分野を開拓しうる能力を育成できるように、特論、輪講を設けている。
- ②幅広い基礎知識と視野を有し、課題を総合的に理解し追求する能力を育成するために、特別講義を全学科目の分野にわたって行う。
- ③特別研究および論文作成を通じて、創造性豊かな個性を有し、主体的にかつ柔軟に行動する能力を養成する。
- ④上記の授業科目に加えて、学外研修と特別調査演習を設けて、産業界において技術をリードできる高級な技術を養成する。
- ⑤授業科目の選択にあたっては指導教員が、本学および外国人留学生を含む他大学出身者、あるいは社会人それぞれに応じて、きめ細かく個別的に指導する。

4. 情報学研究科の教育目標・教育方針

(1) 修士課程

情報学専攻

近年、情報科学および情報通信技術は飛躍的に発展し、その応用分野を急速に拡大し、さらには我々のライフスタイルにも大きな変化をもたらしている。このような情勢において情報学に課せられる多様な社会的要請に応えるため、本専攻では情報システムコース、情報デザインコース、経営情報コースの3コースを設けて、専門的かつ体系的な教育を多面的に行う。情報システムコースでは、コンピュータとネットワークの基本原則と先進技術を習得し、様々な分野で情報システムの開発・運用に携わることができる人材を育成する。情報デザインコースでは、複雑化・多様化したメディア社会において、情報コンテンツの質的向上ならびに量的拡大を図っていくことができる人材を育成する。経営情報コースでは、経営と情報の複眼的な視点から社会や経済・経営における様々な問題に対して現実的な解決方法に結びつけることができる人材を育成する。

5. 学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針

(1) 工学研究科修士課程

機械工学専攻

[学位授与の方針]

下記の能力を備え、機械工学分野において高度で専門的な技術者として認められる者に学位を授与する。

- ・ 機械工学における高い専門知識を活かして機械および機械システムを総合的に捉え、課題解決ができる。
- ・ 機械工学の知識を有し、設計・製作・解析・評価・管理を行うことができる。
- ・ 先端技術を理解し、新技術に関して興味を持ち続けることができる。
- ・ グローバルな視点に立って幅広い知識を修得できる。
- ・ 人間性に優れ、柔軟な発想とリーダーシップを発揮して問題を解決できる。

[教育課程編成・実施の方針]

学位授与方針の達成のため、論理的思考力、創造力、国際性、問題解決能力の開発を重視し、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

- ・ 工学分野を取り巻く社会環境の幅広い理解のための全研究科共通科目

- ・ 機械および機械システム分野の先進的技術と理論を学修する専攻科目（特論）
- ・ 機械および機械システム分野の先進的技術と理論を実践的に応用する演習科目（特別演習）
- ・ セミナー形式等による修士論文作成のための学修・研究科目（特別研究）

電気・電子工学専攻

[学位授与の方針]

下記の能力を備え、電気電子工学分野において高度で専門的な技術者として認められる者に学位を授与する。

- ・ 電気電子工学分野の基礎的専門知識および技術を持ち、多様な社会に柔軟に対応できる。
- ・ 目標設定とそのための課題解決ができる。
- ・ 先端技術分野を理解し、新技術に対して興味・関心を持ち続ける。

[教育課程編成・実施の方針]

学位授与方針の達成のため、論理的思考力、創造力、自発性、実践能力の開発を重視し、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

- ・ 工学分野を取り巻く社会環境の幅広い理解のための全研究科共通科目
- ・ 電気電子工学の専門知識を得るため、電気エネルギー分野、コンピュータ制御分野、電子材料・デバイス分野の先進的技術と理論を学修する講義科目（特論）
- ・ 電気電子工学分野の先進的技術と理論を実践的に応用する演習科目（特別演習）
- ・ 修士論文の作成と発表を通じ、問題解決能力と創造性を育成するための研究科目（特別研究）

建築学専攻

[学位授与の方針]

下記の能力を備え、建築またはインテリアデザイン分野における高度で専門的な知識を社会の変化に柔軟に対応して活用できる者に学位を授与する。

- ・ 建築またはインテリアデザイン分野の先進的な専門知識を、建築生産活動の実践を通して社会に還元できる。
- ・ 建築またはインテリアデザイン分野の先進的な専門知識を、建築生産活動の現場において、さらに発展させることができる。
- ・ 建築またはインテリアデザイン分野の幅広い基礎知識を有し、社会人としての健全な倫理観に基づいて行動できる。
- ・ 建築家、インテリアデザイナー、あるいは建築技術者として社会の諸問題に幅広い関心を持ち、地域社会のみならず国際社会においても活躍できる。

[教育課程編成・実施の方針]

学位授与方針の達成のため、論理的思考力、創造力、自発性、実践能力の開発を重視し、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

- ・ 工学分野を取り巻く社会環境の幅広い理解のための全研究科共通科目および語学演習科目
- ・ 建築およびインテリアデザイン分野の先進的技術と理論を学修する専攻科目（特論）
- ・ 建築およびインテリアデザイン分野の先進的技術と理論を実践的に応用する演習科目
- ・ セミナー形式等による修士論文作成のための学修・研究科目
- ・ 建築生産活動の先端的現場における実践方法を修得する学外実習科目

都市環境デザイン学専攻

[学位授与の方針]

下記の能力を備え、都市環境デザインの分野において高度で専門的な技術者として認められる者に学位を授与する。

- ・ 実験や調査を計画・遂行してデータを正確に分析、論理的に考察し、それらを整理して発表できる。
- ・ 課題を探求して自主的、継続的に学習でき、与えられた制約の下で解決のための過程を構築できる実践的能力があるとともに、それらのリーダーシップがとれる。

- ・学際的な視点に立って、安全で快適な都市環境、とりわけ持続的発展可能な社会基盤の整備、またはにおい・かおりを考慮した快適な住環境の整備に必要な工学的手法を修得している。
- ・倫理観に根ざした責任感を持ち、社会に貢献したいという高い意欲を有している。

[教育課程編成・実施の方針]

学位授与方針の達成のため、論理的思考力、創造力、自発性、実践能力の開発を重視し、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

- ・工学分野を取り巻く社会環境の幅広い理解のための全研究科共通科目および語学演習科目
- ・学部教育の継続性・関係を重視し、都市環境の多様化に積極的に対応できる高い専門性を持ち社会の発展に寄与できる能力を修得するための講義・演習科目（以下の2コース制により遂行）
- ・土木・環境コース：持続的発展可能な社会基盤を創造していくために必要な構造工学、地盤工学、水・環境工学、都市・交通計画学等の分野を横断的に習得する科目
- ・かおりデザインコース：におい・かおりを考慮した快適な住環境を創造していくために必要なにおい・かおり環境の調査分析手法（測定、成分分析、心身への影響等）を修得する科目
- ・専門領域の課題に対する問題解決能力と創造性を修得するとともに、修士論文の作成・発表を通して論理的思考能力および表現能力を養成する研究科目

(2) 工学研究科博士後期課程

材料・環境工学専攻

[学位授与の方針]

下記の能力を備え、材料及び環境工学の分野において、社会で幅広く柔軟に活躍できる高度な技術者として認められる者に学位を授与する。

- ・基盤的・先端的な専門知識を有し、材料・環境システムを総合的に考え、設計・製作・評価・管理することができる。
- ・先端技術や新技術に対して、他分野の技術者・科学者と協働して取り組むことができる。
- ・グローバルな視点から物事を考え、協調性と高い倫理観をもって自ら行動することができる。

[教育課程編成・実施の方針]

学位授与方針の達成のため、大学院工学研究科の教育理念・目標を基とした高度な論理的思考力、創造力、自発性、実践能力の開発を重視し、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

- ・材料・環境工学の高度な専門知識を醸成するための、「機能材料工学」、「電子デバイス工学」、「熱プロセス工学」、「環境材料工学」、「電磁・環境工学」、「環境デザイン工学」の6特論科目
- ・上記の材料・環境工学科目による高度な専門知識を備えつつ、幅広い基礎知識と視野を有し、課題を総合的に理解し追求する能力を育成するための、全学科目分野にわたる特別講義
- ・産業界において技術をリードできる高級な技術を養成するための、学外研修と特別調査演習
- ・加えて、博士の学位に足るための特別研究、論文作成、学術講演

(3) 情報学研究科修士課程

情報学専攻

[学位授与の方針]

下記の能力を備え、専門分野において高度で専門的な情報システム技術者として認められ

る者、情報コンテンツに対する社会的要請に応えることができる者、または経営と情報の視点から様々な問題の解決に当たることができる者に学位を授与する。

- ・ 情報システムにおけるコンピュータとネットワークの基本原則と先進技術を理解し、情報システムを開発・運用することができる。
- ・ コンピュータを駆使して、情報コンテンツの制作、製品のデザイン、情報戦略の企画を行なうことができる。
- ・ 経営分野や情報分野の専門的な知識を持ち、社会や経済・経営における様々な問題に対して、現実的な解決方法に結び付けることができる。

[教育課程編成・実施の方針]

学位授与の方針の達成のため、論理的思考能力、チャレンジ精神、広い視野と豊かな人間性を身につけさせることを重視し、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

- ・ 情報学分野を取り巻く社会環境の幅広い理解のための全研究科共通科目
- ・ 情報システム・情報デザイン・経営情報の各コースに先進的技術と理論を学修する専攻科目（特論）
- ・ 情報システム・情報デザイン・経営情報の各コースに先進的技術と理論を実践的に応用する演習科目
- ・ セミナー形式等による修士論文作成および研究作品の制作のための学修・研究科目
- ・ 情報分野の先端的現場における実践方法を修得する学外実習科目

6. 学位論文評価基準

学位論文審査における評価基準は、次のように定めている。

(1) 工学研究科修士課程

機械工学専攻

- ①課題設定の明確性
論文の目的が明確で、その意義や重要性が示されていること。
- ②研究方法の妥当性
適切な研究方法が用いられており、その内容に創意工夫があること。
- ③研究領域の理解
先行研究を吟味して研究領域における十分な知識を有し、その領域における自己の研究の位置づけが明確であること。
- ④論旨の明確性
研究目的、研究方法、結果、考察の過程において、その論旨が明確で一貫していること。
- ⑤表現の適切性
論文が体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されていること。
- ⑥学術的波及効果
学術的な独創性や重要性があり、社会的要請にも応える可能性を持つこと。

電気・電子工学専攻

- ①研究の課題設定の明確性
研究の問題設定が明確に示され、研究課題の学術的・社会的な意義が的確に述べられていること。
- ②先行研究・参考資料の理解と提示
研究課題の探求に際して先行研究や資料が十分に参照され、論旨を展開する上で適切に言及されていること。
- ③論文の構成・表現・表記法の適切性
論文の内容及び構成・表現に留意し、データが適切かつ正確に処理されていること。
- ④研究方法の妥当性・論旨の適切性
設定した研究テーマに関して、適切な研究方法、調査・論証方法を採用し、それらに即

した具体的な分析・考察がなされていること。

⑤研究発表のプレゼンテーション能力

当該専門分野の修士論文発表会・審査会において、学術研究に相応しい発表・討論を行い、申請者が自立した研究者として活躍していく能力が認められること。

建築学専攻

①課題設定の明確性

明確な問題意識に基づき、建築またはインテリアデザイン分野における課題が提起され、研究の意義や必要性が的確に述べられていること。

②論旨の明確性・一貫性

論文の記述が十分かつ適切であり、研究目的、分析、結果、考察、結論の過程において首尾一貫した論理構成になっていること。

③研究方法の妥当性

設定した課題に対して、適切な研究方法、調査、または実験方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされていること。

④得られた成果の学術的または社会的意義

研究成果は課題設定に応える新規性ある知見を導いており、学術的な意義を有していること、又は設計作品は課題設定に応える十分な表現になっており、社会的な意義を有していること。

都市環境デザイン学専攻

①課題設定の明確性

明確な問題認識に基づき、研究の意義・必要性が述べられていること。

②先行研究の情報収集の適切性

研究主題に関する先行研究の調査が適切に行われていること。

③研究方法の適切性

研究主題に対し適切な研究方法を採用していること。

④論旨の妥当性

目的から結論までが論理的に構成されていること。

⑤表現の適切性

論文の記述（本文・図表など）が適切に表現されていること。

⑥研究の貢献

当該研究分野や社会において価値ある成果が含まれていること。

(2) 工学研究科博士後期課程

材料・環境工学専攻

①課題設定の新規性と明確性

論文の目的がこれまでに無い新規的なものであり、且つ明確であること。

②研究方法の妥当性

論文の目的を達成するために適切で創意工夫が十分になされた研究方法が用いられていること。

③研究領域の理解

先行研究を幅広く且つ深く俯瞰吟味しており、その領域における自己の研究の位置づけが明確であること。

④論旨の明確性

研究目的、研究方法、結果、考察の過程において、その論旨が明確で一貫していること。

⑤表現の適切性

論文が体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されていること。

⑥学術的独創性と社会的重要性

学術的に唯一無比で独創性且つ重要性があり、社会的に大きな貢献が期待される論文であること。

(3) 情報学研究科修士課程

情報学専攻 情報システムコース

- ①研究課題設定の適切性
広く情報システム学に照らして研究目的や意義が明確であり、課題設定が適切になされていること。
- ②研究方法の妥当性
研究目的を達成するために、適切な立論や解析が行われていること。
- ③新規性・有用性
先行研究の動向を十分に精査した上で、情報システム学分野での新規性あるいは有用性の視点から当該研究の学術的意義が明確になっていること。
- ④論旨の一貫性
論文構成において、その論旨が明確で一貫性を有すること。
- ⑤論文表現の適切性
学位論文としての体裁が整っており、適切な表現により記述されていること。

情報学専攻 情報デザインコース

- ①研究課題設定の適切性
広く情報デザイン学に照らして研究目的や意義が明確であり、課題設定が適切になされていること。
- ②研究及び制作方法の妥当性
研究目的を達成するために、適切な立論や解析を行った上に研究又は作品制作が行われていること。
- ③新規性・有用性
先行研究の動向を十分に精査した上で、情報デザイン学分野での新規性あるいは有用性の視点から当該研究の学術的意義が明確になっていること。
- ④論旨の一貫性
論文構成において、その論旨が明確で一貫性を有すること。
- ⑤論文又は作品表現の適切性
学位論文又は学位作品としての体裁が整っており、適切な表現により記述されていること。

情報学専攻 経営情報コース

- ①研究課題設定の適切性
広く経営情報学に照らして研究目的や意義が明確であり、課題設定が適切になされていること。
- ②研究方法の妥当性
研究目的を達成するために、適切な立論や解析が行われていること。
- ③新規性・有用性
先行研究の動向を十分に精査した上で、経営情報学分野での新規性あるいは有用性の視点から当該研究の学術的意義が明確になっていること。
- ④論旨の一貫性
論文構成において、その論旨が明確で一貫性を有すること。
- ⑤論文表現の適切性
学位論文としての体裁が整っており、適切な表現により記述されていること。

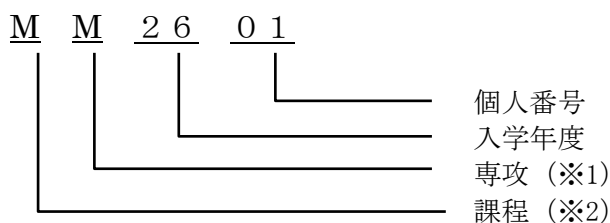
履 修 要 綱

工学研究科・情報学研究科共通等

1. 学籍番号
2. 履修の方法
3. 学位審査論文の申請・提出等
4. 教職課程

工学研究科・情報学研究科共通等

1. 学籍番号



- (※1)
M：機械工学専攻
E：電気・電子工学専攻
A：建築学専攻
C：都市環境デザイン学専攻
B：情報学専攻
Z：材料・環境工学専攻
- (※2)
M：修士課程
D：博士後期課程

2. 履修の方法

(1) 履修登録

学生は履修しようとする授業科目を所定の方法により、指導教員の承認を受け、所定の期日までに申請しなければならない。この手続きを経ない授業科目は受講しても単位は与えられない。

(2) 指導教員・研究指導担当教員

- ① 学生の学生生活全般を指導する大学院担当教員を指導教員という。
- ② 学位論文の作成等に対して指導する大学院担当教員を研究指導担当教員という。
- ③ 指導教員・研究指導担当教員の決定は入学時に行なう。
- ④ 授業科目の選択は指導教員の承認を必要とする。

(3) 履修に関する注意

<修士課程>

- ① 大学院研究科履修規程に定められているとおり、在学期間中に所定の授業科目を履修し、30 単位以上を修得するほか、研究指導担当教員による研究指導を受けなければならない。
- ② 履修する授業科目は、「教育課程表」の中から選択し履修する。
- ③ 教育課程表中の毎週授業時間数で◎印は、大学設置基準に定める所定の授業時間数以上の授業を実施することを意味する。
- ④ 第1年次において、できる限り20 単位以上を修得しておくこと。
- ⑤ 二重履修は認められない。
- ⑥ 一度合格した授業科目を再度履修することはできない。

<博士後期課程>

- ① 大学院研究科履修規程に定められているとおり、在学期間中に所定の授業科目を履修し、8 単位以上を修得するほか、研究指導担当教員による研究指導を受けなければならない。
- ② 履修する授業科目は、「教育課程表」の中から選択し履修する。

(4) 試験

- ① 試験は、科目の担当教員の指示により学期末に行なわれる。
- ② 担当教員によっては、授業期間中適当な時期に試験を行なうことがある。また、レポート等の提出をもって試験の成績に代えることがある。

(5) 成績評価

- ① 成績評価は、優・良・可・不可の4段階とし、可以上を合格とする。
- ② 研究指導の成績評価は、合・否とし、合を合格とする。
- ③ 学位論文及び最終試験の成績評価は、合・否とし、合を合格とする。

3. 学位審査の申請・提出等

<修士課程>

(1) 学位審査の申請

- ① 修士課程修了の要件を満たす見込みがつき、学位論文の審査を受けようとする者は、学位審査の申請を行わなければならない。
- ② 申請者は、研究指導担当教員及び専攻長の承認を得た上、学位審査申請書を教務室に提出しなければならない。
- ③ 学位審査の申請は在学中に行なうものとし、申請書等の提出時期は、1月の所定の期間とする。
- ④ 修士課程に2年を超えて在学する見込みの者で、研究指導担当教員の判断により論文受理が可能となった場合は、次の時期に学位審査の申請をすることができる。

3月修了予定者	1月	9月修了予定者	7月
6月修了予定者	4月	12月修了予定者	10月

(2) 学位論文の提出

- ① 申請者は、論文及び論文要旨それぞれ正1通、副2通を所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。
- ② 論文及び論文要旨は、「学位論文作成要領」により作成するものとする。

(3) 学位論文作成要領

- ① 提出論文 1編とする。ただし参考論文を添付することができる。(正1通、副2通)
- ② 規 格 A4版とする。
- ③ 表 紙 表紙には下記事項を記載すること。

大同大学大学院			
○○論文			
論文題目			
研究指導担当教員			
指導補助			
提出年月日	(西暦)年	月	日
○○研究科			
課 程	課程		
専 攻		専攻	
学籍番号			
氏 名			

ただし、「指導補助」は必要に応じ記載する。

- ④ 本文
 - ・横書きとする。
 - ・ページ数を記入し、目次を作成すること。
 - ・インキは黒とする。
 - ・図表や写真等添付の際は、良質のもので後日、変質・変色しない接着テープ・糊を使用のこと。
- ⑤ 論文要旨 所定の用紙を使用し、論文内容を1,000字程度にまとめること。

<博士後期課程>

(1) 学位審査の申請

- ① 博士論文提出予定者は論文予備審査を受けなければならない。
- ② 論文予備審査会において博士論文の申請が可能となった場合には、学位審査の申請をすることができる。

(2) 学位審査論文の提出

- ① 申請者は、論文及び論文要旨それぞれ正1通、副3通及び履歴書、論文目論、単位取得証明書を添えて所定の期日までに、学長に提出しなければならない。
- ② 博士(工学)の学位審査の申請は、「学位審査申請の手引」による。

4. 教職課程

(1) 大学院生が取得できる教員免許状は、次のとおりである。

研究科名	専攻名	免許状の種類	免許の 教科	備考 【教科に関する科目】
工学研究科	機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	【別表1】
	電気・電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	【別表2】
	建築学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	【別表3】
	都市環境デザイン学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	【別表4】
情報学研究科	情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報	【別表5】

(2) 高等学校教諭専修免許状を取得するための基礎資格と修士課程における最低取得単位数は次のとおりである。

- ・ 修士の学位を有すること。
- ・ 取得しようとする高等学校教諭専修免許状の同じ教科の高等学校教諭1種免許状を取得するための基礎資格を取得していること。
または、同じ教科の高等学校教諭1種免許状を有すること。
- ・ 大学院修士課程の各研究科において、取得しようとする各専攻の【教科に関する科目】(各別表参照)から24単位以上修得すること。

(3) 各専攻の【教科に関する科目】は、次のとおりである。

【別表1】 《機械工学専攻》

授業科目	備考
材料力学特論	左記の科目から 24単位以上修 得すること。
材料強度学特論	
環境材料工学特論	
機械システム制御特論	
溶融成形加工学特論	
先端加工学特論	
航空宇宙推進工学特論	
変形加工学特論	
材料力学特別演習	
材料強度学特別演習	
環境材料工学特別演習	
機械システム制御特別演習	
溶融成形加工学特別演習	
先端加工学特別演習	
航空宇宙推進工学特別演習	
変形加工学特別演習	
熱流体シミュレーション特論	
環境流体力学特論	
トライボロジー設計学特論	
生産システム特論	
信号処理特論	
制御工学特論	
加工組織学特論	
強度設計学特論	
燃焼工学特論	
情報処理技術特論	
精密位置決め技術特論	
熱流体シミュレーション特別演習	
環境流体力学特別演習	
トライボロジー設計学特別演習	
生産システム特別演習	
信号処理特別演習	
制御工学特別演習	
加工組織学特別演習	
強度設計学特別演習	
情報処理技術特別演習	
燃焼工学特別演習	
精密位置決め技術特別演習	

【別表3】 《建築学専攻》

授業科目	備考
建築史特別演習	左記の科目から 24単位以上修 得すること。
建築生産特論	
建築構造学特論	
建築史特論	
建築設計特論	
空間計画学特論	
建築環境学特論Ⅰ	
建築環境学特論Ⅱ	
建築生産特別演習	
建築構造学特別演習	
建築設計特別演習Ⅰ	
建築設計特別演習Ⅱ	
建築設計特別演習Ⅲ	
建築環境学特別演習Ⅰ	
建築環境学特別演習Ⅱ	

【別表4】 《都市環境デザイン学専攻》

授業科目	備考
構造工学特論	左記の科目から 24単位以上修 得すること。
建設材料学工学特論	
土壌・地下水工学特論	
水圏環境学特論	
環境工学特論	
都市政策特論	
交通政策特論	
構造工学特別演習	
建設材料学特別演習	
土壌・地下水工学特別演習	
水圏環境学特別演習	
環境工学特別演習	
統計解析特別演習	
都市・交通計画特別演習	

【別表2】 《電気・電子工学専攻》

授業科目	備考
エネルギー変換工学特論	左記の科目から 24単位以上修 得すること。
エネルギー伝送工学特論	
制御工学特論	
分析工学特論	
固体電子工学特論	
デバイス工学特論	
メカトロニクス特論	
パワーエレクトロニクス回路特論	
エレクトロニクス実装特論	
電気・電子工学特別演習Ⅰ	
電気・電子工学特別演習Ⅱ	
電気・電子工学特別演習Ⅲ	
電気・電子工学特別演習Ⅳ	

【別表5】 《情報学専攻》

授業科目	備考
コンピュータシステム特論	左記の科目から 24単位以上修 得すること。
コンピュータビジョン特論	
情報統計学特論	
情報ネットワーク特論	
制御システム特論	
音声音楽情報処理特論	
センシングシステム特論	
データ工学特論	
システムプログラミング特論	
情報社会倫理特論	
情報学特別演習Ⅰ	
情報学特別演習Ⅱ	
情報学特別演習Ⅲ	
情報学特別演習Ⅳ	

5. 卒業要件

修士課程における単位修得の要件

研究科	課程	専攻名	部類	必要単位数	
工学研究科	修士課程	機械工学専攻	[1]講義	12 単位以上	左記条件を満たし 30 単位以上
			[2]演習	8 単位以上	
			[3]研究	6 単位以上	
		電気・電子工学専攻	[1]講義	10 単位以上	左記条件を満たし 30 単位以上
			[2]演習	8 単位以上	
			[3]研究	6 単位以上	
		建築学専攻	[1]講義	10 単位以上	左記条件を満たし 30 単位以上
			[2]演習	6 単位以上	
			[3]研究	6 単位以上	
		都市環境デザイン学専攻	[1]講義	10 単位以上	左記条件を満たし 30 単位以上
			[2]演習	6 単位以上	
			[3]研究	6 単位以上	
情報学専攻	[1]講義	12 単位以上	左記条件を満たし 30 単位以上		
	[2]演習	8 単位以上			
	[3]研究	6 単位以上			

博士後期課程における単位修得の要件

研究科	課程	専攻名	部類	必要単位数	
工学研究科	博士後期課程	材料・環境工学専攻	特論	4 単位以上	左記条件を満たし 8 単位以上
			特別講義		
			輪講	2 単位以上	
			/	「学外研修」 「特別調査演習」 の2科目から 2 単位以上	
				「特別研究」の 履修	

工 学 研 究 科

修士課程・博士後期課程

修士課程 授業科目等

1. 機械工学専攻
2. 電気・電子工学専攻
3. 建築学専攻
4. 都市環境デザイン学専攻

博士後期課程 授業科目等

1. 材料・環境工学専攻
 - ・ 学位審査申請の手引き
 - ・ 学位審査様式
 - ・ 「論文目録」記入例
 - ・ 学位論文の様式

担当教員一覧

1. 博士後期課程

修士課程 授業科目等

1. 機械工学専攻

(1) 教育課程表

大学院学則 別表(1)

部類	コース	授 業 科 目	単 位 数	毎週授業時間数				備 考
				1 年次		2 年次		
				1	2	3	4	
[1] 講義	コース 共通	ベンチャービジネス特論	1	1	< 1 >			集中
		経済学特論	1	1	< 1 >			集中
		地球環境科学特論	1	1	< 1 >			集中
		外国文化特論	1	1	< 1 >			集中
		機械工学特別講義 I	1	1	< 1 >			集中
		機械工学特別講義 II	1			1	< 1 >	集中
		航空宇宙工学特論	1	1	< 1 >			集中
		生産管理特論	1	1	< 1 >			集中
	情報数理解析学特論	1		1			集中	
	機械工学 コース	材料力学特論	2	2				
		材料強度学特論	2		2			
		環境材料工学特論	2	2				
		機械システム制御特論	2		2			
		熔融成形加工学特論	2	2				
		先端加工学特論	2		2			
		自動車運動力学特論	2		2			
		航空宇宙推進工学特論	2		2			
		熱流体シミュレーション特論	2		2			
		環境流体力学特論	2	2				
		トライボロジー設計学特論	2		2			
		加工組織学特論	2	2				
	強度設計学特論	2	2					
	熱エネルギーシステム設計学特論	2	2					
	変形加工学特論	2	2					
	機械システム 工学コース	生産システム特論	2	2				
		機械システム材料学特論	2		2			
		信号処理特論	2	2				
		制御工学特論	2	2				
		情報処理技術特論	2		2			
		精密位置決め技術特論	2		2			
燃焼工学特論		2		2				
流体工学特論		2	2					
未来創生工学特論	2	2						
[2] 演習	機械工学 コース	材料力学特別演習	2		2			
		材料強度学特別演習	2	2		< 2 >		
		環境材料工学特別演習	2		2			
		機械システム制御特別演習	2	2		< 2 >		
		熔融成形加工学特別演習	2		2			
		先端加工学特別演習	2	2		< 2 >		
		自動車運動力学特別演習	2	2		< 2 >		
		航空宇宙推進工学特別演習	2		2			
		熱流体シミュレーション特別演習	2	2		< 2 >		
		環境流体力学特別演習	2		2			
		トライボロジー設計学特別演習	2	2		< 2 >		
		加工組織学特別演習	2		2			
	強度設計学特別演習	2		2				
	熱エネルギーシステム設計学特別演習	2		2				
	変形加工学特別演習	2		2				
	機械システム 工学コース	生産システム特別演習	2		2			
		機械システム材料学特別演習	2			2		
		信号処理特別演習	2		2			
制御工学特別演習		2		2				
情報処理技術特別演習		2			2			
精密位置決め技術特別演習		2			2			
燃焼工学特別演習	2			2				
流体工学特別演習	2		2					
未来創生工学特別演習	2		2					
[3] 研究	コース 共通	特別研究 I	1.5	◎				
		特別研究 II	1.5		◎			
		特別研究 III	1.5			◎		
		特別研究 IV	1.5				◎	
		学外研修	2	◎	< ◎ >			

(2) 教育内容

自動車産業や航空機産業をはじめとして、機械工学が広い範囲に主体的な関わりを持っていきます。これらの産業では、専門知識を修得した高度な機械技術者を強く求めています。本専攻では、このような社会的要請に応えるために、機械工学の基盤的分野での学力を高度に充実させるとともに、現実の複雑な諸課題に対する問題解決能力を育成します。さらに、創造性、コミュニケーション能力、リーダーシップの涵養にも配慮しています。

近年、機械システムに関する関心が高まっており、これに関する知識や技術が注目されています。本専攻では、機械工学コースのほかに機械システム工学コースを設け、自動車工学、航空宇宙工学、ロボット工学などの機械システムの教育・研究を行っています。

各界の先端的研究者や実務家による講義を専攻内共通科目や全専攻共通科目の中から受講でき、幅広い知識の修得に配慮しています。また、国公立の研究機関や企業の研究所で研究指導を受ける連携大学院方式も採用しています。

(3) 履修上の心得

2つのコースはそれぞれ特徴あるカリキュラムで構成されています。今日の科学技術や社会システムの高度化、専門化に対応した最新の知識や技術の習得が可能なように、「特論」は専門的知識の修得、「特別演習」は課題解決への意欲と方法の習得、「特別研究」は課題解決の実践と位置づけられます。各特別演習はそれぞれ特論と関連付けて実施されます。まずコースの特徴をよく理解して、履修科目を指導教員と相談の上選定して下さい。

また機械工学の分野において将来発展の可能性のある専門領域の科目として設定された「専攻内共通科目」や豊かな人間性と社会常識の会得を目指した「全専攻共通科目」の履修を強く薦めます。

2. 電気・電子工学専攻

(1) 教育課程表

大学院学則 別表(1)

部類	授 業 科 目	単 位 数	毎週授業時間数				備 考
			1年次		2年次		
			1	2	3	4	
[1] 講義	エネルギー伝送工学特論	2	2				
	エネルギー変換工学特論	2		2			
	制御工学特論	2	2				
	分析工学特論	2		2			
	固体電子工学特論	2	2				
	デバイス工学特論	2		2			
	メカトロニクス特論	2		2			
	パワーエレクトロニクス回路特論	2	2				
	エレクトロニクス実装特論	2		2			
	電気・電子特別講義Ⅰ	1	1	<1>			集中
	電気・電子特別講義Ⅱ	1			1	<1>	集中
	ベンチャービジネス特論	1	1	<1>			集中
	経済学特論	1	1	<1>			集中
	地球環境科学特論	1	1	<1>			集中
外国文化特論	1	1	<1>			集中	
[2] 演習	電気・電子工学特別演習Ⅰ	2	2				
	電気・電子工学特別演習Ⅱ	2		2			
	電気・電子工学特別演習Ⅲ	2			2		
	電気・電子工学特別演習Ⅳ	2				2	
[3] 研究	電気・電子工学特別研究Ⅰ	1.5	◎				
	電気・電子工学特別研究Ⅱ	1.5		◎			
	電気・電子工学特別研究Ⅲ	1.5			◎		
	電気・電子工学特別研究Ⅳ	1.5				◎	
	学外研修	2	◎	<◎>			

(2) 教育内容

本専攻では、学部教育とのつながりを重視し、学部で修得した知識の深化と応用力の涵養、さらに高度・専門化した知識の修得と、特別研究を通しての問題解決能力と創造性の育成を行う。

授業科目は、電気エネルギーの発生・伝送・利用や電子・コンピュータ制御から、新材料・デバイスの開発まで幅広く網羅しており、学生の専門分野に合わせて最先端の内容を学ぶことができる。

また、本専攻では連携大学院の協定が締結されている学外研究機関の研究者を大学院客員教授として委嘱している。このため本専攻における特別研究は、学外の各研究機関において、大学院客員教授により指導を受けることもできる。

(3) 履修上の心得

本専攻のカリキュラムは、教育目標に基づいた内容の特論、特別演習および特別研究により、体系的に構成されている。また、各分野の講義および演習とは別に専攻内共通の特論、特別演習および特別講義が準備されている。これらの科目は本専攻の大学院生には不可欠な知識の習得を目標とするものであり、本専攻の全員が履修する事が望ましい。全専攻共通の特論および集中講義は、専攻における専門教育とは直接関係しない専攻の枠を越えた科目である。専門教育を受ける大学院生が、高度の専門的能力を修得すると同時に、実社会で活躍する上で必要な教養を身に付けることを目標にしたものである。この点を踏まえて、カリキュラムの精神が有効に活かされる履修計画を是非立てていただきたい。

3. 建築学専攻

(1) 教育課程表

大学院学則 別表(1)

部類	授業科目	単位数	毎週授業時間数				備考
			1年次		2年次		
			1	2	3	4	
[1] 講義	建築生産特論	2	2				集中 集中 集中 集中
	建築構造学特論	2		2			
	建築史特論	2	2				
	建築設計特論	2		2			
	空間計画学特論	2			2		
	建築環境学特論Ⅰ	2	2				
	建築環境学特論Ⅱ	2		2			
	建築設計特別講義	1		1			
	建築生産特別講義	1			1		
	ベンチャービジネス特論	1	1	<1>			
	経済学特論	1	1	<1>			
	地球環境科学特論	1	1	<1>			
外国文化特論	1	1	<1>				
[2] 演習	建築生産特別演習	2		2			
	建築構造学特別演習	2			2		
	建築史特別演習	2		2			
	建築設計特別演習Ⅰ	2	2				
	建築設計特別演習Ⅱ	2		2			
	建築設計特別演習Ⅲ	2			2		
	建築環境学特別演習Ⅰ	2	2				
	建築環境学特別演習Ⅱ	2		2			
	実用英語特別演習Ⅰ	2	2				
	実用英語特別演習Ⅱ	2		2			
[3] 研究	建築学特別研究Ⅰ	1.5	◎				
	建築学特別研究Ⅱ	1.5		◎			
	建築学特別研究Ⅲ	1.5			◎		
	建築学特別研究Ⅳ	1.5				◎	
	学外研修	4	◎	<◎>			

※ 一級建築士登録に関わる履修条件

以下の科目のうちから、次の履修条件を満たして単位を取得した場合、修了直後から一級建築士の受験は可能。当該修得科目は、建築士法施行第10条第1項に定める実務経験年数（一級建築士受験資格に必要な実務経験年数2年）のうちの1年分に該当し、試験に合格した上で、修了から実務経験が1年以上あれば一級建築士として登録可能。

履修条件

- ・「学外研修」（インターンシップに相当）：4単位（必修）
- ・「学外研修」以外の科目（インターンシップ関連科目に該当）：11単位以上

部類	授業科目	単位数	1年次		2年次		
			1	2	3	4	
講義	建築生産特論	2	2				
	建築設計特論	2		2			
	建築設計特別講義	1		1			
	建築生産特別講義	1			1		
演習	建築設計特別演習Ⅰ	2	2				
	建築設計特別演習Ⅱ	2		2			
	建築設計特別演習Ⅲ	2			2		
	建築環境学特別演習Ⅰ	2	2				
研究	学外研修	4	◎	<◎>			

(2) 教育内容

建築は人間生活に最も身近な工学と位置づけられる。近年、建築構造物の規模の大型化、新材料・新工法の開発および地球環境問題がクローズアップされている。特に、東海地域では大地震が予想され、防災、耐震面での新たな研究開発が求められている。また、高齢化や福祉社会に対応した建築住環境の安全快適化、ゆとりのある美的空間の創出、環境に配慮した町作りや地域計画、環境汚染問題など多くの課題が提起されている。さらに、長年にわたって築いてきた建築文化を継承し、建築施設をどのように維持管理・再生していくかが、21世紀の建築学の担う役割の一つにもなっている。建築学専攻は、より高いレベルで上記の課題に対処できる能力を養成するためのカリキュラムを編成している。その内容は、材料・構造分野では、学部で学んだ構造力学やコンクリート工学等の基礎学力を強化しつつ、コンクリート構造物の耐震挙動に関する実験と解析を行い、コンクリートの品質管理や耐久性評価手法、大空間の構造的な安定性などの先端的内容を学ぶ。建築計画・歴史分野では、学部で学んだ建築設計、建築計画、建築史等の基礎学力を強化しつつ、建築設計理論、建築史学の先端的内容を会得する。建築環境分野では、学部教育では十分に触れられることのなかった広い範囲の環境問題を視野に入れ、地球規模にまで及ぶ様々の問題に対し、先端的内容とその方法を学ぶ。

(3) 履修上の心得

現在、多くの企業あるいは社会が求めている理想の人物像は、「創造性豊かで、何事にも積極的に取り組む情熱のある人物」である。授業および研究活動を通して少しでも理想の人物像に近づけるよう、カリキュラムは各専門分野の特徴を明確にして構成されている。したがって、選択した専門分野を中心に、関連する他の専門科目を選択することは、「建築」の全体像を把握するうえで極めて重要である。講義内容は、高度の問題発見能力・解決能力を備えた技術者・研究者にふさわしい構成となっている。産業界で求められる一級建築士あるいは1級建築施工管理技士を取得できるためにも、特定の学科目に偏らない幅のある科目選択が必要である。すなわち、開講されている特論は全て履修するほどの心構えが望ましい。

4. 都市環境デザイン学専攻

(1) 教育課程表

大学院学則 別表(1)

部類	コース	授業科目	単 位 数	毎週授業時間数				備考
				1年次		2年次		
				1	2	3	4	
[1] 講義	コース共通	ベンチャービジネス特論	1	1	<1>			集中
		経済学特論	1	1	<1>			集中
		地球環境科学特論	1	1	<1>			集中
		外国文化特論	1	1	<1>			集中
		都市環境デザイン学特別講義Ⅰ	1	1	<1>			集中
		都市環境デザイン学特別講義Ⅱ	1			1	<1>	集中
	土木・環境 コース	構造工学特論	2	2				
		建設材料学特論	2	2				
		土壌・地下水工学特論	2	2				
		水圏環境学特論	2	2				
環境工学特論		2	2					
都市政策特論		2	2					
かおり デザイン コース	交通政策特論	2		2				
	嗅覚測定法特論	2	2					
	においの心理生理評価特論	2	2					
	臭気の制御法特論	2		2				
[2] 演習	コース共通	におい・かおり成分分析法特論	2		2			
		実用英語特別演習Ⅰ	2	2				
	土木・環境 コース	実用英語特別演習Ⅱ	2		2			
		構造工学特別演習	2		2			
		建設材料学特別演習	2		2			
		土壌・地下水工学特別演習	2		2			
		水圏環境学特別演習	2		2			
		環境工学特別演習	2		2			
	かおり デザイン コース	統計解析特別演習	2	2				
		都市・交通計画特別演習	2		2			
[3] 研究	コース共通	脱臭性能評価特別演習	2	2				
		におい・かおり測定特別演習	2		2			
		都市環境デザイン学特別研究Ⅰ	1.5	◎				
		都市環境デザイン学特別研究Ⅱ	1.5		◎			
		都市環境デザイン学特別研究Ⅲ	1.5			◎		
都市環境デザイン学特別研究Ⅳ	1.5				◎			
学外研修	2	◎	<◎>					

(2) 教育内容

従来、道路、鉄道、空港、港湾といった交通施設、自然災害から都市を守る護岸や堤防などの防災施設、毎日の生活に欠かせない上下水道や電力・ガス・通信施設等の社会基盤施設を整備するための学問は「土木工学」「都市工学」として発展し、人々に安全で快適な暮らしを保障してきました。社会基盤には、これらの施設だけでなく、水や土壌の浄化施設、多自然型の川や水辺空間、生活の利便性と環境への配慮を両立させたまちづくりなど、人々が豊かに、かつ安全に生活するために必要な施設や機能も含まれます。

1990年代のバブル経済崩壊後、社会基盤の整備・生活環境の創造に対する社会の要請は厳しくなって多様化しています。たとえば、i)戦後建設されて寿命が近づいている多くの社会基盤諸施設を適切に維持管理して再生させること、ii)集中豪雨や地震等の自然災害による被害を軽減すること、iii)エネルギーの大量消費に伴う廃棄物に起因した環境汚染問題を解決すること、iv)急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に十分対応できるようにするための都市の再生を図り、快適な生活環境を創造すること等の問題があります。

このような問題に対処するために、大学院では、学部で勉強したよりもさらに高度な知識とともに、環境保全に関する幅広い知識を身につけ、人間の生活・生産活動の場である「都市」において、持続的発展可能な「環境」を創出するために、社会基盤施設や快適な住環境をどのように創るのかを明確な思想と知恵をもって決定できる人材を養成しています。

こうした新しい「都市環境デザイン」を創造していくときに、土木・環境コースでは、問題解決に必要な構造工学、地盤工学、水・環境工学、都市・交通計画学等の学問を横断的に再編する緻密な教育を行っています。また、国土・都市・地域の望ましい未来を想定して公共性の高い社会基盤整備に取り組む技術者の大学院教育プログラムを提供しています。基礎となる学部の建築学科土木・環境専攻からの教育の継続性・関係を明確にして、社会基盤整備の多様化に積極的に対応できるように、より専門性が高く、大学を取り巻く地域の発展に寄与できる教育・研究を遂行しています。

専攻の科目は、社会基盤デザイン系、都市環境システム系、専攻内共通科目、全専攻共通科目に分類されています。社会基盤デザインと都市環境システムの2つの系は、学部教育の延長上に位置づけた科目であり、その内容は以下のとおりです。

社会基盤デザイン系：持続的発展可能な社会を目指すために、構造工学を駆使して、社会基盤施設としての建造物の適切な建設と維持管理を行い、地震・洪水等に対する防災対策を計画・設計・施工するための知識・能力を身に付けます。また、地盤工学に基づいて、都市の再生に支障をきたす土壌・地下水汚染を分析し、地盤汚染の除去・浄化方法と社会資本のリスク低減措置を提案するための能力を養います。

都市環境システム系：安全かつ快適な生活環境を創造するため、水・環境工学に基づき、水循環現象や環境汚染の機構の解明と環境の修復・保全を行い、持続可能な発展を支える都市システムを構築していくための能力を養います。また、都市・交通計画学に基づき、都市環境整備に関わる問題の把握、調査・分析、計画立案に至るプロセスを習得し、都市・交通施設を戦略的に再生創出するための立案能力を養います。

一方、かおりデザインコースでは、におい・かおりの測定・評価、成分分析、におい・かおりの制御法、心理生理的影響等に関する科目を配置し、快適な住環境が創造できる力を身に付けるための教育を行っています。

におい・かおりの測定・評価法、におい・かおりの成分分析法、不快なにおいの除去法、心身への影響などについて基礎理論から応用・実践に至る教育・研究を行います。また、嗅覚によるにおいの測定方法の歴史、個別のにおいに適した濃縮法、成分分析法の基礎やにおい・かおりの制御方法に関する基本的な考え方や手法のメカニズムを基に、測定対象に応じた高精度かつ簡易的な嗅覚測定法や適切なにおい・かおりの制御方法の開発ができる能力を養います。

(3) 履修上の心得

土木・環境コースの主要開講科目は、社会基盤デザイン系、都市環境システム系、および専攻内共通科目に分類されています。また、かおりデザインコースの主要科目は、かおりデザイン系と専攻内共通科目に分類されています。自分が選んだ専門分野を中心にした科目だけでなく、関連する専門分野科目、全専攻共通科目も積極的に履修することが望まれます。

大学院における授業科目の履修は大学院修了のための最低要件です。特別研究による研究活動、学会での研究発表を通じて、自己研鑽の蓄積、ならびに、いろいろな人との出会いは、将来における各自の貴重な糧になるでしょう。都市環境デザイン専攻土木・環境コースを修了した後の一つの目標として、「技術士」資格の取得があります。目標達成のためには普段の勉強と旺盛な興味を持続が欠かせません。そのためにも、毎日自然に勉強する習慣を大学院の間にしつかり体得することが大事です。

博士後期課程 授業科目等

1. 材料・環境工学専攻

(1) 教育課程表

大学院学則 別表(2)

学科目	部類	授 業 科 目	単位数	履修年次	備 考
機能材料工学	特論	機能材料工学特論Ⅰ	2	1～3	<ul style="list-style-type: none"> ・履修年次「1～3」は、1年次から3年次までのいずれかで開講することを意味する。 ・履修年次「1・2・3」は、原則として1年次から3年次まで、全て履修することを意味する。
		機能材料工学特論Ⅱ	2	1～3	
	輪講	機能材料工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		機能材料工学輪講Ⅱ	2	1～3	
機能材料工学輪講Ⅲ		2	1～3		
特別研究	機能材料工学特別研究		1・2・3		
電子デバイス工学	特論	電子デバイス工学特論Ⅰ	2	1～3	
		電子デバイス工学特論Ⅱ	2	1～3	
		電子デバイス工学特論Ⅲ	2	1～3	
	輪講	電子デバイス工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		電子デバイス工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		電子デバイス工学輪講Ⅲ	2	1～3	
特別研究	電子デバイス工学特別研究		1・2・3		
熱プロセス工学	特論	熱プロセス工学特論Ⅰ	2	1～3	
		熱プロセス工学特論Ⅱ	2	1～3	
		熱プロセス工学特論Ⅲ	2	1～3	
	輪講	熱プロセス工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		熱プロセス工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		熱プロセス工学輪講Ⅲ	2	1～3	
特別研究	熱プロセス工学特別研究		1・2・3		
環境材料工学	特論	環境材料工学特論Ⅰ	2	1～3	
		環境材料工学特論Ⅱ	2	1～3	
		環境材料工学特論Ⅲ	2	1～3	
	輪講	環境材料工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		環境材料工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		環境材料工学輪講Ⅲ	2	1～3	
特別研究	環境材料工学特別研究		1・2・3		
電磁・環境工学	特論	電磁・環境工学特論Ⅰ	2	1～3	
		電磁・環境工学特論Ⅱ	2	1～3	
		電磁・環境工学特論Ⅲ	2	1～3	
	輪講	電磁・環境工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		電磁・環境工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		電磁・環境工学輪講Ⅲ	2	1～3	
特別研究	電磁・環境工学特別研究		1・2・3		
環境デザイン工学	特論	環境デザイン工学特論	2	1～3	
		環境デザイン学特論Ⅰ	2	1～3	
		環境デザイン学特論Ⅱ	2	1～3	
	輪講	環境デザイン工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		環境デザイン工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		環境デザイン工学輪講Ⅲ	2	1～3	
特別研究	環境デザイン工学特別研究		1・2・3		
共 通	特別講義	材料・環境工学特別講義	2	1～3	
	/	学 外 研 修	2	1～3	
		特 別 調 査 演 習	2	1～3	

(2) 教育内容

博士後期課程材料・環境工学専攻は工学研究科からだけでなく、情報学研究科からも進学可能である。本専攻は「機能材料工学」、「電子デバイス工学」、「熱プロセス工学」、「環境材料工学」、「電磁・環境工学」、「環境デザイン工学」の6学科目に分かれ、具体的な学科目の教育課程の内容は次のとおりである。

①機能材料工学

様々な材料の作製法の開発およびその電氣的・磁氣的性質の新しい機能性を追求するとともに、それに伴う新しい評価法の開発についての教育と研究を行う。取り扱うのは、金属・セラミックス複合薄膜、磁性・非磁性金属薄膜、金属および合金のメゾスコピック粒子、磁性、非磁性人工多層薄膜等である。

②電子デバイス工学

固体物性理論を基礎として、新しい電子材料の開発、また、電子デバイスの諸問題を学術的立場から追求する。同時にその応用としてメカトロニクスの立場から、知能ロボットおよび要素技術についての教育と研究を行う。

③熱プロセス工学

環境問題と密接に関わる熱エネルギーの有効利用の観点から、熱プロセス工学に関連した基礎的および総合的な教育と研究を行う。伝熱工学的な解析や材料加工プロセス（熱間加工）のシミュレーション等が主なテーマである。

④環境材料工学

耐環境性材料、構造物の解析、開発に関わる基礎的および応用的諸問題についての教育と研究を行う。材料の強度、変形挙動、破壊等と環境因子、材料学的因子および力学的因子の相互作用の解明にも取り組む。

⑤電磁・環境工学

放電・プラズマの基礎課程の解明を通して、これらを利用した環境保全技術、高電圧ガス絶縁技術の開発・改良に取り組む。また、波動現象の解明を通して、電磁波環境の悪化、騒音による都市環境問題への対応についての教育と研究を行う。

⑥環境デザイン工学

雨水流・土石流の災害や利水問題の解明、現代の都市環境を形成する建築群の再開発、現代の都市環境の住まい方の問題、生活環境全般に関する先人の知恵と技術に関する考察等、人と環境に関する教育と研究を行う。

(3) 授業科目・担当教員等

【機能材料工学】

金属—セラミックス複合薄膜、磁性—非磁性金属人工格子膜、金属および合金のナノ粒子の作製法の開発およびその電氣的、磁氣的性質の新しい機能性を追求するとともに、それに伴う新しい評価法の開発について教育と研究を行う。

授 業 科 目	担 当 教 員	要 旨
機能材料工学特論 I	井 上 教 授	【光半導体の理論と実験】
機能材料工学特論 II	高 山 教 授 服 部 教 授	(オムニバス方式) 【放射線を用いる分析法】 【半導体の構造と電気特性の評価技術】
機能材料工学輪講 I	高 山 教 授	【放射線を用いる分析法】について輪講を行う。
機能材料工学輪講 II	井 上 教 授 服 部 教 授	次の領域について輪講を行う。 【光半導体の構造と光学特性の評価方法】 【半導体の構造と電気特性の評価技術】
機能材料工学輪講 III	高 山 教 授	【放射線を用いる分析法】について輪講を行う。
機能材料工学特別研究	井 上 教 授 高 山 教 授 服 部 教 授	機能材料工学の特定の分野の研究課題について研究を行い、論文を作成する。

【電子デバイス工学】

固体物性理論を基礎として、新しい電子材料の開発、電子デバイスの諸問題を学術的立場から追求するとともに、その応用としてメカトロニクス立場から、知能ロボットおよび要素技術について教育と研究を行う。

授 業 科 目	担 当 教 員	要 旨
電子デバイス工学特論Ⅰ	赤 池 教 授 川 福 教 授 山 田 教 授	【超伝導電子デバイスに関する技術】 【モーションコントロールに関する技術】 【電子デバイスの実装、回路、システムに関する技術】
電子デバイス工学特論Ⅱ	尾 形 教 授 田 中（淑）教 授	【システム制御に関する技術】 【ロボット・メカトロニクス制御システムに関する技術】
電子デバイス工学特論Ⅲ	大 嶋 教 授 吹 田 教 授	【圧電素子を利用したスマート材料・構造物の開発と現代制御理論に基づくその制御】 【人とロボットの協働および協調システムに関する技術】
電子デバイス工学輪講Ⅰ	赤 池 教 授 川 福 教 授 山 田 教 授	次の領域について輪講を行う。 【超伝導電子デバイスに関する技術】 【モーションコントロールに関する技術動向】 【電子デバイスの実装、回路、システムに関する技術】
電子デバイス工学輪講Ⅱ	尾 形 教 授 田 中（淑）教 授	次の領域について輪講を行う。 【システム制御に関する技術】 【ロボット・メカトロニクス制御システムに関する技術】
電子デバイス工学輪講Ⅲ	大 嶋 教 授 吹 田 教 授	次の領域について輪講を行う。 【圧電素子を利用したスマート材料・構造物の開発と現代制御理論に基づくその制御】 【人とロボットの協働および協調システムに関する技術】
電子デバイス工学特別研究	赤 池 教 授 大 嶋 教 授 尾 形 教 授 吹 田 教 授 田 中（淑）教 授 川 福 教 授 山 田 教 授	電子デバイス工学の特定の分野の研究課題について研究を行い、論文を作成する。

【熱プロセス工学】

環境問題と密接に関わる熱エネルギーの有効利用の観点から伝熱工学的な解析、燃焼工学並びに熱間加工等材料加工プロセスのシミュレーションなど、熱プロセス工学に関連した基礎的および総合的な教育と研究を行う。

授 業 科 目	担 当 教 員	要 旨
熱プロセス工学特論Ⅰ	井 原 教 授 坪 井 教 授	【熱機関における流体と化学反応を含めた燃焼に関する数値計算】 【熱流体の移流拡散シミュレーションの工業的応用】
熱プロセス工学特論Ⅱ	白 石 教 授	【輻射吸収を伴う熱プラズマ流の物理流体解析】
熱プロセス工学特論Ⅲ	篠 原 教 授	【伝熱解析に必要なプログラミング技術および計算手法】
熱プロセス工学輪講Ⅰ	井 原 教 授 坪 井 教 授	次の領域について輪講を行う。 【熱機関における流体と化学反応】 【熱流体の移流拡散シミュレーションの工業的応用】
熱プロセス工学輪講Ⅱ	白 石 教 授	【電離気体の原子・分子過程】について輪講を行う。
熱プロセス工学輪講Ⅲ	篠 原 教 授	次の領域について輪講を行う。 【力学現象（熱、流体、振動など）を模擬する数値モデルの構築方法】
熱プロセス工学特別研究	井 原 教 授 篠 原 教 授 白 石 教 授 坪 井 教 授	熱プロセス工学の特定の分野の研究課題について研究を行い、論文を作成する。

【環境材料工学】

構造材料および構造物の強度、変形挙動、破壊などに及ぼす環境因子と材料学的因子、力学的因子の相互作用の効果の解明並びに耐環境性材料・構造物の開発に係わる基礎的、応用的諸問題について教育と研究を行う。

授 業 科 目	担 当 教 員	要 旨
環境材料工学特論Ⅰ	高 田 教 授 田中(浩)教授 蔦 森 教 授 西 脇 教 授 前 田 教 授 町 屋 教 授 萩 野 准 教 授 宮 本 准 教 授	(オムニバス方式) 【金属材料中固溶原子の存在状態と拡散】 【金属の腐食と高温酸化】 【板成形シミュレーション用異方性降伏関数とそのパラメータ同定方法】 【塑性加工における金属材料の変形挙動】 【鋳造加工における流動・伝熱・凝固挙動】 【量子ビームを用いた金属材料のひずみ測定】 【機械加工下における金属材料の変形挙動】 【プラズマおよび熱を用いた金属材料の表面改質】
環境材料工学特論Ⅱ	藤 森 教 授 吉 田 教 授 内 海 教 授	【各種構造材料の非・微破壊検査方法と耐久性評価への適用】 【金属材料の表面改質プロセス】 【チューブフォーミングにおける加工特性】
環境材料工学特論Ⅲ	柚 谷 教 授 萩 原 教 授 宮 寄 教 授	【ダンピング要素と構造物への応用】 【構造物の非線形動的応答の簡易測定法と耐震性評価への応用】 【鋼構造物の力学的特性の把握と設計法】
環境材料工学輪講Ⅰ	高 田 教 授 田中(浩)教授 蔦 森 教 授 西 脇 教 授 前 田 教 授 町 屋 教 授 萩 野 准 教 授 宮 本 准 教 授	次の領域について輪講を行う。 【金属中固溶原子の存在状態と拡散】 【耐熱材料の種類と熱力学計算による合金設計】 【板成形シミュレーション用異方性降伏関数】 【塑性加工法とその応用】 【鋳造加工技術と素形材】 【放射光および中性子を用いた応力・ひずみ測定】 【機械加工における被削性特性】 【プラズマおよび熱を用いた金属材料の表面改質】
環境材料工学輪講Ⅱ	藤 森 教 授 吉 田 教 授 内 海 教 授	次の領域について輪講を行う。 【構造材料の長期耐久性評価手法】 【金属材料の表面改質プロセス】 【チューブフォーミングにおける加工特性】
環境材料工学輪講Ⅲ	柚 谷 教 授 萩 原 教 授 宮 寄 教 授	次の領域について輪講を行う。 【ダンピング要素設計の考え方と実際】 【構造物の非線形動的応答の簡易推定法と耐震性評価への応用】 【鋼構造物の力学的特性の把握と設計法】
環境材料工学特別研究	内 海 教 授 柚 谷 教 授 高 田 教 授 田中(浩)教授 蔦 森 教 授 西 脇 教 授 萩 原 教 授 藤 森 教 授 前 田 教 授 町 屋 教 授 宮 寄 教 授 吉 田 教 授 萩 野 准 教 授 宮 本 准 教 授	環境材料工学の特定の分野の研究課題について研究を行い、論文を作成する。

【電磁・環境工学】

放電・プラズマの基礎過程の解明を通じて、これらを利用した環境保全技術、高電圧ガス絶縁技術の開発・改良並びに波動現象の解明を通じて電磁波環境の悪化、騒音による都市環境問題への対応および、環境が生体情報に及ぼす影響について教育と研究を行う。

授 業 科 目	担 当 教 員	要 旨
電磁・環境工学特論Ⅰ	植 田 教 授 大 澤 教 授 加 納 教 授 小 島 教 授	(オムニバス方式) 【高電圧雷放電現象とその応用】 【電磁アクチュエータとその応用】 【電気機器とモータ・発電機の制御】 【電力変換器の電磁両立性設計】
電磁・環境工学特論Ⅱ	荻 野 教 授 桑 野 教 授 竹 内 教 授 宮 島 教 授	(オムニバス方式) 【計算科学のための大規模・高性能な数値計算法開発とその応用】 【ネットワーク構成技術とその応用】 【映像情報処理とその応用】 【行動情報処理とその応用】
電磁・環境工学特論Ⅲ	柘 植 教 授 不 破 教 授 喜 田 准 教 授 山 崎 准 教 授	(オムニバス方式) 【音声情報処理とその応用】 【外乱抑制のための制御系設計法の開発とその応用】 【音響信号処理とその応用】 【センサ計測解析技術とその応用】
電磁・環境工学輪講Ⅰ	植 田 教 授 大 澤 教 授 加 納 教 授 小 島 教 授	次の領域について輪講を行う。 【高電圧雷放電現象とその応用】 【電磁アクチュエータとその応用】 【電気機器とモータ・発電機の制御】 【電力変換器の電磁両立性設計】
電磁・環境工学輪講Ⅱ	荻 野 教 授 桑 野 教 授 竹 内 教 授 宮 島 教 授	次の領域について輪講を行う。 【計算科学のための大規模・高性能な数値計算法の先端知識習得】 【ネットワーク構成技術とその応用】 【映像情報処理とその応用】 【行動情報処理とその応用】
電磁・環境工学輪講Ⅲ	柘 植 教 授 不 破 教 授 喜 田 准 教 授 山 崎 准 教 授	次の領域について輪講を行う。 【音声情報処理とその応用】 【外乱抑制のための制御系設計法の開発とその応用】 【音響信号処理とその応用】 【センサ計測解析技術とその応用】
電磁・環境工学特別研究	植 田 教 授 大 澤 教 授 荻 野 教 授 加 納 教 授 桑 野 教 授 小 島 教 授 竹 内 教 授 柘 植 教 授 不 破 教 授 宮 島 教 授 喜 田 准 教 授 山 崎 准 教 授	電磁・環境工学の特定の分野の研究課題について研究を行い、論文を作成する。

【環境デザイン工学】

雨水流・土石流の災害・利水問題の解明、現代の都市環境を形成する建築群の再開発、現代の都市生活の住まい方の問題、生活環境全般に関する先人の知恵と技術に関する考察について教育と研究を行う。

授 業 科 目	担 当 教 員	要 旨
環境デザイン工学特論	岡 本 教 授 鷺 見 教 授 達 教 授 棚 橋 教 授 光 田 教 授	(オムニバス方式) 【室内光環境の評価方法と基準】 【流域や河川の水・環境の管理・評価手法】 【室内の空気環境の測定と評価】 【地下水汚染メカニズムとその浄化対策】 【室内空気質の基準、評価方法、制御方法】
環境デザイン学特論Ⅰ	嶋 田 教 授 樋 口 准 教 授	【都市・交通施策と都市施設整備の評価】 【交通・福祉のまちづくりの方法論と応用】
環境デザイン学特論Ⅱ	高 柳 教 授	【建築・都市史研究の方法論とその応用】
環境デザイン工学輪講Ⅰ	岡 本 教 授 鷺 見 教 授 達 教 授 棚 橋 教 授 光 田 教 授	次の領域について輪講を行う。 【室内光環境の評価方法と基準】 【流域や河川の水・環境の管理・評価手法】 【室内の空気環境の測定と評価】 【地下水汚染メカニズムとその浄化対策】 【室内空気質の評価と制御方法】
環境デザイン工学輪講Ⅱ	嶋 田 教 授 樋 口 准 教 授	次の領域について輪講を行う。 【都市・交通施策と都市施設整備の評価】 【交通・福祉のまちづくりの方法論と応用】
環境デザイン工学輪講Ⅲ	高 柳 教 授	次の領域について輪講を行う。 【建築・都市史研究の方法論とその応用】
環境デザイン工学特別研究	岡 本 教 授 嶋 田 教 授 鷺 見 教 授 高 柳 教 授 達 教 授 棚 橋 教 授 光 田 教 授 樋 口 准 教 授	環境デザイン工学の特定の分野の研究課題について研究を行い、論文を作成する。

【共通】

授 業 科 目	担 当 教 員	要 旨
材料・環境工学特別講義	(オムニバス方式)	幅広い視野と知識を養うために、全学科目の分野に亘って、特別講義担当の15名が順次それぞれの内容に関する講義を行う。
学 外 研 修	赤 池 教 授 井 上 教 授 井 原 教 授 植 田 教 授 内 海 教 授 大 澤 教 授 大 嶋 教 授 尾 形 教 授 岡 本 教 授 荻 野 教 授 加 納 教 授 川 福 教 授 桑 野 教 授 小 島 教 授 篠 原 教 授 嶋 田 教 授 白 石 教 授 吹 田 教 授 鷺 見 教 授 柚 谷 教 授 高 田 教 授 高 柳 教 授 高 山 教 授 竹 内 教 授 達 教 授 田 中 (浩) 教 授 田 中 (淑) 教 授 棚 橋 教 授 蔦 森 教 授 坪 井 教 授 柘 植 教 授 西 脇 教 授 萩 原 教 授 服 部 教 授 藤 森 教 授 不 破 教 授 前 田 教 授 町 屋 教 授 光 田 教 授 宮 寄 教 授 宮 島 教 授 山 田 教 授 吉 田 教 授 喜 田 准 教 授 萩 野 准 教 授 樋 口 准 教 授 宮 本 准 教 授 山 崎 准 教 授	学外の研究機関（国立および企業の研究機関）で一定期間、特定の研修テーマについての実験、実習、調査を行い、実務的な経験を積ませる。主として修士課程から進学した学生が履修し、実習計画の管理と単位認定は研究指導担当教員が担当する。

授 業 科 目	担 当 教 員	要 旨
特別調査演習	赤池教授 井上教授 井原教授 植田教授 内海教授 大澤教授 大嶋教授 尾形教授 岡本教授 荻野教授 加納教授 川福教授 桑野教授 小島教授 篠原教授 嶋田教授 白石教授 吹田教授 鷺見教授 杉谷教授 高田教授 高柳教授 高山教授 竹内教授 達 教 授 田中(浩)教授 田中(淑)教授 棚橋教授 蔦森教授 坪井教授 柘植教授 西脇教授 萩原教授 服部教授 藤森教授 不破教授 前田教授 町屋教授 光田教授 宮寄教授 宮島教授 山田教授 吉田教 授 喜田准教授 萩野准教授 樋口准教授 宮本准教授 山崎准教授	<p>特定のテーマを取り上げ、その進展経過の調査・報告を行わせる。</p> <p>テーマとして、過去に完成した技術、製品・作品・システムなど、あるいは、その分野で基礎となっている論文、法則、固有の式などを対象とする。前者の場合は、歴史的経緯、その時期における社会的背景や技術等の状況、その効果や影響等を調査する。後者の場合は歴史的背景、独創性の源泉、研究の経緯、歴史的意義・評価などを調査する。半年間にわたる調査の結果を報告書としてまとめると共に口頭で発表する。研究を行うための調査の仕方、論文のまとめ方、発表の仕方などの訓練のために行う。主として社会人学生が履修する。</p>

(4) 学位審査申請の手引

1. 課程博士

大同大学学位規程第4条の2第1項の「博士の学位授与の要件」の規定に基づき、同規程第5条第1項により、博士(工学)の学位審査の申請をする者は、本学の関係諸規程によるほか、この申請の手引により、所定の手続を行う。

I. 論文予備審査の申請

1. 博士(工学)の学位審査の申請をする者は、大同大学大学院規則第21条の「博士後期課程修了の要件」の規定に基づき、課程修了に必要な所定の単位を修得した者又は修得見込みの者で、原則として、博士後期課程の当該年度前期末までに、研究指導担当教員による必要な研究指導を受け、修了していることが必要である。

2. 学位審査の申請をする者は、申請に先立ち、3の提出書類を研究指導担当教員に提出し、「論文予備審査会の審査」を受ける。

3. 提出書類及び部数等

研究指導担当教員は、次の提出書類を当該の副専攻長に提出する。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 博士論文の草稿 | 1通 |
| (2) 論文内容の要旨(所定用紙) | 1通 |
| (3) 履歴書(所定用紙) | 1通 |
| (4) 論文目録(所定用紙) | 1通 |
| (5) 論文の別刷り | 各1通 |
| (6) 「博士論文予備審査会」設置届(所定用紙) | 1通 |

注：上記(2)、(3)、(4)及び(6)の所定用紙は、教務室で配付する。

また、提出については、所定用紙に貼り込みコピーしたもの又は様式が同じであれば、ワープロを用いて作成したものも可とする。

4. 前記3の提出書類は、原則として、学位授与の申請時期の2ヶ月前の専攻の定める時期に提出する。

なお、論文予備審査会の審査に必要な事項は専攻から指示される。

II. 学位審査の申請

論文予備審査会の審査の結果、論文申請の仮決定が可となった者は、次の書類を研究指導担当教員の確認を得て、教務室に提出する。

1. 提出書類及び部数等

- | | |
|---|-----------|
| (1) 学位審査申請書(所定用紙) | 1通 |
| (2) 博士論文 1編(A4判、原則として横書き、仮製本したもの) | 4通(正1、副3) |
| (3) 論文目録(所定用紙) | 1通 |
| (4) 論文内容の要旨(所定用紙、2,000字程度) | 1通 |
| (5) 履歴書(所定用紙) | 1通 |
| (6) 外国語の能力に関する申告書(大学における外国語単位取得状況及び本人の自己申告) | 1通 |

注：上記(1)、(3)、(4)及び(5)の所定用紙は、教務室で配付する。

なお、提出については、所定用紙に貼り込みコピーしたもの又は様式が同じであれば、ワープロを用いて作成したものも可とする。

2. 学位審査の申請時期

(1) 学位審査の申請は、在学中に行い、学位審査申請書等を提出する時期は、1月の所定の期間とする。

(2) 博士後期課程に3年を超えて在学する見込みの者又は単位取得満了後3年以内の者の内で、論文予備審査会の審査を受け論文申請の仮決定が可となった者は、研究指導担当教員の判断により次の時期に学位審査申請をすることができる。

4月の所定の期間(学位授与：6月) 10月の所定の期間(学位授与：12月)

7月の所定の期間(学位授与：9月) 1月の所定の期間(学位授与：3月)

(3) 上記(1)及び(2)の各月の所定の期間は、概ね当該月の5日間程度を、所定の期間として、その都度定める。

(4) 受付時間は、午前9時～正午、午後1時～4時

Ⅲ. 提出書類の作成要領等

1. 博士論文の草稿

- (1) 草稿を外国語で記述する場合は、事前に研究指導担当教員の下承及び指導を受ける。
- (2) 記述に当たっては、ワープロを用いることが望ましい。
なお、手書きによる場合は、楷書で記述する。特に欧文等の記述に当たっては、正確に記述する。
- (3) 大文字・小文字の区別、数式・化学式・記号等及び数量を表す単位等は、正確に記述する。
- (4) ページ数を付け、また図番、式番は通し番号又は各章ごとに章番を付した通し番号とする。
- (5) 文献は論文目録の記述例に従って記述する。

2. 論文内容の要旨

- (1) 書類の※印欄は、記入しない。
- (2) 博士論文の内容を、2, 000字程度の要旨にまとめて記述する。
- (3) 論文内容の要旨は、学位審査の資料とするので、ワープロを用いることが望ましい。
なお、手書きによる場合は、楷書で記述する。特に欧文等の記述に当たっては、正確に記述する。

3. 履歴書

- (1) 本籍は、都道府県名のみを記入する（外国人は、国籍を記入する。）。
- (2) 現住所は、住民票に記載されている住所を記入する。
- (3) 学歴欄は、大学卒業以降について、順を追って記入する。
- (4) 職歴欄は、勤務先、職名を順を追って教育・研究に関する履歴を中心に記入する。
なお、現職については、「現在に至る」と明示する。
- (5) 研究歴欄は、研究課題（共同研究を含む。）、研修、学術調査及び学術奨励金等に関するものについて、順を追って事項別に記入する。

4. 論文目録（研究業績目録）

- (1) 博士論文に使用する共著者の論文については、共著者の同意を得ておく。
- (2) 書類の※印欄は、記入しない。
- (3) 氏名は、謄本記載のとおり記入する。
- (4) 押印箇所は、必要部数に同一の印鑑で朱肉を用いて押印すること。ただし、外国人はサインを可とする。
- (5) 論文題目が外国語の場合は、題目の下に、和訳を（ ）を付して併記する。
- (6) 印刷公表の方法及び時期欄
博士論文の印刷公表の状況については、論文の構成（編、章等）の順に記入する。
また、Ⅳの「学位論文等の公表及び電子データの提出」並びに別紙記入例を参照の上、記入する。
- (7) 参考論文欄
 - 1) 博士論文に参考論文を添付する場合は、上記論文に準じ、題目、印刷公表の方法、時期を記入する。
 - 2) 参考論文がない場合は、「なし」と記入する。
- (8) 論文目録の記述に関する留意事項
論文目録の記述は、論文目録記入例の書式に従う。

5. 論文の別刷り

論文目録（研究業績目録）に記載された論文の別刷りを提出する。

6. 「博士論文予備審査会」設置届

「博士論文予備審査会」設置届は副専攻長が作成し、博士後期課程の専攻長に提出する。

7. 学位審査申請書

- (1) 書類の※印欄は、記入しない。
- (2) 申請年月日は、申請時に記入する。
- (3) 申請者欄及び論文題目欄を記入する。

- (4) 氏名は、謄本記載のとおり記入する。
- (5) 論文題目が外国語の場合は、題目の下に、和訳を（ ）を付して併記する。
- (6) 研究指導担当教員の確認欄は、申請書等の提出に先立ち、予め研究指導担当教員の承認を受けておく。

8. 博士論文

- (1) 論文中に他者の著作物が含まれる場合は、事前にその権利者から許諾を得る。
- (2) 論文を外国語で記述する場合は、事前に研究指導担当教員の了承及び指導を得る。
- (3) 規格・様式はA4判、原則として横書・両面印刷とし、フラットファイル等を使用して綴じる。
- (4) 印刷に当たっては、ワープロを用いることが望ましい。なお、手書きによる場合は、楷書で記述する。
- (5) 大文字・小文字の区別、数式・化学式・記号等及び数量を表す単位等は、正確に記述する。
- (6) 論文の表紙及び背表紙には、論文題目・氏名及び年号(年又は年月)以外は表示しない。
- (7) ページ数を付け、また図番、式番は通し番号又は各章ごとに章番を付した通し番号とする。
- (8) 文献は論文目録の記述例に従って記述する。

IV. 学位論文等の公表及び電子データの提出

1. 学位論文等の公表

- (1) 本学は、学位を授与した日から3ヶ月以内に、学位論文の要旨及び論文審査結果をインターネットの利用により公表する。
- (2) 学位を授与されたものは、1年以内に学位論文の全文を本学の協力を得て、インターネットの利用により公表する。
- (3) 学位論文は、学位の授与以前に、その全文を印刷公表（単行の書籍又は学術雑誌等の公刊行物に登載すること）することができる。
また、その研究事項の区分（論文構成上の区分：編、章等）により分割した論文をもって、数次に印刷公表することもできる。
- (4) 学位授与以後において公表する場合は、「大同大学学位審査論文」と明記する。
- (5) 学位が授与された後の公表で、やむを得ない理由がある場合、学長の承認を得て、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。
この場合、本学は学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
注：申請時においては、未公表あるいは部分的な公表済みも可とする。
[大同大学学位規程第10条]
- (6) 本学は、学位授与以後、電子化された学位論文の全文を国立国会図書館へ提出する。

2. 電子データの提出

学位論文等をインターネットの利用により公表するため、次の電子データ等を学位授与日までに教務室へ提出する。

- (1) 学位論文の全文（PDF形式：紙媒体をスキャンするのではなく、Word等から直接変換したもの）及び機関リポジトリへの登録許諾書（所定用紙）
- (2) 学位論文の要旨（Word形式）

学位審査申請に関する照会先 大同大学 教務室 TEL 052-612-6204

2. 論文博士

大同大学学位規程第4条の2第2項の「博士の学位授与の要件」の規定に基づき、同規程第5条第1項により、博士（工学）の学位審査の申請をする者は、本学の関係諸規程によるほか、この申請の手引により、所定の手続を行う。

I. 論文予備審査の申請

1. 博士（工学）の学位審査の申請をする者は、予め関連のある教員（世話指導教員）を定める。
2. 博士（工学）の学位授与の申請をする者は、申請に先立ち、3の提出書類を世話指導教員に提出し、「論文予備審査会の審査」を受ける。

3. 提出書類及び部数等

世話指導教員は、次の提出書類を当該の副専攻長に提出する。

- | | |
|--|-----|
| (1) 博士論文の草稿 | 1通 |
| (2) 論文内容の要旨（所定用紙） | 1通 |
| (3) 履歴書（所定用紙） | 1通 |
| (4) 論文目録（所定用紙） | 1通 |
| (5) 論文の別刷り | 各1通 |
| (6) 最終学歴を証明する書類 | 1通 |
| (7) 外国語の能力に関する申告書（大学等における外国語単位取得状況及び本人の自己申告） | 1通 |
| (8) 研究歴 | 1通 |
| (9) 「博士論文予備審査会」設置届（所定用紙） | 1通 |

注：上記(2)、(3)、(4)及び(9)の所定用紙は、教務室で配付する。

また、提出については、所定用紙に貼り込みコピーしたもの又は様式が同じであれば、ワープロを用いて作成したものも可とする。

4. 前記3の提出書類は、専攻の定める時期に提出する。

なお、論文予備審査会の審査に必要な事項は専攻から指示される。

II. 学位審査の申請

論文予備審査会の審査の結果、論文申請の仮決定が可となった者は、次の書類を世話指導教員の確認を得て、教務室に提出する。

1. 提出書類及び部数等

- | | |
|--|-----------|
| (1) 学位審査申請書（所定用紙） | 1通 |
| (2) 博士論文 1編（A4判、原則として横書き、仮製本したもの） | 4通（正1、副3） |
| (3) 論文目録（所定用紙） | 1通 |
| (4) 論文内容の要旨（所定用紙、2,000字程度） | 1通 |
| (5) 履歴書（所定用紙） | 1通 |
| (6) 最終学歴を証明する書類 | 1通 |
| (7) 外国語の能力に関する申告書
（大学等における外国語単位取得状況及び本人の自己申告） | 1通 |
| (8) 学位論文審査手数料 | 150,000円 |

注：上記(1)、(3)、(4)及び(5)の所定用紙は、教務室で配付する。

なお、提出については、所定用紙に貼り込みコピーしたもの又は様式が同じであれば、ワープロを用いて作成したものも可とする。

2. 学位審査の申請時期

- (1) 学位審査の申請は、論文予備審査会の審査を受け、論文申請の仮決定が可となった者は、次の時期に学位審査申請をすることができる。
 - 4月の所定の期間（学位授与：6月）
 - 7月の所定の期間（学位授与：9月）
 - 10月の所定の期間（学位授与：12月）
 - 1月の所定の期間（学位授与：3月）
- (2) 上記(1)の各月の所定の期間は、概ね当該月の5日間程度を、所定の期間として、その都度定める。
- (3) 受付時間は、午前9時～正午、午後1時～4時

Ⅲ. 提出書類の作成要領等

1. 博士論文の草稿

- (1) 草稿を外国語で記述する場合は、事前に世話指導教員の了承及び指導を受ける。
- (2) 記述に当たっては、ワープロを用いることが望ましい。
なお、手書きによる場合は、楷書で記述する。特に欧文等の記述に当たっては、正確に記述する。
- (3) 大文字・小文字の区別、数式・化学式・記号等及び数量を表す単位等は、正確に記述する。
- (4) ページ数を付け、また図番、式番は通し番号又は各章ごとに章番を付した通し番号とする。
- (5) 文献は論文目録の記述例に従って記述する。

2. 論文内容の要旨

- (1) 書類の※印欄は、記入しない。
- (2) 博士論文の内容を、2, 000字程度の要旨にまとめて記述する。
- (3) 論文内容の要旨は、学位審査の資料とするので、ワープロを用いることが望ましい。
なお、手書きによる場合は、楷書で記述する。特に欧文等の記述に当たっては、正確に記述する。

3. 履歴書

- (1) 本籍は、都道府県名のみを記入する（外国人は、国籍を記入する。）。
- (2) 現住所は、住民票に記載されている住所を記入する。
- (3) 学歴欄は、大学卒業以降について、順を追って記入する。
- (4) 職歴欄は、勤務先、職名を順を追って教育・研究に関する履歴を中心に記入する。なお、現職については、「現在に至る」と明示する。
- (5) 研究歴欄は、研究課題（共同研究を含む。）、研修、学術調査及び学術奨励金等に関するものについて、順を追って事項別に記入する。

4. 論文目録（研究業績目録）

- (1) 博士論文に使用する共著者の論文については、共著者の同意を得ておく。
- (2) 書類の※印欄は、記入しない。
- (3) 氏名は、謄本記載のとおり記入する。
- (4) 押印箇所は、必要部数に同一の印鑑で朱肉を用いて押印する。ただし、外国人はサインを可とする。
- (5) 論文題目が外国語の場合は、題目の下に、和訳を（ ）を付して併記すること。
- (6) 印刷公表の方法及び時期欄
博士論文の印刷公表の状況については、論文の構成（編、章等）の順に記入する。
また、Ⅳの「学位論文等の公表及び電子データの提出」並びに別紙記入例を参照の上、記入する。
- (7) 参考論文欄
 - 1) 博士論文に参考論文を添付する場合は、上記論文に準じ、題目、印刷公表の方法、時期を記入する。
 - 2) 参考論文がない場合は、「なし」と記入する。
- (8) 論文目録の記述に関する留意事項
論文目録の記述は、論文目録記入例の書式に従う。

5. 論文の別刷り

論文目録（研究業績目録）に記載された論文の別刷りを提出する。

6. 最終学歴を証明する書類

卒業証明書等

7. 外国語の能力に関する申告書（大学等における外国語単位取得状況及び本人の自己申告）

- (1) 大学等における外国語単位取得状況
大学等における外国語の単位の取得状況を証明するもの
単位修得証明書、成績証明書等
- (2) 本人の自己申告
次のいずれかに該当する書類をもって、本人の自己申告書とする。
 - 1) 外国での学位取得
 - 2) 海外留学の経験を証明するもの
 - 3) 外国語で記載された論文（別刷り又は写しでも可）
 - 4) 翻訳した論文・解説記事等（写しでも可）
 - 5) 外国での研究活動を証明するもの

- 6) 外国での調査実績を証明するもの
- 7) 国際会議での研究発表実績を証明するもの
- 8) 上記に相当する語学力を証明できるもの

8. 研究歴

研究歴は、研究課題（共同研究を含む。）、研修、学術調査及び学術奨励金等に関するものについて、順を追って事項別に記入する。

9. 「博士論文予備審査会」設置届

「博士論文予備審査会」設置届は副専攻長が作成し、博士後期課程の専攻長に提出する。

10. 学位審査申請書

- (1) 書類の※ 印欄は、記入しない。
- (2) 申請年月日は、申請時に記入する。
- (3) 申請者欄及び論文題目欄を記入する。
- (4) 氏名は、謄本記載のとおり記入する。
- (5) 論文題目が外国語の場合は、題目の下に、和訳を（ ）を付して併記する。
- (6) 世話指導教員の確認欄は、申請書等の提出に先立ち、予め世話指導教員の承認を受けておく。

11. 博士論文

- (1) 論文中に他者の著作物が含まれる場合は、事前にその権利者から許諾を得る。
- (2) 論文を外国語で記述する場合は、事前に世話指導教員の了承及び指導を得る。
- (3) 規格・様式はA4判、原則として横書・両面印刷とし、フラットファイル等を使用して綴じる。
- (4) 印刷に当たっては、ワープロを用いることが望ましい。なお、手書きによる場合は、楷書で記述する。
- (5) 大文字・小文字の区別、数式・化学式・記号等及び数量を表す単位等は、正確に記述する。
- (6) 論文の表紙及び背表紙には、論文題目・氏名及び年号(年又は年月)以外は表示しない。
- (7) ページ数を付け、また図番、式番は通し番号又は各章ごとに章番を付した通し番号とする。
- (8) 文献は論文目録の記述例に従って記述する。

IV. 学位論文等の公表及び電子データの提出

1. 学位論文等の公表

- (1) 本学は、学位を授与した日から3ヶ月以内に、学位論文の要旨及び論文審査結果をインターネットの利用により公表する。
- (2) 学位を授与されたものは、1年以内に学位論文の全文を本学の協力を得て、インターネットの利用により公表する。
- (3) 学位論文の印刷公表は、学位の授与以前に、その全文を印刷公表（単行の書籍又は学術雑誌等の公刊行物に登載すること）することができる。
また、その研究事項の区分（論文構成上の区分：編、章等）により分割した論文をもって、数次に印刷公表することもできる。

(4) 学位授与以後において公表する場合は、「大同大学学位審査論文」と明記すること。

(5) 学位が授与された後の公表で、やむを得ない理由がある場合、学長の承認を得て、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

この場合、本学は学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

注：申請時においては、未公表あるいは部分的な公表済みも可とする。

[大同大学学位規程第10条]

(6) 本学は、学位授与以後、電子化された学位論文の全文を国立国会図書館へ提出する。

2. 電子データの提出

学位論文等をインターネットの利用により公表するため、次の電子データ等を学位授与日までに教務室へ提出する。

- (1) 学位論文の全文（PDF形式：紙媒体をスキャンするのではなく、Word等から直接変換したもの）及び機関リポジトリへの登録許諾書（所定用紙）
- (2) 学位論文の要旨（Word形式）

3. 学位審査様式

(1) 論文予備審査の申請提出書類

〈論文内容の要旨〉

課程博士

課程博士			
※学位授与年度	年度	甲第	号

論文内容の要旨

申請者	
専攻	
研究指導担当教員	
論文題目:	

要旨

24×10

(課程博士・論文博士：共通)

様式は全て A4 判の所定様式に統一する

〈論文内容の要旨〉

論文博士

論文博士			
※学位授与年度	年度	乙第	号

論文内容の要旨

申請者	
最終学歴	
現職	
非営利指導専攻	非営利指導教員
論文題目:	

要旨

24×10

〈履歴書〉

(課程博士・論文博士：共通)

申請者 ()

24×25

履 歴 書

フリガナ 氏名	年 月 日生	男・女	本籍 又は 国籍	都道府県 国
〒, Tel 現住所	〒 () Tel ()			
区分	年 月 日	事 項		
学 歴	. .	大学	学部	学科 卒業
	. .			
	. .			
	. .			
職 歴	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
研 究 歴	. .			
	. .			
	. .			
	. .			

以上のおとり相違ありません

年 月 日 氏名:

＜「博士論文予備審査会」設置届＞
(課程博士・論文博士：共通)

年 月 日

殿

副専攻長

博士論文予備審査会設置届

博士論文予備審査会を下記のとおり設置しましたのでお届け致します。

記

1. 学位審査申請者
2. 学位審査論文名
3. 博士論文予備審査会担当委員

主 査

(敬称略・姓・姓略) _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

以 上

様式は全て A4 判の所定様式に統一する

(2) 学位審査の申請提出書類

〈学位審査申請書〉

課程博士

課程博士			
学位授与年度	年度	甲第	号
年 月 日			
研究科長 殿			
学位審査申請書			
大同大学学位規程第4条の2第1項の規定により、博士（工学）の学位を授与願いたく、同規程第5条第1項に定める書類を提出いたしますので、審査をお願いします。			
申請者	博士後期課程	専攻	年度入学
氏名	年 月 日生		
提出書類			
博士論文 4通			
論文題目： _____ _____			
論文目録 1通			
論文内容の要旨 1通			
履歴書 1通			
研究指導担当教員の確認			
受理：			

〈学位審査申請書〉

論文博士

論文博士			
学位授与年度	年度	乙第	号
年 月 日			
研究科長 殿			
学位審査申請書			
大同大学学位規程第4条の2第2項の規定により、博士（工学）の学位を授与願いたく、同規程第5条第1項に定める書類を提出いたしますので、審査をお願いします。			
申請者	氏名	年 月 日生	
最終学歴：	大学（ ）	専攻
現職：	_____		
提出書類			
博士論文 4通			
論文題目： _____ _____			
論文目録 1通			
論文内容の要旨 1通			
履歴書 1通			
学位論文審査手数料 150,000円			
学位論文審査手数料 納入年月日・確認		専攻	
研究指導教員の確認			
受理：			

〈論文目録〉

課程博士

課程博士			
学位授与年度	年度	甲第	号
論文目録			
申請者	_____		
博士論文			
論文題目： _____ _____ _____			
印刷公表の方法及び時期：別紙「博士論文の印刷公表」			
参考論文 下記項目について、該当する箇所を○で囲んで下さい。 (なし、別紙「参考論文の印刷公表」)			

〈論文目録〉

論文博士

論文博士			
学位授与年度	年度	乙第	号
論文目録			
申請者	_____		
博士論文			
論文題目： _____ _____ _____			
印刷公表の方法及び時期：別紙「博士論文の印刷公表」			
参考論文 下記項目について、該当する箇所を○で囲んで下さい。 (なし、別紙「参考論文の印刷公表」)			

4. 「論文目録」記入例

※ 学位授与年度	年度	第 号
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">論 文 目 録</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">申請者</div> <p style="margin: 10px 0;">博士論文</p> <p style="margin: 10px 0;">論文題目： _____</p> <p style="margin: 10px 0;">_____</p> <p style="margin: 10px 0;">(_____)</p> <p style="margin: 10px 0;">論文題目が欧文等の場合は、()内に邦文を付記</p> <p style="margin: 10px 0;">印刷公表の方法及び時期：</p>		

印刷公表の方法及び時期「博士論文の印刷公表」

記入例1：第1章を全文公表した場合

公表(予定) 年 月 日	公表内容	発表論文名・著書名
	全文・要約	(著者名、論文名、学協会誌名、巻(号)、最初と最後のページ、発表年(西暦)) (以上の各項目が記載されていれば、項目の順序を入れ替えても可)
20XX年11月	第1章 全文掲載	滝春太郎、大同二郎、白水三郎 網膜細胞画像認識システム 電子情報通信学会論文誌(D), vol. J71 -, No. 11, pp. 2126 - 2134, 1991. に掲載

記入例2：第1章を要約公表した場合

20XX年11月	第1章 要約掲載	滝春太郎 網膜細胞画像認識システム 電子情報通信学会論文誌(D), vol. J71 -, No. 11, pp. 2126 - 2134, 1991. に掲載

記入例3：第1章を要約公表(予定)の場合

20XX年11月 発行予定	第1章 要約掲載	滝春太郎 網膜細胞画像認識システム 電子情報通信学会論文誌(D), vol. J71 -, No. 11, pp. 2126 - 2134, 1993. に掲載予定

注：上記の場合、掲載予定証明又は受理証明の写しを添付すること。

記入例 4 : 欧文誌に公表した場合

20XX年 3月	第 1 章 要約掲載	Tarou Takiharu Software system for neuron classification based on simple parameters, (簡単な特徴量に基づいた神経細胞の分類のための) ソフトウェアシステム IEEE trans. on Biomedical Engineering, vol. BME - 33, No. 3, pp. 308 - 314, 1990. に掲載
----------	---------------	--

記入例 5 : 博士論文と異なる題目で公表した場合

20XX年 11月	第 2 章 全文掲載	滝 春 太 郎 「第2章の網膜細胞画像認識システムの構築」を「網膜細胞画像認識システム」として 電子情報通信学会論文誌 (D), vol. J71 -, No. 11, pp. 2396 - 2403, 1992. に掲載
-----------	---------------	--

記入例 6 : 分割して公表した場合

第2章及び第3章を以下5編の論文及び1件の国際会議に分割して全文掲載		
20XX年 11月		滝 春 太 郎 神経細胞の2値画像の分類 電子情報通信学会論文誌 (D), vol. J66 - D, No. 5, pp. 601 - 603, 1991. に掲載

記入例 7 : 国際会議で公表した場合

20XX年 11月		Tarou Takiharu Automatic Classification of neuros, (神経細胞の自動分類) SPIE 27th Annual International Symposium, Sandiego, Proceedings of SPIE - The International Society for Optical Engineering, Vol, 435, pp. 53 - 59, 1991. に掲載 (U S Aにて発表)
-----------	--	--

5. 学位論文の様式

1. 規 格

A4判とする。

2. 本 文

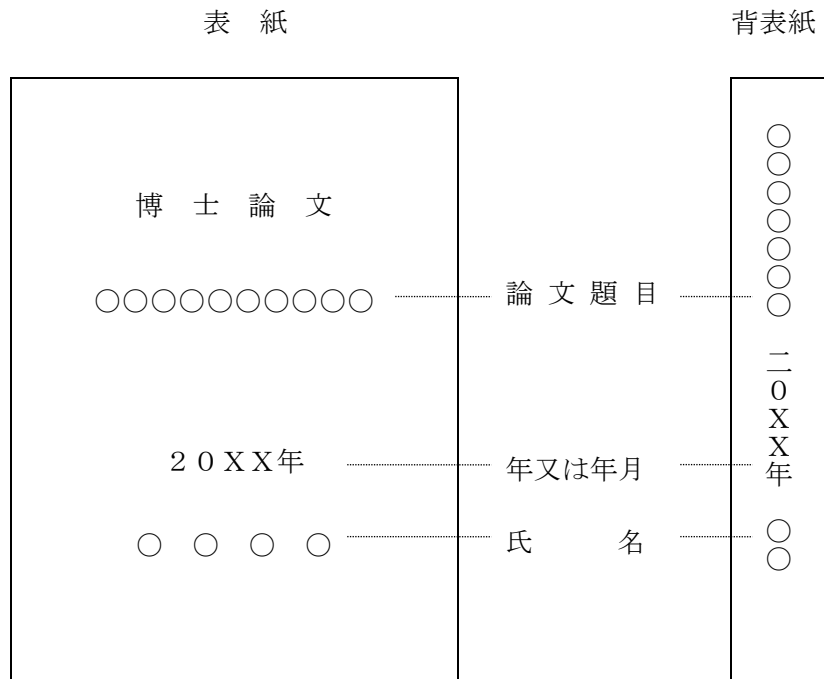
- (1) 原則として横書きとすること。
- (2) ページ数を記入し、目次を作成すること。
- (3) 参考論文を添付する場合は、目次の最後に明記すること。

3. 印刷・製本

- (1) ハードカバーとし、永久保存に耐え得る仕様とすること。
- (2) 論文の表紙及び背表紙には、論文題目・氏名及び年号（年又は年月）以外を記入しないこと。
- (3) 印刷に当たっては、ワードプロセッサ又はタイプライターを用いることが望ましい。なお、手書きによる場合は、楷書で記述すること。
- (4) 大文字・小文字の区別、数式・化学式・記号等及び数量を表す単位等は、正確に記述すること。

4. そ の 他

製本の見本は教務室に備え付けてあるので参考にすること。



担当教員一覧

1. 修士課程

機械工学専攻

井原 禎貴	教授	田中 浩司	教授
内海 能重	教授	田中 淑晴	教授
大嶋 和彦	教授	蔦森 秀夫	教授
尾形 和哉	教授	坪井 涼志	教授
神崎 隆男	教授	西脇 武志	教授
小里 泰章	教授	前田 安太郎	教授
篠原 主勲	教授	町屋 修太郎	教授
白石 裕之	教授	吉田 昌史	教授
吹田 和嗣	教授	萩野 将広	准教授
杣谷 啓	教授	宮本 潤示	准教授
高田 健	教授		

大学院客員教授

幾原 裕美	(一般財団法人 ファインセラミックスセンター)
志賀 聡	(日本製鉄株式会社)

電気・電子工学専攻

赤池 宏之	教授	川福 基裕	教授
植田 俊明	教授	小島 崇	教授
大澤 文明	教授	服部 佳晋	教授
加納 善明	教授	山田 靖	教授

大学院客員教授

高橋 誠治	(一般財団法人 ファインセラミックスセンター)
安井 久一	(国立研究開発法人 産業技術総合研究所)

建築学専攻

宇野 享	教授	藤森 繁	教授
岡本 洋輔	教授	船橋 仁奈	教授
高柳 伸一	教授	武藤 隆	教授
中島 貴光	教授	森長 誠	准教授
萩原 伸幸	教授	米澤 隆	准教授

都市環境デザイン学専攻

嶋田 喜昭	教授	光田 恵	教授
鷺見 哲也	教授	宮寄 靖大	教授
高山 努	教授	樋口 恵一	准教授
達 晃一	教授	木全 博聖	講師
棚橋 秀行	教授		

情報学研究所

修士課程

修士課程 授業科目等

1. 情報学専攻

修士課程 授業科目等

1. 情報学専攻

(1) 教育課程表

大学院学則 別表(1)

部類	コース	授業科目	単位数	毎週授業時間数				備考
				1年次		2年次		
				1	2	3	4	
[1] 講義	コース 共通	ベンチャービジネス特論	1	1	<1>			集中
		経済学特論	1	1	<1>			集中
		地球環境科学特論	1	1	<1>			集中
		外国文化特論	1	1	<1>			集中
		情報社会倫理特論	2		2			
		情報学特別講義Ⅰ	1	1	<1>			集中
		情報学特別講義Ⅱ	1			1	<1>	集中
	情報システム コース	コンピュータシステム特論	2		2			
		コンピュータビジョン特論	2	2				
		情報統計学特論	2	2				
		センシングシステム特論	2		2			
		知識情報処理特論	2	2				
		音声音楽情報処理特論	2		2			
		システムプログラミング特論	2		2			
		情報ネットワーク特論	2	2				
		制御システム特論	2		2			
		データ工学特論	2	2				
		数値シミュレーション特論	2	2				
		情報セキュリティ特論	2		2			
	情報デザイン コース	映像製作特論	2	2				
コンピュータグラフィックス特論		2	2					
コンピュータミュージック制作特論		2	2					
デジタルイメージ特論		2	2					
インダストリアルデザイン特論		2		2				
視覚表現特論		2		2				
製品開発特論		2		2				
コミュニケーションデザイン特論		2		2				
経営情報 コース	経営学特論	2	2					
	社会科学特論	2	2					
	経営組織特論	2		2				
	経営戦略特論	2		2				
[2] 演習	コース 共通	情報学特別演習Ⅰ	2	2				
		情報学特別演習Ⅱ	2		2			
		情報学特別演習Ⅲ	2			2		
		情報学特別演習Ⅳ	2				2	
[3] 研究	コース 共通	情報学特別研究Ⅰ	1.5	◎				
		情報学特別研究Ⅱ	1.5		◎			
		情報学特別研究Ⅲ	1.5			◎		
		情報学特別研究Ⅳ	1.5				◎	
		学外研修	2	◎	<◎>			

(2) 教育内容

近年、情報科学および情報通信技術は飛躍的に発展し、社会の情報化を大きく前進させた。ネットワーク化された様々なコンピュータシステムやソフトウェアは、生産活動はもとより、流通・販売、文化・芸術、医療・福祉、生活環境を含む多種多様な分野において、大きな変革をもたらしている。こうした社会的な情勢における多様な要請に応えるため、情報システムコース、情報デザインコース、経営情報コースの3コースを設けて、多面的な教育・研究を展開する。情報システムコースでは、コンピュータとネットワークの基本原則と先進技術を習得し、情報システムを開発・運用することができる人材を育成するために、教育・研究を行う。情報デザインコースでは、コンピュータ技術と芸術的な能力を活かして、情報コンテンツの質的向上ならびに量的拡大を図っていくことができる人材を育成するために、教育・研究を行う。経営情報コースでは、経営と情報の知識を活かして、社会や経済・経営における様々な問題に対して解決方法を見出していくことができる人材を育成するために、教育・研究を行う。

授業科目は、講義・演習・研究に分類される。講義は、少人数の参加型授業形式である特論として実施される。講義には、コース共通の特論とコース固有の特論がある。コース共通の特論には、大学院共通の特論と本専攻固有の特論がある。後者として、「情報社会倫理特論」、「情報学特別講義Ⅰ」、「情報学特別講義Ⅱ」が設けられている。

「情報学特別演習（Ⅰ～Ⅳ）」では、「特別研究（Ⅰ～Ⅳ）」を見据えて、研究指導担当教員が、各分野の専門書・論文あるいは実例を教材とした演習をマンツーマン形式で実践する。「特別研究（Ⅰ～Ⅳ）」では、特色ある研究テーマを設定し、課題を発見し、それに対する解決策を見出し、実践していくまでの全過程において、大学院生の自発性・主体性を抛りどころとして、研究指導担当教員が個人指導を行う。学期毎に研究の進捗を確認しながら、学内外での研究発表を通して、論理的思考能力を養うとともに、文章作成とプレゼンテーションに係る表現能力を育成する。

情報学専攻に所属する者は、情報システムコース、情報デザインコース、経営情報コースのいずれかのコースを履修しなければならない。以下は、各コースの教育内容である。

① 情報システムコース

コンピュータのハードウェアとソフトウェアを中心に、情報ネットワークの構成法までを含むコンピュータシステムならびにコンピューティングの基礎から応用・実践にいたる教育・研究を行う。具体的には、デジタル信号処理・制御理論などを始めとする数理的技法、音声・音楽を含む音響情報処理、画像・映像に対するマルチメディア情報処理、人工知能やコンピュータビジョンなどの応用・学際的な情報処理、大規模データ処理やヒューマンインタフェースなどに取り組む。

② 情報デザインコース

コンピュータを駆使して作り出されるグラフィックス、サウンド、映像などの芸術表現、人と住空間を繋ぐために展開されるプロダクトデザイン、社会あるいは企業環境におけるメディアの役割など、基礎から応用・実践にいたる系統的な学習と制作に取り組む。これらを通して、デザインに関わる感性を養うと共に、クオリティの高い情報コンテンツの制作、製品のデザイン、情報戦略の企画などに必要となる創造的な能力の獲得に向けて教育・研究を行う。

③ 経営情報コース

情報分野の知識と技術に基づく数量的・実証的アプローチを重視し、経営学の学術的理論と実用的な技法、実践的かつ創造的な問題解決の方法論に関する学習を行う。また、データ活用による経営改善、地域経済の活性化方法、環境情報活用による環境保全・環境創造、物流システムを通じた企業運営や社会システムの改善に関する教育・研究に取り組む。これらを通して、社会や経済・経営における様々な問題に対する現実的な解決能力の獲得に向けて教育・研究を進める。

(3) 履修上の心得

情報学専攻における修了要件として、講義 12 単位以上、演習 8 単位以上、研究 6 単位以上であり、かつ合計 30 単位以上の修得が課せられる。修了要件の修得単位には、他大学院からの修得単位、入学前修得単位の中から、合計 20 単位を超えない修得単位を含めることができる。また、修了要件の修得単位に、工学研究科の専攻ならびに他コースの授業科目の修得単位を 6 単位、同一専攻内の他コースの授業科目の修得単位を 4 単位まで含めることができる。ただし、他専攻・他コースの授業科目について修得した単位数は、他大学院からの修得単位及び入学前修得単位とあわせて 10 単位を超えないものとする。

1 単位科目の講義及び演習に対しては、授業時間内の学修 15 時間（毎週 1 時間）、授業時間外の学修 30 時間（毎週 2 時間）を必要とする内容で構成される。また、2 単位科目の講義及び演習に対しては、授業時間内の学修 30 時間（毎週 2 時間）、授業時間外の学修 60 時間（毎週 4 時間）を必要とする内容で構成される。この点も踏まえて、授業科目の履修にあたっては、研究指導担当教員と十分に相談の上、将来の進路を見据えた有意義かつ体系的な履修計画を立案する。

担当教員一覽

1. 修士課程

情報学専攻

朝井上岡荻君桑小竹柘富中	倉上岡田野山野島内植永村	宏大和心正博茂一義覚慎裕	一介弘雄之宏則一哲	教教教教教教教教教教教	授授授授授授授授授授授	藤舟不松宮湯押喜原山芋	井橋破木島田山田田崎野	浩慶勝孝千代美志子司明德子	明祐彦文美志子司明德子	教教教教教教教教教教教	授授授授授授授授授授授
--------------	--------------	--------------	-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------	-------------	-------------	-------------

諸 規 程 等

奨学生制度

ティーチング・アシスタント（TA）制度

大同大学大学院学則

大同大学学位規程

大同大学学生の厚生補導に関する規程

大同大学大学院学位審査等取扱細則

大同大学大学院研究科履修規程

大同大学大学院研究生規程

大同大学大学院科目等履修生規程

大同大学大学院学部学生の大学院授業科目の早期履修に関する規程

大同大学大学院外国人留学生規程

大同大学大学院特別研究学生規程

大同大学大学院特別聴講学生規程

大同大学大学院入学前の既修得単位の認定に関する規程

大同大学大学院他の大学院における授業科目の履修等に関する規程

大同大学大学院他の大学院等における研究指導に関する規程

大同大学大学院連携大学院教育に関する規程

大同大学学籍異動に関する取扱規程

大同大学大学院一般奨学生規程

大同大学大学院一般奨学生規程施行細則

大同大学大学院博士後期課程特別奨学規程

大同大学大学院学生表彰規程

大同大学大学院学生表彰規程実施細則

大同大学学生懲戒規程

大同大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

大同大学大学院日本学生支援機構奨学金

返還免除候補者選考委員会規程

大同大学提携教育ローン規程

大同大学大学院提携教育ローン利子補給奨学規程

大同大学大学院提携教育ローン利子補給奨学細則

大同大学大学院論文博士の学位授与申請書類

（(7)外国語の能力に関する申告書）についての申合せ

大同大学大学院論文博士の申請資格、試験及び業績についての申合せ

大同大学大学院課程博士の業績についての申し合せ

奨学金制度

大同大学大学院では次の奨学金制度が設けられています。

奨学金の詳細については、大同大学ホームページを（学部・教養部・大学院 → 大学院 → 大学院について → 学費・奨学金・教育ローン）ご覧ください。

【学内奨学金】

- ・ 一般奨学生
 - （奨学金種別） 貸与型奨学金
 - （貸与金額） 月額 60,000 円
 - （貸与期間） 採用から最短修業年限

- ・ 修士課程入学時特別奨学生（第一種）
 - （奨学金種別） 給付型奨学金
 - （給付金額） 授業料及び施設設備費の全額相当額
 - （給付期間） 採用から最短修業年限

- ・ 修士課程入学時特別奨学生（第二種）
 - （奨学金種別） 給付型奨学金
 - （給付金額） 授業料及び施設設備費の半額相当額
 - （給付期間） 採用から最短修業年限

- ・ 博士後期課程特別奨学生
 - （奨学金種別） 給付型奨学金
 - （給付金額） 年間 200,000 円
 - （給付期間） 採用から最短修業年限

【学外奨学金】

- ・ 日本学生支援機構 第一種奨学金
 - （奨学金種別） 貸与型奨学金
 - （貸与金額） 修士 月額 50,000 円 または 月額 88,000 円
博士 月額 80,000 円 または 月額 122,000 円
 - （貸与期間） 採用から最短修業年限

- ・ 日本学生支援機構 第二種奨学金
 - （奨学金種別） 貸与型奨学金
 - （貸与金額） 5万・8万・10万・13万・15万
 - （貸与期間） 採用から最短修業年限

※ この他にも地方自治体や民間団体が独自で行っている奨学金もあり、大学あてに募集案内のあったものについては、掲示やポータルサイトでお知らせします。

ティーチング・アシスタント（TA）制度

本学の教育業務の遂行を補助し、また大学院生の教育訓練の実施を行うために、ティーチング・アシスタント（TA）制度が整えられている。

1. 業務

- (1) 学部の講義・実験・実習・演習等の授業の補助業務（授業時間内業務）を担当することができる。
- (2) 教育上必要ある場合は次の業務を担当することができる。
 - ア. 授業実施に関連する前準備、後始末等の業務及び学科長等が命ずる業務
 - イ. 学部の各定期試験の監督業務
 - ウ. 当該学科等の実験・実習等、設備・機器の維持・管理のための補助業務
- (3) 勤務時間中は、当該学科目を担当する教員及び当該学科長等の直接の監督下で業務を行う。
- (4) 職務上知り得た秘密事項を守秘する義務を要する。

2. 勤務形態

- (1) 1日の勤務時間（拘束時間）は、当該大学院学生の学業に支障をきたさないよう配慮すること。
- (2) 大学院学生が担当できる1週当たりのコマ数は、次のとおりとする。
 - ア. 博士後期課程大学院学生は、1人1週4コマの範囲内とする。
 - イ. 修士課程大学院学生は、1人1週3コマの範囲内とする。
- (3) コマ数とは、授業科目1時限（90分）分をいう。

3. 採用要件

- (1) 本学大学院に在籍していること。（但し、教育上特に必要と研究科長が認めた場合は、本学以外の大学院学生を採用することができる。）
- (2) 採用は、6カ月以上1年以内の期間とする。（但し、大学院在学中に限りその期間を更新することができる。）
- (3) 採用時期は、原則として4月及び10月とし、採用手続きは3月末及び9月末迄に完了していること。
- (4) 申請方法は、各学科等で採用が必要の場合には、予め当該大学院専攻長及び研究指導担当教員の内諾を受け研究科長に申請する。
- (5) 本学以外の大学院学生の申請については、当該所属大学の所属長（研究科長を含む）の内諾を経て研究科長に申請する。

4. 採用の取り消し

- (1) 学業不振若しくは、業務を著しく怠ったとき。
- (2) 正当な理由なしに長期間勤務しなかったとき。
- (3) 研究科長が不適格と判断したとき。

5. 給与

- (1) 週1コマ（90分）月額10,000円
- (2) 交通費、賞与及び退職金は支給しない。

大同大学大学院学則

(平成2年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大同大学学則第4条第2項の規定に基づく、大同大学大学院(以下「本大学院」という。)に関する事項については、この学則の定めるところによる。

(目的)

第2条 本大学院は、大同大学の目的及び使命に則り学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条 削除

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

第2章 組織

(研究科)

第4条 本大学院に、次の研究科を置く。

工学研究科

情報学研究科

(研究科の目的)

第4条の2 本大学院の工学研究科は、科学の応用である工学を教授研究し、産業を基盤とする人間社会に科学技術面から貢献する優れた人材を育成することを目的とする。

2 本大学院の情報学研究科は、情報の科学とその広い応用にかかわる情報学を教授研究し、情報社会に貢献する優れた人物を育成することを目的とする。

(課程)

第5条 工学研究科の課程は、修士課程及び博士課程後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)とする。

2 情報学研究科の課程は、修士課程とする。

(課程の目的)

第5条の2 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻)

第6条 各研究科に次の専攻を置く。

研究科

修士課程

博士後期課程

工学研究科	機械工学専攻	材料・環境工学専攻
	電気・電子工学専攻	
	建築学専攻	
	都市環境デザイン学専攻	
情報学研究科	情報学専攻	

第3章 修業年限及び収容定員

(修業年限、在学年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在学年限は6年とする。

(収容定員)

第8条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

			収容定員 (入学定員)	
工学研究科	修士課程	機械工学専攻	16名	(8名)
	修士課程	電気・電子工学専攻	12名	(6名)
	修士課程	建築学専攻	10名	(5名)
	修士課程	都市環境デザイン学専攻	10名	(5名)
		計	48名	(24名)
	博士後期課程	材料・環境工学専攻	9名	(3名)
情報学研究科	修士課程	情報学専攻	12名	(6名)

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び授業期間)

第10条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて学期の期間を変更することがある。

3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

4 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、この期間により短い特定の期間において授業を行うことができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開学記念日5月10日
- (4) 春季休業3月21日から4月2日まで
- (5) 夏季休業8月1日から9月30日まで
- (6) 冬季休業12月21日から1月9日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。
- 3 臨時の休業日は、その都度これを定める。

第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第12条 本大学院は、研究科及び専攻の定める教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第13条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

(研究指導及び授業担当)

第13条の2 研究指導及び授業は、大学院を担当する資格を有する教員が行うものとする。

- 2 大学院教授会の審議を経て、学長が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、本大学院の学生が当該大学院又は研究所等において課程修了に必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生の場合は、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 3 前項の規定は、本大学院の学生が外国の大学院又は研究所等において研究指導を受けるため留学する場合に準用する。

(教育方法の特例)

第14条 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(連携大学院教育)

第14条の2 本大学院において、教育研究上特別の必要があると認めるときは、他の研究所等との協議に基づき、当該研究所等の研究者を大学院客員教授に委嘱する等の方法により、学生が当該研究所等において研究指導を受けること(連携大学院教育と称する。)を認めることができる。

(授業科目及び単位数)

第15条 各専攻の授業科目及び単位数は、別表(1)、別表(1)の2及び別表(2)に定める。

(単位の計算方法)

第15条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習(製図を含む)及び実技については、40時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本大学院が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習(製図を含む)又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合についてはその組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本大

学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業の方法)

第15条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の4 授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画を、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教職課程)

第16条 本大学院に教育職員免許法に基づく教員の免許状授与の資格を取得するための課程を置く。

2 工学研究科において、教育職員免許法に基づいて所定の単位を修得し、所要の資格を取得した者が申請することができる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
電気・電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
建築学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
都市環境デザイン学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

3 情報学研究科において、教育職員免許法に基づいて所定の単位を修得し、所要の資格を取得した者が申請することができる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
-------	-------------	----

第6章 履修の方法及び課程の修了要件等

(履修の方法)

第17条 授業科目の履修の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与及び成績の評価)

第17条の2 授業科目を履修した学生に対しては、学修状態を審査して、単位を与えるものとする。ただし、第15条の2第2項の授業科目については、本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 学修状態の審査は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとし、毎学期又は学年末に

行う。

3 成績は、優、良、可、不可の評語をもつて評価し、優、良、可を合格とし、不可は不合格とする。

4 学位論文及び試験並びに博士後期課程における特別研究の成績は、合、否とし、合を合格、否を不合格とする。

5 第1項の規定にかかわらず、博士後期課程における特別研究にあつては、単位を付与しない。

(論文審査及び試験)

第17条の3 論文の審査及び試験については、大学院教授会が審査委員会を組織し、その審査報告に基づいて、学長が決定する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第18条 大学院教授会の審議を経て、学長が教育上有益として認めたものは、学生が本大学院に入学した後に他の大学院との協議に基づき履修した授業科目について修得した単位のうち、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本大学院の学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院科目等履修生として修得した単位を含む。)のうち、大学院教授会の審議を経て、学長が教育上有益として認めたものは、15単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により、修得したものとみなす単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第19条の2 第19条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、大学院教授会の審議を経て、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で、学長が認めた期間を在学したものとみなすことができる。

(修士課程の修了要件)

第20条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、専攻の授業科目について、30単位を修得し、かつ必要な研究指導(学位論文の作成等に関する指導をいう。以下同じ。)を受けたうえ、本大学院の修士課程の目的に応じ、本大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、大学院教授会の審議を経て、学長が特に優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年以上在学すれば足りる。

(博士後期課程の修了要件)

第21条 修士課程を修了の上、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、専攻の授業科目について、8単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することを必要とする。ただし、在学期

間に関しては、大学院教授会の審議を経て、学長が特に優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては当該2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りる。

2 前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては当該2年の在学期間を含む。)」とあるのは、「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第25条第2号ないし第4号により博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、第1項を準用する。ただし、在学期間に関しては、大学院教授会の審議を経て、学長が特に優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、博士後期課程に1年以上在学すれば足りる。

(学位の授与)

第22条 修士課程を修了した者には、修士の学位を、博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を経ないで論文を提出して博士の学位を申請した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士の学位を授与する。

3 学位授与に関する事項は、別に定める。

第7章 入学・学籍の異動

(入学時期)

第23条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、第45条に規定する外国人留学生及び社会人の入学の時期については、学期の始めとすることができる。

(修士課程の入学資格)

第24条 本大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者

(9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

(博士後期課程の入学資格)

第 25 条 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は学校教育法第 104 条の規定により専門職大学院の課程を修了した者に授与される学位(以下「専門職学位」という。)を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者

(入学志願の手続)

第 26 条 入学志願者は、指定の期間内に入学検定料を納付のうえ、入学願書等、所定の書類を提出しなければならない。

(入学試験)

第 27 条 入学志願者に対しては、入学試験を行い合格者を決定する。

2 入学試験に関する事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 28 条 前条の入学試験の結果に基づき、合格通知を受けた者で、本学に入学しようとする者は、指定の期間内に入学金、授業料等を納付のうえ、所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第 29 条 本大学院を退学した者で、同一専攻に再び入学を願い出たときは、選考のうえ入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は許可しない。

(転入学)

第 30 条 他の大学院の学生で、本大学院に転入学を願い出た者があるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学年数については、大学院教授会の審議を経て、学長がこれを決定する。

(転学)

第 31 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、転学願を提出し、学長の許可を得て転学することができる。

(留学)

第 32 条 学生が第 18 条第 2 項又は第 13 条の 2 第 3 項の規定に基づき留学しようとするときは、

学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(休学)

第 33 条 病気その他やむを得ない事由により修学できない場合は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えてはならない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第 34 条 休学期間内においてその事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。ただし、懲戒による退学は除くものとする。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、退学願を提出し、学長の許可を得て退学することができる。ただし、懲戒による退学は除くものとする。

(除籍)

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

(2) 長期にわたる欠席又は疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められた者

(3) 死亡又は行方不明となった者

(4) 学生納付金の納付を怠り、催告されてもなお納付しない者

(5) 他の大学院に正規課程の学生として在籍していることが明らかになった者

(復籍)

第 37 条 前条第 4 号により除籍された者が復籍を願い出た場合は、選考のうえ復籍を許可することがある。

第 8 章 入学検定料・学生納付金

(入学検定料)

第 38 条 入学検定料の額は、別表(3)に定める。

2 すでに納付した入学検定料は、返付しない。

(学生納付金)

第 38 条の 2 本規則において学生納付金とは、次のものをいう。

(1) 入学金

(2) 授業料及び施設設備費(以下「授業料等」という。)

(3) その他諸納付金

2 学生納付金の額は、別表(3)に定める。

3 すでに納付した学生納付金は、原則として返付しない。

4 停学を命ぜられた者は、停学期間中であっても学生納付金を納付しなければならない。

5 学生納付金の納付手続きに関する事項は、別に定める。

(学生納付金の特別な取扱)

第 38 条の 3 転入学及び再入学を許可された者は、別表(3)に定める入学金を納付しなければならない。

2 復籍を許可された者は、別表(3)に定める復籍料を納付しなければならない。

(学生納付金の免除)

第 39 条 休学を許可された者の休学期間中の学生納付金は、別表(3)に定める在籍料とし、授業料等を免除する。ただし、学期の途中で休学又は復学する場合には、この限りではない。

2 学生納付金の納付期限の延長を許可され、学生納付金が未納の状態にある者が退学する場合は、未納の学生納付金を免除する。

3 学生納付金が未納の状態にある者で第 36 条第 3 号又は第 4 号により除籍となつた者は、未納の学生納付金を免除する。

4 学生納付金の納付が極めて困難な者であつて、学業に精励し、人格、操行優秀な者に対しては、願い出により選考のうえ学生納付金の一部又は全部を免除することができる。

5 次の各号の一に該当する学生は、入学金を免除する。

(1) 大同大学又は大同工業大学を卒業した者

(2) 本大学院を修了し、博士後期課程へ入学を許可された者

(3) 第 24 条第 8 項により、修士課程へ入学を許可された者

第 9 章 奨学生

(奨学生)

第 40 条 本大学院に学生の学業奨励のため、奨学生制度を設ける。

2 奨学生制度に関する事項は、別に定める。

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 41 条 学長は、他の模範となる学生を表彰することがある。

2 表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第 42 条 学長は、学生が法令若しくは本学の規則に違反したとき又は学生の本分に反する行為をしたときは、懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者についてこれを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 前 3 項に規定するほか、学生の懲戒に関する事項は、別に定める。

第 11 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生

(大学院科目等履修生)

第 43 条 本大学院の授業科目の履修を願い出た者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ大学院科目等履修生として入学を許可することがある。

(大学院特別聴講学生)

第 43 条の 2 他の大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修することを願い出た者があると

きは、当該大学院との協議に基づき、大学院特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の規定は、外国の大学院の学生が本大学院において授業科目を履修することを願い出た場合に準用する。

(大学院研究生)

第 44 条 本大学院において特定の専門事項について研究を行うことを願い出た者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ大学院研究生として入学を許可することがある。

(大学院特別研究学生)

第 44 条の 2 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを願い出た者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、当該大学院との協議に基づき、大学院特別研究学生として入学を許可することがある。

2 前項の規定は、外国の大学院の学生が本大学院において研究指導を受けることを願い出た場合に準用する。

(大学院外国人留学生)

第 45 条 外国人で、本大学院に入学を願い出た者があるときは、選考のうえ大学院外国人留学生として入学を許可することがある。

(関係規程)

第 46 条 前 5 条に規定する大学院科目等履修生、大学院特別聴講学生、大学院研究生、大学院特別研究学生及び大学院外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第 12 章 職員組織

(職員組織)

第 47 条 本大学院に次の職員を置く。

- (1) 大学院研究科長
- (2) 大学院副研究科長
- (3) 研究科長
- (4) 教授、准教授、講師

2 前項第 4 号に規定する教授、准教授及び講師は、教育研究上支障を生じない場合に限り、学部又はセンター等に所属する教授、准教授及び講師をもつて充てることができる。

3 第 1 項第 4 号に規定する教授、准教授及び講師は、大学院の教員資格を有する者でなければならない。

4 大学院の教員資格については、別に定める。

(職制、業務処理)

第 47 条の 2 本大学院の職制及び業務処理に関する事項は、別に定める。

(博士後期課程担当教員、修士課程担当教員)

第 48 条 削除

第 13 章 大学院教授会

(大学院教授会)

第 49 条 本大学院に、大学院教授会を置く。

2 大学院教授会に関する事項は、別に定める。

附 則 < 省 略 >

別表(3) 入学検定料・学生納付金(第 38 条・第 38 条の 2・第 38 条の 3・第 39 条関係)

1. 入学検定料

納付金種別	金 額
入学検定料	35,000 円

2. 学生納付金

(1) 入学金

① 修士課程

第 28 条に規定する入学及び第 30 条に規定する転入学は 150,000 円とし、
第 29 条に規定する再入学は 70,000 円とする。

② 博士後期課程

第 28 条に規定する入学及び第 30 条に規定する転入学は 277,000 円とし、
第 29 条に規定する再入学は 130,000 円とする。

(2) 授業料及び施設設備費

① 修士課程

納付金種別	1 年次	2 年次
授業料	535,800 円	535,800 円
施設設備費	305,000 円	305,000 円
計	840,800 円	840,800 円

② 博士後期課程

納付金種別	1 年次	2 年次	3 年次
授業料	540,800 円	540,800 円	540,800 円
計	540,800 円	540,800 円	540,800 円

(3) その他諸納付金

① 復籍料

30,000 円とする。

② 休学時の在籍料

年額 60,000 円とする。

ただし、前期又は後期の休学を許可された場合の在籍料は、年額の 2 分の 1 とする。

大同大学学位規程

平成 2 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 9 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条及び大同大学学則(以下「学則」という。)第 19 条第 3 項並びに大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 22 条第 3 項の規定に基づき、大同大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学 部

工学部 工学

建築学部 建築学

情報学部 情報

大学院 工学研究科

修士課程

機械工学専攻 工学

電気・電子工学専攻 工学

建築学専攻 工学

都市環境デザイン学専攻 工学

博士後期課程

材料・環境工学専攻 工学

大学院 情報学研究科

修士課程

情報学専攻 情報

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 4 条の 2 博士の学位は、本学大学院の博士課程後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、大学院学則第 22 条第 2 項の定めるところにより、学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認めた者に博士の学位を授与する。

(学位論文の提出)

第5条 本学大学院修士課程の学位論文(以下「修士論文」と称する。)及び博士後期課程の学位論文(以下「博士論文」と称する。)は、学長に提出するものとする。

2 本学大学院修士課程及び博士後期課程における修士論文及び博士論文を提出できる者は、修了に必要な在学期間を満たした者又は見込みの者で課程修了に必要な所定の単位を修得した者又は修得見込みの者で、かつ必要な研究指導を受けた者でなければならない。

3 前条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位審査申請書に履歴書、論文目録、論文内容要旨及び第13条第1項に定める論文審査手数料を添えて、博士論文を学長に提出するものとする。

4 提出論文は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

5 受理した論文は、返付しない。

(審査の付託)

第6条 修士論文及び博士論文を受理したとき大学院教授会は、大学院担当教員より審査委員を選出し、審査委員会を組織する。

(論文審査及び試験)

第7条 審査委員会は、修士論文及び博士論文の審査並びに試験を担当する。

(審査結果の報告)

第8条 審査委員会は、論文の審査及び試験を終了したとき、その結果を文書をもって大学院教授会に報告しなければならない。

(大学院教授会の議決)

第9条 所定の単位を修得し研究指導を受けた者に対して、大学院教授会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の認定について議決する。

(学位の授与)

第10条 学長は、前条に基づいて、学位を授与できると認められた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第10条の2 本学において博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第10条の3 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、本学において博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該学位論文を公表する場合には、本学において審査した論文である旨を明記するものとする。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、大同大学を付記するものとする。

2 学位記の様式は、別記様式第1号、第2号、第3号及び第4号とする。

(学位授与の取消し)

第12条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があつたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位にあつては教授会、修士及び博士の学位にあつては大学院教授会の審議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させる。

(論文審査手数料)

第13条 第5条第2項に定める論文審査手数料は、次のとおりとする。

150,000円

2 納付した論文審査手数料は、返付しない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 < 省 略 >

別記様式第1号 サイズ(A4)

	第 号
学 位 記	(氏名)
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学印 </div>	年 月 日生
<p>本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を 修め本学を卒業したので学士(〇〇)の 学位を授与する</p>	
年 月 日	
大同大学長 氏 名	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>

別記様式第2号 サイズ(A4)

	修第 号
学 位 記	(氏名)
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学印 </div>	年 月 日生
<p>本学大学院〇〇学研究科修士課程 〇〇〇専攻の課程を修了したので修士 (〇〇)の学位を授与する</p>	
年 月 日	
大同大学長 氏 名	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>

別記様式第3号 サイズ(A3)

博 第 号	年 月 日	大同大学長 氏名 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>	本学大学院工学研究科博士後期課程 〇〇〇専攻の課程を修了したので 博士(工学)の学位を授与する	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学印 </div> (氏名) 年 月 日生	学 位 記
-------------	-------------	---	---	---	-------------

別記様式第4号 サイズ(A3)

論博第 号	年 月 日	大同大学長 氏名 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>	本学大学院工学研究科に学位論文を 提出し所定の審査及び試験に合格した ので博士(工学)の学位を授与する	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学印 </div> (氏名) 年 月 日生	学 位 記
----------	-------------	---	---	---	-------------

大同大学学生の厚生補導に関する規程

(平成 23 年 9 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 大同大学学則第 50 条の規定に基づく学生の厚生補導については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 学生の厚生補導とは、次の各号に掲げる事項について指導、助言等を行うことをいう。

- (1) 修学に関すること
- (2) 課外活動に関すること
- (3) 保健に関すること
- (4) 学生相談に関すること
- (5) 奨学に関すること
- (6) 福利厚生に関すること
- (7) 就職指導に関すること
- (8) その他厚生補導に関すること

2 指導教員とは、前項に規定する指導、助言等を行う教員をいう。

(指導教員)

第 2 条の 2 本学の学部及び大学院に、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、本学の専任教員をもって充てる。

(学部の指導教員)

第 2 条の 3 学部の指導教員は、主指導教員と副指導教員とする。

(大学院の指導教員)

第 2 条の 4 大学院の指導教員は、研究指導担当教員をもって充てるものとする。ただし、研究指導担当教員が大学院客員教授の場合にあつては、別に定めるところによる。

(学部学生の厚生補導の実施体制)

第 3 条 学部学生の厚生補導は、学長が指名する副学長が統括及び調整する。

2 学部学生の厚生補導は、学生部長が掌理するものとする。

3 学部学生の厚生補導は、主指導教員が行うものとする。

4 主指導教員及び副指導教員の役割分担並びに両者が指導する学生の割り振りについては、別に定める。

5 指導教員が行う学部学生の厚生補導に係る支援及び事務取扱は、第 2 条第 1 項第 1 号にあつては教務室が、同第 2 号から第 6 号にあつては学生室が、同第 7 号にあつてはキャリア支援室が、それぞれ行う。

(大学院学生の厚生補導の実施体制)

第 3 条の 2 大学院学生の厚生補導は、学長が指名する副学長が統括及び調整する。

2 大学院学生の厚生補導は、大学院研究科長が掌理するものとする。

3 大学院学生の厚生補導は、指導教員が行うものとする。

- 4 指導教員が指導する学生の割り振りについては、別に定める。
- 5 指導教員が行う大学院学生の厚生補導に係る支援及び事務取扱は、第2条第1項第1号にあっては教務室が、同第2号から第6号にあっては学生室が、同第7号にあってはキャリア支援室が、それぞれ行う。

(厚生補導の事務取扱主管室)

第3条の3 学生の厚生補導の事務取扱主管室は、学生室とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、学生の厚生補導に関し必要な事項は、学部学生にあっては大学運営委員会の、大学院学生にあっては大学院運営委員会の審議を経て、別に定める。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院学位審査等取扱細則

平成7年11月16日制定

平成29年4月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、大同大学大学院学則及び同学位規程に定めるもののほか、修士課程及び博士後期課程の学位審査等の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 修士の学位

(学位審査の申請)

第2条 学位審査の申請は在学中に行うものとし、申請書等の提出時期は毎年1月とする。ただし、特別の理由により修了時期を異にする場合は、申請書等の提出時期を、6月修了の場合にあつては4月、9月修了の場合にあつては7月、12月修了の場合にあつては10月とする。

2 申請者は、研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）及び専攻長の承認を得たうえ、学位審査申請書を学長に提出する。

(審査委員候補者の推薦)

第3条 各専攻は、指導教員を含み大学院担当教員より3名以上の審査委員(内1名は主査)候補者を大学院教授会に推薦する。

(審査委員の選出)

第4条 大学院教授会は、前条の候補者名簿に基づき、3名以上の審査委員を選出する。

(論文の提出)

第5条 申請者は、論文及び論文要旨それぞれ正1通、副2通を所定の期日までに学長に提出する。

(論文審査及び試験)

第6条 論文審査及び試験の実施方法は、各専攻において定める。

(論文審査及び試験の結果の判断・学位授与の審議)

第7条 論文審査及び試験が終了したときは、審査委員主査は論文審査及び試験の結果を専攻長を経て、大学院教授会に報告する。

2 大学院教授会は、前条の報告に基づいて審議し、修了の資格を確認して、学位授与の認定について議決する。

第3章 博士の学位

第1節 課程博士

(論文予備審査会)

第8条 論文予備審査会の世話役は、博士論文提出予定者の指導教員が所属する「博士後期課程の運営方法」に定める当該分野の副専攻長(以下「副専攻長」という。)とする。

2 副専攻長は、博士論文申請の審査をするための論文予備審査会の設置を博士後期課程の専攻長に届出る。

3 論文予備審査会の構成員は、当該分野の大学院担当教員全員とする。なお、博士論文提出予定者の専門に係る当該分野以外の大学院担当教員及び学外の教授、又は、いずれかを必要に

応じて加えることができる。

- 4 論文予備審査を担当する教員は、指導教員及び前項の構成員より選出された2名以上とする。
なお、指導教員が主査にあたることとする。

(博士論文申請の仮決定)

第9条 担当教員は、博士論文提出予定者による博士論文の口頭発表及び質疑を行い、博士論文に対する修正等の指導の後、主査は、論文予備審査会に審査の結果を報告する。

- 2 博士論文申請の可否の仮決定は、論文予備審査会において、投票により行う。
- 3 投票は、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、仮決定の判定は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。なお、博士論文の修正等がある場合には、投票を延期することができる。

(審査委員候補者の選出)

第10条 博士論文申請の仮決定が可の場合には、指導教員及び第8条第3項の構成員から論文予備審査会において選出された2名以上を審査委員候補者とする。

なお、指導教員が主査にあたることとする。

- 2 審査委員候補者には、博士後期課程の専攻長を加える。
- 3 副専攻長は、仮決定の結果と審査委員候補者名を博士後期課程の専攻長に報告する。

(学位審査の申請)

第11条 学位審査の申請は、在学中に行うものとし、学位審査申請書等の提出期限は、毎年1月とする。ただし、満了後等の理由により終了時期を異にする場合は、申請書等の提出時期を、6月修了の場合にあつては4月、9月修了の場合にあつては7月、12月修了の場合にあつては10月とする。

- 2 博士論文提出予定者は、博士論文申請の仮決定が可の場合、論文審査の申請の手続きをとる。
- 3 博士論文申請者は、次の書類を、博士後期課程の専攻長を経て学長に提出する。

- (1) 学位審査申請書、履歴書、論文日録、論文内容要旨
- (2) 博士論文 1編(正1、副3)
- (3) 単位取得証明書
- (4) 外国語の能力に関する申告書(学部、修士課程における外国語単位取得状況及び本人の自己申告)

(論文受理の決定、審査委員会の設置)

第12条 博士後期課程の専攻長は、申請書類の検討の結果を踏まえて、大学院教授会において論文受理の決定及び審査委員会の設置の承認を得る。

(論文審査及び試験)

第13条 審査委員会は、受理された論文の公開講演会を開催し、質疑・討論を行う。なお、博士論文に関連する専門の試験の方式は、筆答又は口頭で行う。

- 2 外国語の試験は、博士論文提出者に予め論文内容要旨の外国語訳を提出させ、それを中心として口頭で行う。
- 3 論文審査及び試験が終了したときは、審査委員主査はその結果を学位審査報告書にまとめ、大学院教授会に報告する。
- 4 学位審査報告書には論文審査の結果、試験の方式及びその結果、業績等を記載する。

なお、業績は、学会誌に既発表、又は発表確定の博士論文の主たる内容を含む自著論文、又は本人と指導教員との共著論文のあることを最低必要条件とする。

5 博士後期課程の大学院担当教員からなる大学院教授会において、第3項の報告に基づき、論文審査及び試験の可否を投票により決定する。

6 投票は、構成員の3分の2、合格の判定は出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学位授与の認定)

第14条 論文審査及び試験の判定をもつて、学位授与の認定とする。

(学位授与の特例)

第15条 博士後期課程の単位取得満了後3年間は、この細則を適用する。

第2節 論文博士

(論文予備審査会)

第16条 論文予備審査会の世話役は、博士論文提出予定者の世話指導教員が所属する当該分野の副専攻長とする。

2 副専攻長は、博士論文申請の審査をするため論文予備審査会の設置を博士後期課程の専攻長に届出る。

3 論文予備審査会の構成員は、当該分野の大学院担当教員全員とする。なお、博士論文提出予定者の専門に関係する当該分野以外の大学院担当教員及び学外の教授、又は、いずれかを必要に応じて加えることができる。

4 論文予備審査の担当委員は、世話指導教員及び前項の構成員より選出された2名以上とする。

(博士論文申請の仮決定)

第17条 担当委員は、博士論文提出予定者による博士論文の口頭発表及び質疑を行い、博士論文に対する修正等の指導の後、主査は、論文予備審査会に審査の結果を報告する。

2 論文予備審査会において、投票により博士論文申請の可否の仮決定を行う。

3 投票は、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、仮決定の判定は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。なお、博士論文の修正等がある場合には、投票を延期することができる。

(審査委員候補者の選出)

第18条 博士論文申請の仮決定が可の場合には、世話指導教員及び第16条第3項の構成員から選出された2名以上を審査委員候補者とする。なお、世話指導教授が主査にあたることとする。

2 審査委員候補者には、博士後期課程の専攻長を加える。

3 副専攻長は、仮決定の結果と審査委員候補者名を博士後期課程専攻長に報告する。

(学位審査の申請)

第19条 学位審査の申請は、年間4回とする。学位審査申請書等の提出時期は、6月授与の場合にあつては4月、9月授与の場合にあつては7月、12月授与の場合にあつては10月、3月授与の場合にあつては1月とする。

2 博士論文提出予定者は、博士論文申請の仮決定が可の場合、論文審査の申請の手続きをとる。

3 博士論文申請者は、次の書類を、博士後期課程の専攻長を経て学長に提出する。

(1) 学位審査申請書、履歴書、論文目録、論文内容要旨

(2) 博士論文 1編(正1、副3)

(3) 単位取得証明書

(4) 外国語の能力に関する申告書(学部、修士課程における外国語単位取得状況及び本人の自己申告)

(論文受理の決定、審査委員会の設置)

第20条 博士後期課程の専攻長は、申請書類の検討の結果を踏まえて、大学院教授会において論文受理の決定及び審査委員会の設置の承認を得る。

(論文審査及び試験)

第21条 審査委員会は、受理された論文の公開講演会を開催し、質疑・討論を行う。なお、論文博士に関連する専門の試験の方式は、筆答又は口頭で行う。

2 外国語の試験は、博士論文提出者に予め論文内容要旨の外国語訳を提出させ、それを中心として口頭で行う。

3 博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための試験を行う。

4 論文審査及び試験が終了したときは、審査委員主査はその結果を学位審査報告書にまとめ、大学院教授会に報告する。

5 学位審査報告書には論文審査の結果、試験の方式及びその結果、業績等を記載する。なお、業績は学会誌に既発表、又は発表確定の博士論文の主たる内容を含む自著論文、又は本人と世話指導教員との共著論文のあることを最低必要条件とする。

6 博士後期課程の大学院担当教員からなる大学院教授会において、第4項の報告に基づき、論文審査及び試験の可否を投票により決定する。

7 投票は、構成員の3分の2、合格の判定は出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学位授与の認定)

第22条 論文審査及び試験の判定をもつて、学位授与の認定とする。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院研究科履修規程

(平成 27 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 17 条第 1 項の規定に基づく履修方法については、この規程の定めるところによる。

(研究指導)

第 1 条の 2 学生は、学位論文の作成等に関する指導(以下「研究指導」という。)を、大学院学則第 13 条の 2 に規定する研究指導を行う教員(以下「研究指導担当教員」という。)から、受けなければならない。

2 研究指導担当教員は、大学院学則第 15 条の 4 に定めるところにより、研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の研究指導の計画を、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(履修申請)

第 2 条 履修申請は、指導教員の承認を受け、所定の期間内に定められた方法によつて行われなければならない。

2 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請を行わなかった授業科目は、履修を許可しない。

3 不合格となつた授業科目の単位を修得しようとする者は、あらかじめ履修申請し、再履修しなければならない。

4 履修申請した授業科目は、必ず「履修申請確認表」で確認しなければならない。

(履修申請の変更)

第 3 条 履修申請した授業科目は、指導教員の承認を受け、所定の期間内に定められた方法によつて、変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によつては履修申請を変更できないことがある。

3 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請の変更を行わなかった授業科目は、履修申請の変更を許可しない。

4 履修申請を変更した授業科目は、必ず「履修申請確認表」で確認しなければならない。

(履修の制限)

第 4 条 授業科目の履修は、次の制限に従わなければならない。

(1) 上級年次に開講される授業科目を履修することはできない。

(2) 同一時限に開講されている授業科目を重複して履修することはできない。

(3) 既に履修し、単位を付与された授業科目については再履修することはできない。

(4) 履修クラスが設定される授業科目にあつては、原則該当のクラスを履修しなければならない。

(履修区分)

第 5 条 次の各号に掲げる専攻に、授業科目の履修上の区分として、当該各号に掲げるコースを設ける。

(1) 工学研究科機械工学専攻 機械工学コース 及び機械システム工学コース

(2) 工学研究科都市環境デザイン学専攻 土木・環境コース及びかおりデザインコース

(3) 情報学研究科情報学専攻 情報システムコース、情報デザインコース及び経営情報コース

2 前項の各号に掲げる専攻に所属する者は、いずれかのコースを履修しなければならない。

(開講科目)

第6条 授業科目によつては、年度によつて開講しないことがある。

(他研究科及び他専攻等授業科目の履修)

第7条 学生は、所属する研究科の専攻の開講する科目(第5条第1項各号の専攻にあつてはコースの開講する科目)のほか、所属する研究科の他の専攻(第5条第1項各号の専攻にあつては他のコース)及び他の研究科の専攻の開講する科目(第5条第1項各号の専攻にあつてはコースの開講する科目)を履修することができる。

2 前項において履修を許可された科目の履修及び修得単位の各取扱については、別表(1)のとおりとする。

3 他専攻の授業科目について修得した単位数については、大学院学則第18条及び第19条により修得したものとみなす単位数とあわせて10単位を超えないものとする。

(履修人員の制限)

第8条 開講される各授業科目の履修人員は、教室の収容人員等の都合により制限することがある。

(授業出席の義務)

第9条 学生は、授業担当教員の指示に基づき、履修登録した授業に出席しなければならない。

2 授業出席回数が不足した場合には、単位を修得できないことがある。

(授業欠席の特別な取扱)

第10条 学生が、やむを得ない事由により授業を欠席する場合には、授業欠席の特別な取り扱いを認めることがある。

2 前項に規定する学生の授業欠席の特別な取り扱いに関する事項は、別に定める。

(休講)

第11条 大学院又は授業担当教員の事情により、授業を休講する場合がある。

2 前項に規定する休講については、原則として補講を行う。

3 暴風警報の発令、公共交通機関の運休、東海地震予知情報の発令等に伴う授業の休講に関する事項は、別に定める。

(緊急時の授業休講)

第12条 気象警報が発令された場合等の緊急時に授業を休講することがある。

2 前項に規定する授業休講の取り扱いに関する事項は、別に定める。

(学修状態の審査)

第13条 大学院学則第17条第2項に規定する成績評価は、試験によるものとする。

2 前項に規定する試験の方法は、筆記試験またはレポート等とする。

3 第1項の規定にかかわらず、学生の学修状況の総合的な審査をもつて、試験に代えることができる。

(試験の種類)

第14条 試験は、期末試験、追試験、特別追試験とする。

2 期末試験は、各学期末に行う試験をいう。

- 3 前項に規定する期末試験を分け、通常期末試験及び特別期末試験とする。
- 4 追試験は、病気(次項に定める公認欠席を除く)、事故、公共交通機関の延着その他やむを得ない理由により期末試験を受験できなかつた者に対し行う試験をいう。
- 5 特別追試験は、期末試験の時間割において、受験科目が同一時限に重なり受験できない科目がある場合及び公認欠席により期末試験を受験できなかつた者に対し行う試験をいう。
- 6 追試験及び特別追試験を受験しようとする者は、所定の手続きを指定の期間に行わなければならない。
- 7 追試験、特別追試験を受験しなかつた者に対する追試験、特別追試験は行わない。

(受験資格)

第 15 条 次の各号に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする科目を履修申請していない者
- (2) 学生証を携帯していない者
- (3) 試験開始後 30 分以上遅刻した者
- (4) 学納金を未納の者

(受験の遵守事項)

第 16 条 第 14 条に定める試験を受験しようとする者は、試験室において、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 試験室においては、監督者の指示に従わなければならない。
- (2) 試験開始 30 分経過後は、試験室に入室することができない。
- (3) 試験室では、学生証を机の上に置かなければならない。学生証を所持しない者は、受験することができない。
- (4) 筆記用具及び許可された物を除くすべての携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (5) 携帯電話等は電源を切り、鞆等の中にしまわなければならない。(時計としての使用も不可。)
- (6) 試験中に質問その他の用件があるときは、挙手し監督者に申し出なければならない。
- (7) 答案用紙は、解答の有無にかかわらず学籍番号及び氏名を記入しなければならない。また、監督者が指定する場所に提出し、試験室外に持ち出してはならない。

(不正行為)

第 17 条 第 14 条の受験に際し次の各号の一に該当する行為を行つた者は、不正行為者とみなし、学生証、答案及び証拠となる物件を取り上げ退場を命じる。

- (1) 他人に受験を依頼すること又はこれを引き受けること。
- (2) 監督者の許可なく行動すること、又、監督者の制止を無視して行動すること。
- (3) 持ち込みを許可されていない物品(ノート、メモ、教科書、参考書等)及び電子機器(電子辞書、パソコン等)を使用すること。
- (4) 他の学生の答案を参照すること又は他の学生に答案を参照させること。
- (5) 言語・動作又は通信機器等により学生同士で互いに連絡すること。
- (6) 許可なく他の学生に物品を貸与すること。

- (7) 他の学生の不正行為を助けること。
 - (8) 試験開始後 30 分以内に退室すること。
 - (9) 監督者の指示に違反すること。
 - (10) 身体、所持品及び机等身の回りの物品に文字等を記載し試験中に参照すること又はそれを参照できるような状態で受験すること。
 - (11) 他人と答案の交換を行うこと。
 - (12) その他不正行為とみなされる行為を行うこと。
- 2 不正行為を行つた者に対しては、当該学期に履修した授業の内、第 14 条に定める試験を実施した授業は不合格とし、かつ、大学院学則第 42 条により、懲戒する。
- 3 前項において不合格となつた科目の成績評価の評語は、欠席とする。

(成績評価の基準)

第 18 条 大学院学則第 17 条第 2 項第 4 項の成績評価の基準は、原則として次による。

優	100 点より 80 点まで
良	79 点より 70 点まで
可	69 点より 60 点まで
不可	59 点以下

- 2 前項の規定にかかわらず、試験を欠席または棄権した場合の評語は、欠席とする。

(試験結果の発表及び成績評価の確認)

第 19 条 試験の結果は、「試験結果通知書」によつて通知する。

- 2 前項の試験結果通知書において、成績評価に疑問がある者は、所定の期間内に大学院研究科長に成績評価の確認を願い出ることができる。

(修士課程における単位の修得)

第 20 条 修士課程の修了要件として必要な単位数は、大学院学則第 20 条のとおりとし、専攻ごとの単位修得要件は別表 (2) のとおりとする。

(博士後期課程における単位の修得)

第 21 条 博士後期課程の修了要件として必要な単位数は、大学院学則第 21 条のとおりとし、単位修得要件は別表 (3) のとおりとする。

附 則 < 省 略 >

別表（1）

所属研究科の他専攻、他研究科の専攻及び同一専攻内の他コースの履修

研究科	専攻名（コース名）	所属研究科の他の専攻又は他の研究科の専攻の授業科目の各取扱		同一専攻内の他のコースの開講する授業科目の取扱		
		履修の取扱	修得単位の取扱	履修するコース	履修の取扱	修得単位の取扱
工学研究科	機械工学専攻 （機械工学コース）	授業科目の部類は修得した科目の部類とする。	6 単位を上限として、「修了に必要な単位数」に算入することができる。	機械システム工学コース	授業科目の部類は修得した科目の部類とする	6 単位を上限として、「修了に必要な単位数」に算入することができる。
	機械工学コース					
	電気・電子工学専攻			/		
	建築学専攻			/		
	都市環境デザイン学専攻 （土木・環境コース）			かおりデザインコース	授業科目の部類は修得した科目の部類とする	8 単位を上限として、「修了に必要な単位数」に算入することができる。
	都市環境デザイン学専攻 （かおりデザインコース）			土木・環境コース		
情報学研究科	情報学専攻 （情報システムコース）	授業科目の部類は修得した科目の部類とする。	6 単位を上限として、「修了に必要な単位数」に算入することができる。	情報デザインコース	授業科目の部類は修得した科目の部類とする	4 単位を上限として、「修了に必要な単位数」に算入することができる。
	情報学専攻 （情報デザインコース）			経営情報コース		
				情報システムコース		
				経営情報コース		
	情報学専攻 （経営情報コース）			情報システムコース		
	情報デザインコース					

別表（2）

修士課程における単位修得の要件

研究科	課程	専攻名	部類	必要単位数	
工学研究科	修士課程	機械工学専攻	[1]講義	12 単位以上	左記条件を満たし 30 単位以上
			[2]演習	8 単位以上	
			[3]研究	6 単位以上	
		電気・電子工学専攻	[1]講義	10 単位以上	左記条件を満たし 30 単位以上
			[2]演習	8 単位以上	
			[3]研究	6 単位以上	
		建築学専攻	[1]講義	10 単位以上	左記条件を満たし 30 単位以上
			[2]演習	6 単位以上	
			[3]研究	6 単位以上	
		都市環境デザイン学専攻	[1]講義	10 単位以上	左記条件を満たし 30 単位以上
			[2]演習	6 単位以上	
			[3]研究	6 単位以上	
情報学専攻	[1]講義	12 単位以上	左記条件を満たし 30 単位以上		
	[2]演習	8 単位以上			
	[3]研究	6 単位以上			
情報学専攻					

別表（3）

博士後期課程における単位修得の要件

研究科	課程	専攻名	部類	必要単位数	
工学研究科	博士後期課程	材料・環境工学専攻	特論	4 単位以上	左記条件を満たし 8 単位以上
			特別講義		
			輪講	2 単位以上	
				「学外研修」 「特別調査演習」 の 2 科目から 2 単位以上	
				「特別研究」の 履修	

大同大学大学院研究生規程

平成 2 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 46 条の規定に基づく大同大学(以下「本学」という。)の大学院研究生については、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第 2 条 大学院研究生の出願資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 修士課程においては、修士の学位を授与された者又は本大学院において、修士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者とする。
- (2) 博士後期課程においては、博士の学位を授与された者又は本大学院において、博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(予備審査)

第 3 条 大学院研究生を出願しようとする者は、予め予備審査を受けなければならない。

2 予備審査を受審する者は、次の各号の書類を添えて予備審査を願い出なければならない。

- (1) 研究題目・研究内容
- (2) 出願理由説明書
- (3) 履歴書
- (4) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書

3 出願者を受け入れる当該専攻の長は、前項に定める書類により予備審査を行う。

(出願手続)

第 3 条の 2 大学院研究生を出願する者は、入学検定料を納付のうえ、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 健康診断書

(選考方法)

第 3 条の 3 出願者を受け入れる当該専攻は、書類及び面接等による選考を行う。

(入学許可)

第 4 条 大学院研究生の入学は、大学院教授会の審議を経て、学長が許可する。

(入学の時期及び研究期間)

第 5 条 大学院研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 大学院研究生の研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(入学検定料及び納付金)

第 6 条 入学を許可された者は、所定の手続きをとり、登録料及び授業料(以下「納付金」という。)を所定の期限までに納付しなければならない。

2 入学検定料及び納付金並びにその免除については、別に定める。

(規定の準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、本学の大学院学則及び諸規程を準用する。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院科目等履修生規程

平成 6 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 46 条の規定に基づく大同大学(以下「本学」という。)の大学院科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第 2 条 大学院科目等履修生の出願資格は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程においては、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。
- (2) 博士後期課程においては、修士の学位を授与された者又は本大学院において、修士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2 教育職員の免許その他法令に定める資格を得るために大学院科目等履修生として出願する者は、その基礎資格を有する者とする。

(出願手続)

第 3 条 大学院科目等履修生を出願する者は、入学検定料を納付のうえ、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書

2 前条第 2 項の出願者は、前項に定める書類のほか、基礎資格を有することを証明する書類を添付しなければならない。

(選考方法)

第 3 条の 2 出願者が履修を希望する授業科目を担当する専攻は、書類による選考を行う。

(入学許可)

第 4 条 大学院科目等履修生の入学は、大学院教授会の審議を経て、学長が許可する。

(入学の時期及び履修期間)

第 5 条 大学院科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

2 大学院科目等履修生の履修期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(入学検定料及び納付金)

第 6 条 入学を許可された者は、所定の手続きをとり、登録料及び授業料(以下「納付金」という。)を所定の期限までに納付しなければならない。

2 入学検定料及び納付金並びにその免除については、別に定める。

(単位の授与)

第 7 条 大学院科目等履修生が履修した授業科目に合格した場合には、単位を授与する。

(単位修得証明書)

第8条 前条の規定により単位を認定された者に対しては、本人の申請により、単位修得証明書を発行する。

(規定の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、本学の大学院学則及び諸規定を準用する。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院学部学生の大学院授業科目の早期履修に関する規程

(平成 30 年 12 月 13 日制定)

(目的)

第 1 条 本学の大学院(以下「本大学院」という。)に進学を志望する大同大学(以下「本学」という。)に在籍する学業優秀な学部学生に対して、その能力を早期にかつ高度に発展させる機会を与えるとともに、当該学部学生の本大学院入学後の学修及び研究時間を確保することを目的とする。

(早期履修生)

第 2 条 本学の学部 に在籍し、本大学院の修士課程の授業科目を履修する者(以下「早期履修生(大学院科目等履修生)」という。)は、大同大学大学院科目等履修生として取り扱うものとする。

2 早期履修生(大学院科目等履修生)の出願資格、出願手続、履修可能な授業科目、履修単位の上限及び修得した単位の取扱いについては、大同大学大学院科目等履修生規程(以下「科目等履修生規程」という。)の規定にかかわらず、この規程によるものとする。

(出願資格)

第 3 条 早期履修生(大学院科目等履修生)として出願できる者は、科目等履修生規程第 2 条第 1 項第 1 号の後段の規定(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)に相当する者として所属の学科(専攻)が認めた者であり、かつ、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本学の学部 に在籍する学生であって本大学院に進学を志望する者
- (2) 本学の学部 に在籍する学生であって本大学院の修士課程の授業科目を履修する時点で 4 年次の者
- (3) 本大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると所属の学科(専攻)が認めた者であり、かつ、同学科(専攻)の長の推薦が受けられる者
- (4) 当該学生が履修を希望する授業科目の担当教員及び当該授業科目を開講する専攻(コース)の長の内諾が得られている者

(出願手続)

第 4 条 早期履修生(大学院科目等履修生)を志願する者は、事前に主指導教員と相談のうえ、履修しようとする学期の始めの原則として 1 月前までに、別に定める早期履修生(大学院科目等履修生)入学願に、履修しようとする年度の前年度までの学業成績を記載した書類を添えて、学長に願い出るものとする。

(履修可能な授業科目)

第 5 条 早期履修生(大学院科目等履修生)が履修できる授業科目は原則、当該学部学生が所属する学科(専攻)を基礎とする本大学院の専攻が開講する授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、履修しようとする授業科目の履修者が早期履修生(大学院科目等履修生)のみである場合には、開講しない場合がある。

(履修単位の上限)

第 6 条 早期履修生(大学院科目等履修生)が履修することができる単位数は、15 単位以内とする。

(修得した単位の取扱い)

第7条 早期履修生(大学院科目等履修生)が修得した単位は、所属学科(専攻)の卒業要件単位に含めることはできない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院運営委員会の審議を経るものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学部学生の大学院授業科目の早期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(所管事務)

第10条 学部学生の大学院授業科目の早期履修に関する事務は、教務室が行う。

附 則

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

大同大学大学院外国人留学生規程

平成 2 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 46 条の規定に基づき、大同大学大学院(以下「本大学院」という。)の外国人留学生に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 大学院外国人留学生(以下「外国人留学生」という。)とは、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号)別表第 1 に規定する「留学」の在留資格により、本大学院に入学を許可された者をいう。

(外国人留学生の区分)

第 3 条 外国人留学生の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学院学則第 28 条第 2 項により入学を許可された者(以下「大学院学生」という。)
- (2) 大学院科目等履修生
- (3) 大学院特別聴講学生
- (4) 大学院研究生
- (5) 大学院特別研究学生

(大学院学生の入学志願の手続)

第 4 条 大学院学生として入学を志願する者は、大学院学則第 26 条に定めるほか、次の各号に定める書類を添えて願出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終出身学校の卒業(修了)証明書及び学業成績証明書
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の行う日本留学試験において、本学が別に指定する科目を受験していることが証明できる書類
- (4) 志願理由説明書
- (5) 在留資格を証明する書類
- (6) 身元保証書

(大学院学生の選考)

第 5 条 入学志願者の選考は、書類審査及び面接試験による総合評価により行い、大学院教授会の審議を経て学長が決定する。

2 前項に定めるほか、選考の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院科目等履修生の出願手続)

第 6 条 大学院科目等履修生の出願手続は、大同大学大学院科目等履修生規程第 3 条の規定によるほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 在留資格を証明する書類
- (2) 身元保証書

(大学院特別聴講生の出願手続)

第7条 大学院特別聴講学生の出願手続は、大同大学大学院特別聴講学生規程第3条の規定によるほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 在留資格を証明する書類
- (2) 身元保証書

(大学院研究生の出願手続)

第8条 大学院研究生の出願手続は、大同大学大学院研究生規程第3条の2の規定によるほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 在留資格を証明する書類
- (2) 身元保証書

(大学院特別研究学生の出願手続)

第9条 大学院特別研究学生の出願手続は、大同大学大学院特別研究学生規程第3条の規定によるほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 在留資格を証明する書類
- (2) 身元保証書

(所管事務)

第10条 この規程における事務の所管は、第1条から第3条及び第10条にあつては入試・広報室及び教務室、第4条及び第5条にあつては入試・広報室、第6条から第9条にあつては教務室とする。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院特別研究学生規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 46 条の規定に基づき、大同大学大学院(以下「本大学院」という。)の大学院特別研究学生(以下「特別研究学生」という。)に関し、必要な事項を定める。

(他の大学院との協議)

第 2 条 他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、大学院教授会の審議を経て、学長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究機関
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱い
- (5) 学生の身分の取扱い
- (6) 授業料等の費用に関する取扱い
- (7) その他の必要事項

(出願手続)

第 3 条 前項の協定に基づき特別研究学生として研究指導を受けようとする者(以下「出願者」という。)は、出願者が属する大学院の長を経て、所定の期間内に、大学院特別研究学生入学願いにより学長に願い出なければならない。

(入学許可)

第 4 条 学長は、前条の願い出があつたときは、当該研究指導担当教員の承認を得た者について、大学院教授会の審議を経て、特別研究学生として入学を許可する。

2 学長は、前項の入学許可をしたときは、出願者が属する大学院の長を経て、出願者に通知する。

3 学長は、入学を許可した者に、その身分を証する証明書を交付することができる。

(入学時期及び研究期間)

第 5 条 特別研究学生の入学時期は、学期の始めとする。ただし、当該特別研究学生の属する大学院からの申請に基づき、学長が必要と認めた場合は、学期の始めとしないことができる。

2 特別研究学生の研究期間は、1 年以内とする。ただし、博士後期課程に在籍する学生にあつては、当該特別研究学生の所属する大学院の長からの申請に基づき、学長が必要と認めた場合は、更に 1 年以内に限り、その期間を延長することができる。

(研究指導状況報告書)

第 6 条 研究科長は、特別研究学生が所定の研究指導を終了したときは、当該特別研究学生の研究指導担当教員の報告に基づき、当該特別研究学生が属する大学院の長に研究指導状況報告書等を交付する。

(入学検定料及び納付金)

第7条 特別研究学生の入学検定料及び納付金については、別に定める。

(災害保険等への加入)

第8条 特別研究学生は、学生教育研究災害傷害保険及び学長が加入の必要があると認めたその他の災害保険等に加入しなければならない。

(入学許可の取消し)

第9条 学長は、特別研究学生が次の各号の一に該当する場合は、当該他の大学院と協議の上、大学院教授会の審議を経て、入学の許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき

(2) 本大学院の規則等に違反し、学生としての本分に反する行為があると認められるとき

(大学院学則等の準用)

第10条 特別研究学生には、この規程に定めるもののほか、大学院学則及び諸規程を準用する。

(所管事務)

第11条 特別研究学生に関する事務は、教務室が行う。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院特別聴講学生規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 46 条の規定に基づき、大同大学大学院(以下「本大学院」という。)の大学院特別聴講学生(以下「聴講学生」という。)について、必要な事項を定める。

(出願資格)

第 2 条 本大学院が開講する一又は複数の授業科目について、聴講学生として履修を志願することができる者は、本大学院との間に授業科目の履修に関する協定を締結した他の大学院又は外国の大学院(以下「他の大学院」という。)に在籍し、当該他の大学院が本大学院における聴講学生として履修を志願することを許可した者とする。

2 前項に規定する授業科目とは、次に掲げる各号に規定する授業科目とする。

(1) 大学院学則第 15 条に規定する各教育課程表の授業科目

(2) 他の大学院との個別の協議に基づき本大学院が特別に開設する授業科目

(出願手続)

第 3 条 前条第 1 項の協定に基づき聴講学生として履修を志願する者(以下「志願者」という。)は、所定の願書に履修を志願する授業科目の名称、単位数及び履修期間を記入し、志願者が属する他の大学院の長が発行した出願許可書等を添えて、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項第 2 号の授業科目の履修を志願する場合にあつては、他の大学院との協議に基づく出願手続とすることができる。

(入学許可)

第 4 条 学長は、前条の願い出があつたときは、聴講授業科目の授業担当教員の承認を得た者について、大学院教授会の審議を経て、聴講学生として、入学を許可する。

2 学長は、前項の入学許可をしたときは、志願者が属する大学院の長を経て、志願者に通知する。

3 学長は、入学を許可した者に、その身分を証する証明書を交付することができる。

(入学時期及び聴講期間)

第 5 条 聴講学生の入学時期は、学期の始めとする。

2 聴講学生の聴講期間は、履修する授業科目の履修期間とする。

(履修手続)

第 6 条 前条の許可を受けた者は、所定の履修手続を行わなければならない。

(成績評価)

第 7 条 聴講学生が履修した授業科目の成績の評価については、大学院学則第 17 条の 2 第 4 項及び第 5 項を準用する。

2 学長は、前項の成績評価について、聴講学生が属する他の大学院の長を経て、本人に通知する。

(履修中止)

第 8 条 聴講学生が病気その他の理由により聴講学生としての履修を中止しようとするとき

は、大同大学学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(入学検定料及び納付金)

第9条 聴講学生の入学検定料及び納付金については、別に定める。

(大学院学則等の準用)

第10条 聴講学生には、この規程に定めるもののほか、大学院学則及び諸規程を準用する。

(所管事務)

第11条 聴講学生に関する事務は、教務室が行う。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院入学前の既修得単位の認定に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 19 条の規定に基づく入学前の既修得単位の認定については、この規程の定めるところによる。

(単位認定することができる入学前の既修得単位)

第 2 条 単位を認定することができる入学前の既修得単位は、大学院学則第 19 条第 1 項に規定する大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)とする。

2 前項の規定により認定することができる単位は、大学院学則第 19 条第 2 項に規定する単位を超えない範囲とする。

(単位認定の申請)

第 3 条 前条に規定する学修について単位の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、入学年度の前期の授業開始後一週間以内に、入学前の既修得単位の認定に係る単位認定申請書に成績証明書、その他必要書類を添えて、学長に申請しなければならない。

2 単位の認定を受けようとする授業科目には、申請する当該学期に履修している授業科目を含めることはできない。

(単位認定)

第 4 条 前条の申請があつたときは、当該専攻において単位認定の可否について審査する。

2 学長は、前項の審査結果に基づき、大学院教授会の審議を経て、単位を認定する。

3 前項の規定により単位の認定を受けた授業科目の成績の評語は、「認定」とする。

4 学長は、第 2 項により単位認定を行つたときは、単位認定通知書により当該申請者に通知する。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、大学院運営委員会の審議を経て、別に定める。

(所管事務)

第 6 条 入学前の既修得単位の認定に関する事務は、教務室が行う。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院他の大学院における授業科目の履修等に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 18 条の規定に基づく他の大学院又は外国の大学院(以下「他の大学院」という。)における授業科目の履修等については、この規程の定めるところによる。

(他の大学院との協議)

第 2 条 他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、大学院教授会の審議を経て、学長が行う。

- (1) 履修する授業科目の範囲
- (2) 履修期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 履修の手続き
- (5) 学生の身分の取扱い
- (6) 授業料等の費用に関する取扱い
- (7) その他の必要事項

(願出手続)

第 3 条 前条により他の大学院において授業科目を履修しようとする者は、指導教員の承諾を得て、次の各号に掲げる書類を所定の期間内に学長に提出しなければならない。

- (1) 他の大学院の授業科目の履修願い
- (2) 他の大学院の要求する書類

2 外国の大学院において授業科目を履修しようとする者は、大学院学則第 32 条の定めるところにより、

前項各号の書類に加え、留学願いを所定の期間内に学長に提出しなければならない。

(許可)

第 4 条 学長は、前条の願い出があつたときは、大学院教授会の審議を経て、当該学生の授業科目の履修について当該他の大学院に依頼し、その承諾を得たうえ、これを許可する。

(派遣期間)

第 5 条 前条の許可を受けた学生(以下「派遣学生」という。)の他の大学院への派遣期間は、1 年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程の学生にあつては、大学院教授会が教育上特に必要と認めるときは、さらに 1 年以内に限り、その期間を延長することができる。

3 派遣学生の他の大学院への派遣期間は、在学年数に算入する。

(履修終了の報告)

第 6 条 派遣学生は、他の大学院における派遣期間が終了したときは、直ちに履修報告書及び当該他の大学院の交付する成績証明書等を学長に提出しなければならない。

(単位認定の範囲)

第7条 派遣学生の他の大学院における授業科目の履修により修得した単位は、大学院学則第18条第1項及び第19条第2項に規定する単位を越えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(単位認定の申請)

第8条 他の大学院における授業科目の履修により修得した単位について、本大学院の単位認定を受けようとする者は、他の大学院における授業科目の履修に係る単位認定申請書に成績証明書、その他必要書類を添えて、学長に申請しなければならない。

2 単位の認定を受けようとする授業科目には、申請する当該学期に履修している授業科目を含めることはできない。

(単位認定)

第9条 派遣学生から前条の申請があつたときは、当該専攻において認定の可否について審査する。

2 学長は、前項の審査結果に基づき、大学院教授会の審議を経て、単位を認定する。

3 前項により単位認定を受けた授業科目の成績の評語は、「認定」とする。

4 学長は、第2項により単位認定を行つたときは、単位認定通知書により当該派遣学生に通知する。

(学生納付金)

第10条 派遣学生は、派遣期間中においても、大学院学則第38条の2に規定する学生納付金を納付しなければならない。

(災害保険等への加入)

第11条 派遣学生は、学生教育研究災害傷害保険及び学長が加入の必要があると認めたその他の災害保険等に加入しなければならない。

(派遣許可の取消し)

第12条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、当該他の大学院と協議のうえ、大学院教授会の審議を経て、派遣の許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき

(2) 当該他の大学院の規則等に違反し、学生としての本分に反する行為があると認められるとき

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、他の大学院における授業科目の履修等に関し必要な事項は、大学院運営委員会の審議を経て、別に定める。

(所管事務)

第14条 他の大学院における授業科目の履修等に関する事務は、教務室が行う。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院他の大学院等における研究指導に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 13 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定に基づく他の大学院又は研究所等若しくは外国の大学院又は研究所等(以下「他の大学院等」という。)における研究指導については、この規程の定めるところによる。

(他の大学院等との協議)

第 2 条 他の大学院等との協議は、次の各号に掲げる事項について、大学院教授会の審議を経て、学長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱い
- (5) 学生の身分の取扱い
- (6) 授業料等の費用に関する取扱い
- (7) その他の必要事項

(願出手続)

第 3 条 前条により他の大学院等において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承諾を得て、次の各号に掲げる書類を所定の期間内に学長に提出しなければならない。

- (1) 他の大学院等での研究指導願い
- (2) 他の大学院等の要求する書類

2 外国の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする者は、大学院学則第 32 条の定めるところにより、前項各号の書類に加え、留学願いを所定の期間内に学長に提出しなければならない。

(許可)

第 4 条 学長は、前条の願い出があつたときは、大学院教授会の審議を経て、当該学生の研究指導について当該他の大学院等に依頼し、その承諾を得たうえ、これを許可する。

(派遣期間)

第 5 条 前条の許可を受けた学生(以下「研究派遣学生」という。)の他の大学院等への派遣期間は、1 年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程の学生にあつては、大学院教授会の審議を経て、学長が教育研究上特に必要と認めるときは、さらに 1 年以内に限り、その期間を延長することができる。

3 研究派遣学生の他の大学院等への派遣期間は、在学年数に算入する。

(研究終了の報告)

第 6 条 研究派遣学生は、他の大学院等における派遣期間が終了したときは、直ちに研究成果報

告書及び当該他の大学院等の交付する研究指導状況報告書等を学長に提出しなければならない。

(研究指導の認定)

第7条 研究派遣学生が他の大学院等において受けた研究指導は、前条の研究成果報告書及び研究指導状況報告書に基づき、大学院学則第20条に規定する課程修了に必要な研究指導として認定することができる。

2 研究派遣学生の属する専攻の専攻長は、前条の報告があつたときは、当該専攻において研究指導認定の可否について審査する。

3 研究指導の認定は、前項の審査結果に基づき、大学院教授会の審議を経て、学長が行う。

4 学長は、前項により研究指導の認定を行つたときは、研究指導認定通知書により当該研究派遣学生に通知する。

(学生納付金)

第8条 研究派遣学生は、派遣期間中においても、大学院学則第38条の2に規定する学生納付金を納付しなければならない。

(災害保険等への加入)

第9条 研究派遣学生は、学生教育研究災害傷害保険及び学長が加入の必要があると認めたその他の災害保険等に加入しなければならない。

(派遣許可の取消し)

第10条 学長は、研究派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、当該他の大学院等と協議のうえ、大学院教授会の審議を経て、派遣の許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき

(2) 当該他の大学院等の規則等に違反し、学生としての本分に反する行為があると認められるとき

(所管事務)

第11条 他の大学院又は研究所等における研究指導に関する事務は、教務室が行う。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院連携大学院教育に関する規程

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 14 条の 2 の規定に基づく大同大学大学院(以下「本大学院」という。)における連携大学院教育については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において連携大学院教育とは、協定等に基づき、国公立及び民間の研究所等(以下「研究所等」という。)の研究者を、その身分を保持させたまま、本大学院の客員教授として招へいするとともに、当該研究所等の研究環境を活用して、本大学院の正規の学生が受ける大学院学則第 13 条の 2 第 1 項に規定する研究指導(以下「研究指導」という。)を、当該研究所等において行うことをいう。

(連携大学院教育の対象とする研究所等)

第 3 条 連携大学院教育の対象とする研究所等は、大学院教授会の審議を経て、学長が認めた研究所等とする。

(連携大学院教育の対象とする本大学院の専攻)

第 4 条 連携大学院教育の対象とする本大学院の専攻は、本大学院における各研究科の全ての専攻とする。

(協定等の締結)

第 5 条 本大学院が連携大学院教育を行おうとするときは、大同大学(以下「本学」という。)と研究所等との間で、次の各号に掲げる事項を定めた協定等を締結する。

- (1) 研究所等の研究者を本大学院の客員教授に委嘱する際の手続きに関する事項
- (2) 前号により委嘱された院客員教授(以下「客員教授」という。)の職務に関する事項
- (3) 客員教授と本大学院教員との役割分担に関する事項
- (4) 学生の研究指導に関する事項
- (5) 学生の修学に関する事項
- (6) 経費負担に関する事項
- (7) その他連携大学院教育を実施するうえで必要な事項

2 前項の協定は、大学院教授会の審議を経て、大同大学学長(以下「学長」という。)が締結する。

(客員教授)

第 6 条 客員教授の委嘱は、大同大学客員教授等規程による。

2 客員教授は、研究指導を行う学生の研究指導担当教員となる。

(副指導教員)

第 7 条 研究所等に派遣される学生(以下「連携大学院派遣学生」という。)の派遣に当たっては、当該専攻は、本大学院担当教員 1 名を副指導教員として、選任する。

2 指導教員は、連携大学院派遣学生に対し、研究指導担当教員と連携して、大同大学学生の厚生補導に関する規程第 2 条第 1 項に規定する指導、助言等を行う。

(連携大学院派遣学生)

第 8 条 連携大学院派遣学生は、本大学院に在籍し、客員教授により研究指導を受けることを希望する者の中から、当該専攻が推薦し、大学院教授会の審議を経て、学長が決定する。

2 連携大学院派遣学生の学生数は、当該専攻の学生数の半数を超えないものとする。

3 連携大学院派遣学生の研究指導を受ける期間は原則、修士課程の学生にあつては2年とし、博士後期課程の学生にあつては3年とする。

4 連携大学院派遣学生が研究所等で必要な研究指導を受けた期間は、在学年数に算入する。

5 連携大学院派遣学生の本大学院の修了に必要な単位は、本大学院において修得しなければならない。

6 連携大学院派遣学生は、研究所等における研究指導の期間が終了したときは、直ちに研究成果報告書及び研究所等が交付する研究指導状況報告書を学長に提出しなければならない。

7 連携大学院派遣学生は、研究所等で研究指導を受けている期間中においても、本大学院の学生としての学生納付金を納付しなければならない。

8 連携大学院派遣学生は、学生教育研究災害傷害保険及び学長が加入の必要があると認めたその他の災害保険等に加入しなければならない。

(研究指導の認定)

第 9 条 連携大学院派遣学生が、研究所等において受けた研究指導は、前条第 6 項の報告書に基づき、大学院教授会の審議を経て、研究指導として認定することができる。

(派遣の取消し)

第 10 条 学長は、連携大学院派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、当該研究所等と協議のうえ、大学院教授会の審議を経て、派遣の許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込がないと認められるとき

(2) 当該研究所等の規則等に違反し、学生としての本分に反する行為があると認められるとき

(連携大学院教育の運営)

第 11 条 連携大学院教育の円滑な運営を図るため、各研究所等との間にそれぞれ連携大学院教育連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

2 前項に規定する連絡協議会に関する事項については、別に定める。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるほか、連携大学院教育に関し必要な事項は、大学院教授会の審議を経て、学長が定める。

(所管事務)

第 13 条 連携大学院教育に関する事務は、教務室が統括する。

附 則 < 省 略 >

大同大学学籍異動に関する取扱規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 大同大学学則(以下「学則」という。)第 28 条から第 34 条及び大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 31 条から第 37 条に基づく、学部及び大学院の学生の学籍異動(転学、留学、休学、復学、退学、除籍、復籍)の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(転学)

第 2 条 転学を願い出る者は、所定の期日までに保証人連署による転学願を提出しなければならない。

2 転学の許可は、教務委員会又は大学院運営委員会の審議を経て、学長が行い、その結果を願出者に通知するものとする。

(留学)

第 3 条 留学を願い出る者は、所定の期日までに保証人連署による留学願を提出しなければならない。

2 留学の許可は、教務委員会又は大学院運営委員会の審議を経て、学長が行い、その結果を願出者に通知するものとする。

(休学)

第 4 条 学則第 30 条及び大学院学則第 33 条に規定するやむを得ない事由は、次の各号のとおりとする。

(1) 修学心不足

(2) 精神的事由

(3) 負傷

(4) 進路検討

(5) 経済的困難

(6) 履修不要

(7) 学長が特に必要と認めた事由

2 休学を願い出る者は、次の各号に掲げる区分及び期限に従い、学部の学生にあつては主指導教員と、大学院の学生にあつては指導教員と面談のうえ、保証人連署による休学願を提出しなければならない。

(1) 前期又は 1 年の休学を希望する者 原則、前年度の 3 月末日まで

(2) 後期の休学を希望する者 原則、当該年度の 9 月末日まで

3 次の各号に掲げる休学事由に該当する場合は、当該各号に掲げる書類を休学願に添えて提出しなければならない。

(1) 病気 医師による診断書

(2) 負傷 医師による診断書

(3) 学長が特に必要と認めた事由 学長が認めたことを証明する書類

4 休学の許可は、教務委員会又は大学院運営委員会の審議を経て、学長が行い、その結果を願出者に通知するものとする。

(復学)

第 5 条 復学を願い出る者は、次の各号に掲げる区分及び期限に従い、学部の学生にあつては主指導教員と、大学院の学生にあつては指導教員と面談のうえ、保証人連署による復学願を提出しなければならない。

(1) 前期末に休学期間が終了する者 原則、当該年度の 9 月末日まで

(2) 後期末に休学期間が終了する者 原則、当該年度の 3 月末日まで

2 学則第 31 条又は大学院学則第 34 条の規定にかかわらず、第 4 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の事由により休学した者にあつては、修学に支障のない旨を証明する医師の診断書を復学願に添えて、提出しなければならない。

3 復学の許可は、教務委員会又は大学院運営委員会の審議を経て、学長が行い、その結果を願出者に通知するものとする。

(退学)

第 6 条 退学を願い出る者は、次の各号に掲げる区分及び期限に従い、学部の学生にあつては主指導教員と、大学院の学生にあつては指導教員と面談のうえ、保証人連署による退学願を提出しなければならない。

(1) 前期に退学を希望する者 原則、当該年度の 9 月末日まで

(2) 後期に退学を希望する者 原則、当該年度の 3 月末日まで

2 退学の許可は、教務委員会又は大学院運営委員会の審議を経て、学長が行い、その結果を願出者に通知するものとする。

(除籍)

第 7 条 除籍にかかる事由が発生した場合には、教務委員会又は大学院運営委員会の審議を経て、学長が決定し、その結果を除籍者に通知するものとする。

(復籍)

第 8 条 復籍を願い出る者は、所定の期日までに保証人連署による復籍願を提出しなければならない。

2 復籍の許可は、教務委員会又は大学院運営委員会の審議を経て、学長が行い、その結果を願出者に通知するものとする。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院一般奨学生規程

平成2年10月8日制定

平成21年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、大同大学大学院(以下「大学院」という。)に在籍する優秀な学生に対して、奨学金を貸与することによって学問研究を助成し、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

(資格)

第2条 一般奨学生となることができる者は、本大学院の学生で人物、学業ともに優れ、かつ健康であつて経済的な理由により修学が困難で、一般奨学金の貸与が必要であると認められる者でなければならない。

(一般奨学金)

第3条 一般奨学金の貸与額は、月額60,000円とし、無利子貸与とする。

(期間)

第4条 一般奨学生の期間は、原則として次のとおりとする。

修士課程	2年
博士課程後期3年の課程	3年

(以下「博士後期課程」という。)

(採用人員)

第5条 採用人員は、次のとおりとする。

修士課程	各年次6名以内
博士後期課程	各年次3名以内

(制限)

第6条 日本学生支援機構又はその他諸団体の奨学生は、一般奨学生となることはできない。ただし、博士後期課程においては、特別の事情があると学長が認めた場合は、この限りでない。

(申請手続)

第7条 一般奨学金の貸与を希望する者は、所定の申請書及び書類を学長に提出しなければならない。

(選考)

第8条 一般奨学生の選考は、学長が行う。

(誓約書)

第9条 一般奨学金の貸与が決定された者は、連帯保証人1名と連署した誓約書を学長に提出しなければならない。

(打切)

第10条 一般奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は一般奨学生の貸与を打ち切ることができる。

- (1) 休学、退学又は除籍のとき
- (2) 学業成績又は性行が不良となつたとき
- (3) 第6条の規定により、一般奨学生となることができなくなつたとき
- (4) その他一般奨学生として、適当でないと思はれる事由が生じたとき

(返還)

第 11 条 一般奨学生の貸与を受けた者は、別に定める細則により、貸与された総額を大学院修了(退学、除籍を含む。)年度の翌年度から 10 年以内に返還しなければならない。ただし、本学大学院修士課程、博士後期課程共に奨学金の貸与を受けた者は、15 年以内に返還しなければならない。

(届出)

第 12 条 一般奨学生又は一般奨学生であつた者が、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく届け出なければならない。

- (1) 休学、退学又は復学しようとするとき
- (2) 一般奨学金を辞退しようとするとき
- (3) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更のあつたとき

(免除と猶予)

第 13 条 一般奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は著しい障害その他の重大な理由により、返還することが困難となつた場合には、学長は本人又は連帯保証人の願い出により、第 11 条の規定にかかわらず、その返還額の全部又は一部を免除又は猶予することができる。

2 博士後期課程を修了し、本学教員に就任した場合には、毎年 10 月 30 日までに願い出ることにより、第 11 条の規定にかかわらず、その年度の返還を免除する。

(細則)

第 14 条 この規程の実施に必要な細則は、別に定める。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院一般奨学生規程施行細則

平成 2 年 10 月 8 日制定

平成 21 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、大同大学大学院一般奨学生規程第 14 条の規定に基づき、一般奨学生の申請及び決定並びに返還に関して必要な事項を定める。

(申請書類)

第 2 条 一般奨学生を希望するものは、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 一般奨学金貸与申請書
- (2) その他大学が必要と認めた書類

(選考方法)

第 3 条 一般奨学生の選考は、次のとおりとする。

修士課程

申請書類、学部の成績(大学院修士課程入学試験の成績を含む。)又は大学院修士課程の成績を総合的に判断して行う。

博士課程後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)

申請書類、修士課程の成績等(大学院博士後期課程入学試験の成績を含む。)又は大学院博士後期課程の成績を総合的に判断して行う。

(決定通知)

第 4 条 学長は、一般奨学生を決定したときは、本人と連帯保証人に、直ちに文書をもって通知する。

(誓約書)

第 5 条 一般奨学生決定の通知を受けた者は、通知を受けた日から 10 日以内に、誓約書を学長に提出しなければならない。

(貸与方法)

第 6 条 一般奨学金の貸与は、毎月 20 日本人名義の銀行口座に振り込むものとする。ただし、当日が土曜日、日曜日又は休日等に当たるときは、その前日とする。

2 一般奨学生の振り込み口座は、必ず学生本人の名義とし、採用決定の際振込口座届を提出しなければならない。

3 一般奨学生は、大学院修了又はその他の事由により一般奨学生の資格を失ったときは、一般奨学金借用証書を学長に提出しなければならない。

(打切通知)

第 7 条 学長は、一般奨学金の貸与を打ち切ったときは、本人と連帯保証人に、直ちに文書をもって通知する。

(返還方法)

第 8 条 一般奨学金は、大学院修了(退学、除籍を含む。)年度の翌年度から 10 年以内に返還しなければならない。ただし、本学大学院修士課程、博士後期課程共に奨学金の貸与を受けた者は、15 年以内に返還しなければならない。

2 返還は、元金均等割とし、毎月 16 日に郵便局又は銀行の預貯金口座振替によって返還する。当日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。

3 本人の都合により、返還期間の短縮又は返還時期の繰り上げを行うことができる。

4 返還を猶予された者の返還方法は、その都度決める。

(振替案内)

第9条 本人または連帯保証人に、毎年4月に残額と次回振替額を記した振替案内を送付する。

(延滞利息)

第10条 一般奨学生であったものが、正当な理由無くして一般奨学金の返還を延滞したときは、約束の返済期日を6か月過ぎる毎に延滞した額の5% (年額) 日割計算を延滞利息として徴収する。

(返還の督促)

第11条 奨学生であった者が、正当な理由がなく奨学金の返還を延滞したときは督促する。

2 前項の規定による督促は、次の各号の一に該当するときは、その者の連帯保証人にも行う。

- (1) 奨学生であった者の住所の変更の届出がない等の理由により、その所在が不明のとき。
- (2) 前項の規定による督促を重ねても奨学生であった者が返還を行わないとき。
- (3) その他の事情があるとき。

3 督促に関する事務の詳細は、別の要領に定める。

(返還の強制)

第12条 奨学生であった者又は連帯保証人が、前条の規定による督促にも応じず、返還を著しく延滞したときは、法令の定める手続きにより、未返還奨学金を返還請求するものとする。

(返還額の未納処理)

第13条 返還額の未納処理については、別の基準に定める。

(所管)

第14条 一般奨学金に関する事務は、学生室が行う。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院博士後期課程特別奨学規程

平成 14 年 3 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 大同大学大学院学則第 40 条に基づく大同大学（以下「本学」という。）の大学院博士後期課程において、特に優秀な人材を育成することを目的とする特別奨学制度については、この規程の定めるところによる。

(資格)

第 2 条 特別奨学金を受けることができる者（以下「特奨生」という。）の資格は、学力及び人物が特に優秀で、かつ、健康で博士号取得に相応しい能力を持った、次の一に該当する者とする。

- (1) 本学の大学院博士後期課程の行う一般学生入学試験又は社会人学生入学試験の成績が特に優秀で、引き続き在学中の学力も特に優秀である者
- (2) 1 年次の学力が特に優秀で、引き続き在学中の学力も特に優秀である者
- (3) 2 年次の学力が特に優秀である者

(特別奨学金の額)

第 3 条 特別奨学金は、年額 200,000 円とする。

(特別奨学金の給付)

第 4 条 特別奨学金の給付期間は、特奨生採用年度から最短修業年限とする。
2 給付の方法は、学生納付金納入時に、前条の額を免除することとする。

(採用人員)

第 5 条 特奨生の採用人員は、毎年度若干名とする。

(選考)

第 6 条 特奨生の選考は、大学院運営委員会の審議を経て、学長が決定する。
2 特奨生の選考に関する事項は、別に定める。

(誓約書)

第 7 条 特奨生として採用が決定した者は、連帯保証人 1 名と連署した誓約書を学長に提出しなければならない。

(取消)

第 8 条 特奨生が次の各号の一に該当するときは、大学院運営委員会の審議を経て、学長がその資格を取消すものとする。

- (1) 休学、退学又は除籍のとき
- (2) 学則違反をしたとき
- (3) 学業成績が特奨生として不振と判断したとき
- (4) 出席状況が特奨生として不良と判断したとき

(停止・返還)

第 9 条 前条の規程により特奨生の資格を取消したときは特別奨学金の給付を停止し、事情によっては、当該年の交付額を返還させることがある。

2 特奨生が疾病又は経済的事由等によりやむを得ず休学する場合は、特別奨学金の給付を停止し、復学したときに特別奨学金の給付を復活する。

(補則)

第 10 条 この規程の施行に関する必要な事項は、学長がこれを定める。

(事務)

第 11 条 第 2 条第 1 号に係る選考に関する事務は入試・広報室が行い、第 2 条第 2 号及び第 3 号に係る選考に関する事務は学生室が行い、以降の事務は学生室が行う。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院学生表彰規程

平成7年10月17日制定

平成30年4月1日改正

(趣旨)

第1条 大同大学大学院学則第41条第2項に基づく学生の表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大同大学学長賞
- (2) 大同大学奨励賞

(対象)

第3条 大同大学学長賞（以下「学長賞」という。）は、学位論文が特に優秀で、他の学生の模範と認められた者に授与する。

2 大同大学奨励賞（以下「奨励賞」という。）は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して授与する。

- (1) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめたもの
- (2) 研究活動において、特に顕著な業績をおさめたもの
- (3) 特に顕著な功績、善行があつたもの

(授与人数の制限)

第4条 学長賞は、各専攻2名以内、コースを有する専攻については、各コース1名以内の者に授与する。

(決定)

第5条 表彰は、大学院運営委員会の審議を経て学長が決定する。

(委任)

第6条 前4条に規定するほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院学生表彰規程実施細則

(平成 30 年 6 月 8 日制定)

(趣旨)

第 1 条 大同大学大学院学生表彰規程（以下「表彰規程」という。）第 6 条に基づく大同大学の大学院学生の表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項については、この細則の定めるところによる。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、表彰規程の定めるところにより、次の各号のとおりとする。

- (1) 大同大学学長賞
- (2) 大同大学奨励賞

(対象)

第 3 条 大同大学学長賞（以下「学長賞」という。）は、表彰規程の定めるところにより、学位論文が特に優秀で、他の学生の模範と認められた者に授与する。

2 大同大学奨励賞（以下「奨励賞」という。）は、表彰規程の定めるところにより、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して授与する。

- (1) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめたもの
- (2) 研究活動において、特に顕著な業績をおさめたもの
- (3) 特に顕著な功績、善行があつたもの

(対象とするものの定義)

第 4 条 前条第 2 項第 1 号に規定するものとは、国際大会の出場者、全国大会の入賞者又はこれに準ずる成績をおさめたものとする。

2 前条第 2 項第 2 号に規定するものとは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 国際的又は全国的な学会等で本学の名誉を高める顕著な業績をおさめたもの
- (2) 修了後、在学中の研究活動業績により、特に顕著な功績があつたもの

3 前条第 2 項第 3 号に規定するものとは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 学内又は学外における社会貢献等の活動実績が、本学の名誉を高める模範的な行為として認められたもの
- (2) 前号のほか、特に顕著な功績、善行があつたもの

(授与人数等の制限)

第 5 条 表彰するものの数は、制限しない。ただし、学長賞については、表彰規程の定めるところにより、各専攻 2 名以内とする。

2 賞を授与する回数は、制限しない。

(推薦方法)

第 6 条 表彰の推薦は、第 2 条から第 5 条の規定に基づき専攻等が行う。

2 推薦者は、下表のとおりとする。

賞の種類と区分	推薦者
第 3 条第 1 項	専攻
第 3 条第 2 項第 1 号	学生の所属クラブの顧問又は監督
第 3 条第 2 項第 2 号	専攻
第 3 条第 2 項第 3 号	専攻又は学生部

3 推薦の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学長賞 原則として、毎年 2 月とする。
- (2) 奨励賞 随時とする。ただし、推薦の事由が発生した日より、原則 2 ヶ月以内とする。

(表彰時期等)

第 7 条 表彰の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学長賞 学位記授与式
- (2) 奨励賞 その都度速やかに行う

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めた場合は、随時行うことができる。

3 受賞者には、表彰状及び副賞を授与する。

附 則

第 1 条 この細則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

大同大学学生懲戒規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大同大学学則(以下「学則」という。)第 39 条第 4 項及び大同大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 42 条第 4 項の規定に基づき、大同大学(以下「本学」という。)の学部及び大学院の学生の懲戒について、必要な事項を定める。

(懲戒の内容)

第 2 条 懲戒の種類は学則第 39 条第 2 項及び大学院学則第 42 条第 2 項のとおりとし、その内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 退学 学生の身分を失わせること
- (2) 停学 一定の期間、教育課程の履修及び課外活動を禁止すること
- (3) 訓告 文書又は口頭により注意を与え、将来を戒めること

2 停学は、有期又は無期とし、有期の停学とは、期限を付して命じる停学をいい、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいう。

(厳重注意)

第 3 条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により、厳重注意を行うことができる。

(懲戒対象行為)

第 4 条 懲戒の対象となる行為は、次の各号のとおりとする。

- (1) 刑罰法規に抵触する行為
- (2) 交通法規に違反する行為
- (3) 人権を侵害する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (6) 本学の規則に違反する行為
- (7) 各学部の履修規程第 9 条第 1 項に規定する試験における不正行為
- (8) 本学の教育研究等の業務を妨害する行為
- (9) その他、学生の本分に反すると認められる行為

(懲戒の量定)

第 5 条 懲戒処分の量定は、次に掲げる行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の非違行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

2 退学については、学則第 39 条第 3 項及び大学院学則第 42 条第 3 項の規定を考慮しなければならない。

(懲戒処分の手続)

第 6 条 学長は、学生が第 4 条に該当する行為を行つたと認められるとき、学部の学生にあつては学生委員

会に、大学院の学生にあつては大学院運営委員会に、当該学生に対する懲戒処分の当否についての審査を命ずる。

2 学生委員会及び大学院運営委員会は、当該事案を調査の上、第4条及び第5条に基づき、懲戒の要否及び懲戒の種類等について審査し、その結果を学長に報告する。

3 学長は、当該委員会の報告を受け、懲戒処分を行う。

4 学長は、必要があると認めるときは、当該委員会に対して再審査を求めることができる。

(懲戒処分の通知)

第7条 学長は、懲戒処分を行う学生に対して、懲戒通知書(別記様式1)を交付して行うとともに、その保証人に対し当該通知書の写しを送付するものとする。

2 学長は、懲戒処分の内容を告示(別記様式2)により学内に公示する。

(異議申し立て)

第8条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒通知書の交付日から20日以内に、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に異議申し立てを行うことができる。

(自宅謹慎)

第9条 学長は、当該事案が退学又は停学に該当することが明白であると認めるときは、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(指導監督者)

第10条 停学中の学生に対する教育上及び生活上の指導を行うため、指導監督者を置く。

2 指導監督者は、学部の学生にあつては当該学生の主指導教員とし、大学院の学生にあつては、指導教員とする。

3 指導監督者は、当該学生の生活状況を把握し、適宜、学長に報告しなければならない。

(無期停学の解除)

第11条 学生委員会又は大学院運営委員会は、無期停学の学生について、指導監督者の要請に基づき、停学解除の妥当性について審議を行う。

2 学長は、学生委員会又は大学院運営委員会の審議を経て停学を解除できる。

3 学長は、無期停学解除の通知を、停学処分解除通知書(別記様式3)により当該学生に行うとともに、その保証人に対し当該通知書の写しを送付するものとする。

(懲戒の記録)

第12条 懲戒処分が行われた場合は、学籍簿に記録するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学院運営委員会の審議を経るものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒の実施に関し必要な事項は、学生委員会及び大学院運営委員会の審議を経て、別に定める。

(所管事務)

第15条 学生の懲戒に関する事務は、学生室が行う。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

(平成 23 年 1 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、大同大学大学院(以下「大学院」という。)において、独立行政法人日本学生支援機構が定める奨学金返還免除候補者(以下「返還免除候補者」という。)の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(返還免除候補者)

第 2 条 返還免除候補者として独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)に推薦できるものは、大学院において機構から第一種奨学金の貸与を受けた学生であつて、在学中に特に優れた業績を挙げたものとする。

(返還免除候補者の選考)

第 3 条 返還免除候補者の選考は、大同大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)において、当該学生の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績(機構が定める奨学規程「独立行政法人日本学生支援機構平成 16 年規程第 16 号」)に基づき、総合的に評価して行うものとする。

2 前項の選考に関する基準は、別に定める。

(返還免除候補者の推薦)

第 4 条 学長は、委員会の選考の審議結果に基づき、機構が定める業績優秀者返還免除申請書及び推薦理由書に業績を証明する書類を添付し、機構に推薦するものとする。

(推薦の取消し)

第 5 条 学長は、前条による推薦後、学位論文等に不正の事実等が判明した場合は、委員会の審議を経て当該推薦を取り消すことができる。

第 6 条 削除

第 7 条 削除

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、大学院運営委員会の審議を経るものとする。

(事務)

第 9 条 返還免除候補者の選考に関する事務は、学生室が行う。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

大同大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規程

(平成 30 年 9 月 12 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人大同学園組織規則第 25 条第 2 項の規定に基づき、大同大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が定める返還免除の本学大学院における候補者(以下「返還免除候補者」という。)の選考に関する事
- (2) 返還免除候補者の選考基準及びその取扱いに関する事
- (3) その他返還免除候補者の選考及び推薦に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の委員をもつて組織する。

- (1) 大学院研究科長
- (2) 大学院副研究科長
- (3) 大学院工学研究科長
- (4) 大学院情報学研究科長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は大学院研究科長とする。副委員長は、委員長が委員会の同意を得て指名する。

(定足数及び議決)

第 5 条 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席によつて成立し、議事は、出席者の過半数の同意によつて成立する。

(招集)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名したものが、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会等の設置)

第 8 条 委員会は、必要に応じて小委員会等を設置することができる。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務は、学生室が行う。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

大同大学提携教育ローン規程

平成 26 年 10 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 大同大学（以下「本学」という。）に、経済的理由により学生納付金の納付が困難な学生に対し、別に定める金融機関（以下「提携金融機関」という。）と本学が契約する教育ローン（以下「提携教育ローン」という。）制度を設ける。

(資格)

第 2 条 提携教育ローンを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学部又は大学院に在籍する正規学生の保護者（父母又はそれに準ずる者）

(2) 学部又は大学院の正規課程に入学を予定する者の保護者（父母又はそれに準ずる者）

(利用限度額)

第 3 条 提携教育ローンの一回当たりの利用金額は、前期又は後期の学生納付金額を上限とする。

2 累計利用金額の上限は、提携金融機関との契約による。

(利子)

第 4 条 提携教育ローンの利子は、提携金融機関との契約による。

(返済)

第 5 条 提携教育ローンの利用者は、提携金融機関に元金及び利子を返済しなければならない。

(申請)

第 6 条 提携教育ローンの利用を希望する者は、所定の手続きにより申請し、学長の承認を得なければならない。

(所管事務)

第 7 条 提携教育ローンに関する事務は、学生室が行う。

附則 < 省 略 >

大同大学大学院提携教育ローン利子補給奨学規程

2020年12月8日制定

(趣旨)

第1条 大同大学大学院学則第40条第2項の規定に基づく、提携教育ローン利子補給奨学(以下「利子補給奨学」という。)については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 利子補給奨学は、経済的に困窮して学生納付金の納付が困難となり、提携教育ローンを利用する学生に対し、その利子の全部又は一部を給付することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 利子補給奨学による奨学金(以下「利子補給奨学金」という。)の給付を受けることができる者は、提携教育ローンを利用し、かつ、最短修業年限以内に在籍している者とする。

(利子補給奨学金)

第4条 利子補給奨学金は、当該年度までの累計利用金額に係る当該年度の支払利子額に別表の給付率を乗じて算出した金額とし、千円未満は切捨てる。ただし、場合により、給付額を減ずることがある。

2 利子補給奨学金の上限は、1年度につき18万円とする。

(申請)

第5条 利子補給奨学金の給付を受けようとする者は、毎年度所定の期間内に所定の書類を添えて、学長に申請しなければならない。

(利子補給受給者の決定)

第6条 利子補給奨学金の受給者は、大学院運営委員会の審議を経て、学長が決定する。

(利子補給奨学金の給付)

第7条 利子補給奨学金の給付は、申請のあつた指定口座に所定の時期に振り込むことによつて行ふ。

(雑則)

第8条 利子補給奨学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(所管事務)

第9条 利子補給奨学に関する事務は、学生室が行ふ。

附 則 < 省 略 >

別表

区分	主たる家計支持者の年間総収入※	給付率
給与所得者	841万円以上	50%
	841万円未満	100%
給与所得者以外	355万円以上	50%
	355万円未満	100%

※給与所得者は源泉徴収票の支払い金額とする。給与所得者以外は確定申告書等の所得金額とする。

大同大学大学院提携教育ローン利子補給奨学細則

2020年12月8日制定

(趣旨)

第1条 大同大学大学院提携教育ローン利子補給奨学規程（以下「奨学規程」という。）第8条に基づく利子補給奨学の取扱いについては、この細則の定めるところによる。

(基準とする所得)

第2条 奨学規程の別表に規定する給与所得者及び給与所得者以外の所得は、私立大学等経常費補助金特別補助における「入学料・授業料減免等の給付事業」の家計基準を準用する。

(給付額の減額)

第3条 奨学規程第4条第1項のただし書に規定する「給付額を減ずることがある」とは、当該年度の利子補給奨学金の申請総額が予算額を超えるときをいう。

2 給付額の減額を行う場合の給付額は、次の計算式による。ただし、千円未満は切捨てるものとする。

申請者の申請金額×予算額／申請総額

(申請)

第4条 奨学規程第5条に規定する所定の期間は、12月から1月末日までとし、所定の必要書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 提携教育ローン利子補給奨学金受給申請書
- (2) 所得を証する書類
- (3) 金融機関等が発行した返済計画書等（借入者・返済期間・利息が明記されたもの）

(給付時期)

第5条 奨学規程第7条に規定する所定の給付時期は、申請があった年度の3月とする。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院論文博士の学位授与申請書類((7)外国語の能力に関する申告書) についての申合せ

平成 11 年 2 月 17 日制定

平成 21 年 4 月 1 日改正

論文博士の学位授与申請書類（（7）外国語の能力に関する申告書）で「大学等における外国語単位取得状況及び本人の自己申告」については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 「大学等における外国語単位取得状況」
大学等における外国語の単位の取得状況を証明するもの
 - ・ 単位修得証明書、成績証明書等

2. 「本人の自己申告」
次のいずれかに該当する書類をもって、本人の自己申告書とする。
 - ・ 外国での学位取得
 - ・ 海外留学の経験を証明するもの
 - ・ 外国語で記載された論文（別刷り又は写しでも可）
 - ・ 翻訳した論文・解説記事等（写しでも可）
 - ・ 外国での研究活動を証明するもの
 - ・ 外国での調査実績を証明するもの
 - ・ 国際会議での研究発表実績を証明するもの
 - ・ 上記に相当する語学力を証明できるもの

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院論文博士の申請資格、試験及び業績についての申合せ

平成 10 年 11 月 18 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

論文博士の申請資格、試験及び業績については、「大同大学大学院学則」及び「大同大学大学院学位審査等取扱細則」(以下「細則」という。)等に定めるほか、次によるものとする。

1. 論文博士の申請資格について(大学院学則第 22 条第 2 項関係)

大学卒業後 7 年以上、修士課程修了後 4 年以上その他これらと同等以上の研究の経歴を有する者^{* (1)}とする。

* (1)「その他これらと同等以上の研究の経歴を有する者」とは、大学卒業の要件を満たさない者で、大学院教授会(教授で構成)において大学学部卒業者と同等以上の学力を有すると認定され、かつ、十分な研究の経歴を有する者とする。

2. 専門の試験について(細則第 21 条第 1 項関係)

受理された論文の公開講演会の際、学位論文に関連のある科目について口頭で行う。

3. 外国語の試験について(細則第 21 条第 2 項関係)

外国語は、特別な事情がある場合を除き英語とする。

4. 学力確認のための試験について(細則第 21 条第 3 項関係)

専攻の学術について筆答または口頭で行う。

5. 業績について(細則第 21 条第 5 項関係)

公表された論文は、3 編以上とし、学会誌、学会論文集、学会誌相当誌等^{* (2)}に掲載されている^{* (3)}ことを条件とする。

* (2)「学会誌相当誌」とは、掲載論文につき学会誌と同等以上の審査の行われる専門誌を指すが、学会誌と同等以上の認定は、それぞれの専門分野に委ねる。

* (3)「掲載されている」とは、査読済みで「掲載可」となっているものを含む。

附 則 < 省 略 >

大同大学大学院課程博士の業績についての申し合わせ

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

課程博士の業績については、「大同大学大学院学則」及び「大同大学大学院学位審査等取扱細則」(以下、「細則」という。)等に定めるほか、次によるものとする。

1. 業績について(細則第 13 条第 4 項関係)

公表された論文⁽¹⁾は、2 編以上とし、学会誌、学会論文集、学会誌相当誌⁽²⁾に掲載されている⁽³⁾ことを条件とする。

* (1) 「公表された論文」とは、学位論文の主要な部分に係するものとする。

* (2) 「学会誌相当誌」とは、掲載論文につき学会誌と同等以上の審査の行われる専門誌を指すが、学会誌と同等以上の認定は、それぞれの専門分野に委ねる。

* (3) 「掲載されている」とは、査読済みで「掲載可」となっているものを含む。

附則 < 省 略 >

大 学 院 研 究 科 便 覧

工学研究科〈修士課程・博士後期課程〉

情報学研究科〈修士課程〉

2026年4月1日発行

編集・発行 **大同大学**

〒457-8530 名古屋市南区滝春町10-3

TEL<052>612-6111 (代)

